

# 議事日程 (第1号)

令和7年12月4日(木曜日) 午前10時開会

(開 会)

○ 諸報告

- 1 報告第32号 専決処分の報告について
- 2 議員の派遣の報告について

第1 会期の決定について

第2 議案第144号 北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

第3 議案第145号 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

第4 議案第146号 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

第5 議案第147号 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

第6 議案第148号 北九州市旅費条例の一部改正について

第7 議案第149号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第8 議案第150号 北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について

第9 議案第151号 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

第10 議案第152号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第11 議案第153号 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第12 議案第154号 北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について

第13 議案第155号 北九州市火災予防条例の一部改正について

第14 議案第156号 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について

第15 議案第157号 北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について

第16 議案第158号 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について

第17 議案第159号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について

第18 議案第160号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について

第19 議案第161号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

第20 議案第162号 若戸大橋(吊橋部)橋梁補修工事(6-2)請負契約の一部変更について

- 第21 議案第163号 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7-1）請負契約締結について
- 第22 議案第164号 公有水面埋立てによる土地確認について
- 第23 議案第165号 町の区域の変更について
- 第24 議案第166号 当せん金付証券の発売について
- 第25 議案第167号 市道路線の認定及び廃止について
- 第26 議案第168号 市有地の処分について
- 第27 議案第169号 芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について
- 第28 議案第170号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）
- 第29 議案第171号 指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
- ）
- ）
- 第35 議案第177号
- 第36 議案第178号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり学園等）
- 第37 議案第179号 指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）
- ）
- ）
- 第40 議案第182号
- 第41 議案第183号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社）
- 第42 議案第184号 指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）
- 第43 議案第185号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）
- 第44 議案第186号 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第45 議案第187号 令和7年度北九州市渡船特別会計補正予算（第1号）
- 第46 議案第188号 令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第1号）
- 第47 議案第189号 令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第48 議案第190号 令和7年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第49 議案第191号 令和7年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）
- 第50 一般質問

（散 会）

## 会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第144号から
- 日程第49 議案第191号まで
- 日程第50 一般質問

## 出席議員 (56人)

1番	菊地公平	2番	佐藤栄作
3番	上野照弘	4番	吉村太志
5番	田仲常郎	6番	宮崎吉輝
7番	中村義雄	8番	鷹木研一郎
9番	戸町武弘	10番	香月耕治
11番	片山尹	12番	村上幸一
13番	日野雄二	14番	吉田幸正
15番	西田一	16番	田中元也
17番	金子秀一	18番	廣田信也
19番	立山幸子	20番	たかの久仁子
21番	小松みさ子	22番	富士川厚子
23番	小渡辺修一	24番	中島隆治
25番	松岡裕一郎	26番	木畑広宣
27番	村上直樹	28番	成重正丈
29番	岡本義之	30番	三宅まゆみ
31番	森本由美	32番	大久保無我
34番	森結実子	35番	泉日出夫
36番	中村じゅん子	37番	山崎英樹
38番	山田大輔	39番	宇都宮亮
40番	永井佑	41番	伊藤藤淳
42番	宇土浩一郎	43番	高橋一都
44番	山内涼成	45番	荒川徹
46番	大石正信	47番	伊崎大義
48番	本田一郎	49番	奥村直樹
50番	井上しんご	51番	柳井誠
52番	村上さところ	53番	小宮良彦
54番	小金丸かずよし	55番	松尾和也
56番	有田絵里	57番	井上純子

## 欠席議員 (1人)

33番 小宮けい子

## 説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	江口哲郎
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	中村彰雄	危機管理監	柏井宏之
技術監理局長	尊田利文	政策局長	小杉繁樹
総務市民局長	三浦隆宏	財政・変革局長	武田信一
保健福祉局長	武藤朋美	子ども家庭局長	小林亮介
環境局長	木下孝則	産業経済局長	柴田泰平
都市ブランド 創造局長	小笠原圭子	都市戦略局長	小野勝也
都市整備局長	持山泰生	港湾空港局長	倉富樹一郎
消防局長	岸本孝司	上下水道局長	廣中忠孝
交通局長	白石基	公営競技局長	春日伸一
教育長	太田清治	行政委員会 事務局長	兼尾明利

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	天本克己	次長	檜木野裕
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

## 午前10時5分開会

○議長（中村義雄君）ただいまから、令和7年12月北九州市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

市長から1件の報告がっております。なお、その写しは各議員宛て送付しておりますので御了承願います。

次に、お手元配付の議員派遣変更報告一覧表及び議員派遣報告一覧表記載の9件については、議長において変更及び決定いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日から12月12日までの9日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決定いたしました。

次に、日程第2 議案第144号から、日程第49 議案第191号までの48件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（武内和久君）ただいま上程された議案について御説明いたします。

条例議案18件、その他の議案23件、補正予算議案7件、合計48件でございます。

初めに、条例議案等について御説明いたします。

まず、北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正については、関係省令の一部改正に伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を整理するためのものです。

次に、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、職員の多様で柔軟な働き方をより一層推進することを目的に、フレックスタイム制を導入するためのものです。

次に、北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正については、本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うためのものです。

次に、北九州市職員退職手当支給条例の一部改正については、定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員の年齢を引き上げるためのものです。

次に、北九州市旅費条例の一部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の計算等に係る規定を簡素化する等のためのものです。

次に、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、北九州市

立折尾東部総合食料品小売センターを廃止するためのものです。

次に、北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正については、八幡東保健センターを移転するためのものです。

次に、児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、小倉城等の利用料金の適正化を図るためのものです。

次に、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、一部の都市公園について、指定管理者が行う業務の範囲を拡大するためのものです。

次に、北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正については、平尾台自然の郷について、指定管理者が行う業務の範囲を拡大する等のためのものです。

次に、北九州市火災予防条例の一部改正については、林野火災の予防に関する事項を定める等のためのものです。

次に、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正については、市営バスの普通旅客運賃を改定するためのものです。

次に、北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正については、有料遊具施設を新設するためのものです。

次に、北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い、教員の処遇改善を行うためのものです。

次に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正については、本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の教職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うためのものです。

次に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正については、教職員の旅費について、北九州市旅費条例を準用することを基本とするため、関係規定を改めるものです。

次に、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、教職員の勤務時間について、勤務時間を割り振らない日を設定できるようにするためのものです。

次に、若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更については、当該工事請負契約の工期を変更するものです。

次に、若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約締結については、若戸大橋の橋りょう補修工事に伴う工事請負契約を締結するものです。

次に、公有水面埋立てによる土地確認については、公有水面埋立工事により造成された土地が市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するものです。

次に、町の区域の変更については、公有水面埋立工事により市の区域内に新たな土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入するものです。

次に、当せん金付証券の発売については、令和8年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるものです。

次に、市道路線の認定及び廃止については、市道路線の整備を図るため、路線の認定及び廃止をするものです。

次に、市有地の処分については、若松区響町一丁目に所在する市有地を製造業用地として売り払うものです。

次に、芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議については、芦屋町の公共下水道事業に係る事務を受託し、及び代替執行するため、芦屋町と協議するものです。

次に、指定管理者の指定についての15件は、市が設置する公の施設について、それぞれ指定管理者を指定するものです。

続きまして、令和7年度12月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、市民の暮らしを守り、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するための喫緊の施策を計上するためのものであります。本年8月の大雨に伴い被災した農地や水路、ため池、林道などの災害復旧に要する経費に加え、物価高の影響が大きくなる年末に向けて、子ども食堂等を通じて食料支援を行う臨時的な生活者支援、賃上げ基調を踏まえ、人事委員会の勧告に沿って官民が歩調を合わせて賃上げをするための職員給与の改定などを盛り込んでおります。

補正いたします予算額は、一般会計で51億2,580万円の増額、特別会計で7,721万円の増額、企業会計で3,000万円の増額、総額52億3,301万円の増額を行うこととしております。補正後の予算規模は、全会計で1兆4,162億8,584万円となります。また、債務負担行為につきましては、一般会計で2億9,760万円の増額、特別会計で4億5,000万円の増額を設定しております。

補正予算のうち主なものについて御説明いたします。

1点目に、令和7年8月の大雨に伴う災害復旧として、被災した農地や林道、崩落した崖等の復旧に要する経費などを計上しております。

2点目に、年末を控えた臨時的な生活者支援として、物価高による生活への影響が特に強い世帯や子供に対して食料支援などを実施するための経費を計上しております。

なお、国の経済対策に沿った物価高対策については、重点支援地方交付金の追加交付の状況を踏まえて、今後速やかに対応してまいります。

3点目に、賃上げ基調を踏まえた人事委員会の勧告に基づき、一般会計、特別会計及び企業

会計において、給与の改定や期末勤勉手当支給割合の変更などに要する経費を計上しております。

4点目に、子育て、教育支援として、多子世帯における北九州市立大学の授業料等の減免や児童手当の支給など、制度の拡充などが行われたことに伴う当初の見込みを上回る対象者の増加に対応する経費などを計上しております。

そのほか、事業進捗等に伴う対応として、企業における工場の新増設等に対する補助に要する経費などを計上するとともに、且過地区における土地区画整理事業に要する経費などについて債務負担行為を設定しております。

最後に、一般会計及び特別会計の繰越明許費については、道路、河川、街路事業などにおいて関係者との調整等に日時を要したことなどの理由により、年度内に事業の執行ができない見込みのものについて翌年度に繰り越すものです。

以上、上程されました議案について提案理由を説明しました。よろしく御審議をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（中村義雄君）**ただいま議題となっております議案48件のうち、第145号から148号まで及び第158号から161号までの8件については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を求めておりましたところ、お手元配付のとおり意見の申出がっております。

ただいまから質疑に入ります。

会派質疑を行います。日本共産党、46番 大石議員。

**○46番（大石正信君）**おはようございます。日本共産党の大石正信でございます。会派を代表して会派質疑を行います。

まず、議案第185号、12月補正予算のうち物価高騰対策について伺います。

今回の補正予算では、食料支援を通じた生活者支援500万円、子ども食堂支援500万円、合わせて1,000万円が計上されています。しかし、物価高騰が長期化し、食料品や燃料費が家計を直撃している現状の下で、この補正予算はごく一部の市民を対象にした限定的な支援にとどまっています。もはや物価高騰は特定の世帯だけの問題ではなく、全市民が抱える深刻な問題です。また、年末を控えた臨時的な生活者支援としていますが、準備期間も短く、年内に必要な支援が届くのか疑問です。年末を控えた対策というならば、補正予算額、対象世帯数など本市独自の物価高騰対策を抜本的に見直すべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、議案第146号、市職員の給与に関する条例等の一部改正について伺います。

人事委員会は9月24日、民間との給与較差を解消するため、月例給を1万2,301円、3.03%の引上げを令和7年4月1日に遡って実施することと、期末勤勉手当を0.05か月分増の4.65月とする旨の勧告を行いました。しかし、米をはじめ食料品の高騰が続き、実質賃金は9か月連続マイナスです。1万円程度の賃上げでは物価上昇に追いついていません。市内最大の事業所である市役所職員の給料は、市内の民間企業の賃金にも大きな影響を及ぼす問題であることを

踏まえ、以下5点伺います。

第1に、物価高騰を上回る賃上げについてです。

公務員の給与は、労働基本権制約の代償措置として、生計費や民間との均衡などを考慮した人事院、人事委員会勧告に基づき決定されています。今回の勧告では、比較対象とする企業の規模を50人以上から100人以上に引き上げましたが、市職員は約7,000人規模であるのに対して、比較対象が依然として小規模であり、民間との均衡の根拠そのものの疑問が残ります。国においては中央省庁職員の比較対象企業規模を500人以上から1,000人以上に引き上げました。本市も国と同規模での比較を実施し、物価高騰を上回る賃上げを行うべきだと考えますが、見解を伺います。

第2に、高齢層職員や会計年度任用職員の処遇改善についてです。

職員は55歳で昇給停止となり、60歳以降の給与は7割への削減、さらに、暫定再任用職員になると給与が5割へ削減されます。しかし、とりわけ本市では人口減少、業務の複雑化の下で、ベテラン職員の知識、経験がどうしても不可欠です。こうした役割を果たしてきた職員に対し、年齢のみで昇給停止、60歳で一律削減という制度は、能力、責任、貢献を正當に評価する給与制度とは到底言えません。しかも、高齢層職員の生活を圧迫し、働く意欲を失わせる問題です。

また、会計年度任用職員については、勤勉手当の支給や病気休暇が有給化されるなどの一定の改善はあるものの、いまだ大きな課題が残っています。国は期間業務職員の更新2回までの上限を撤廃しました。本市も国と同じように再度の任用の上限を撤廃し、希望する職員が継続して働ける制度へと改めるべきです。

さらに、病気休暇については、正規職員が90日であるのに対して、会計年度任用職員は10日と大きな格差です。同一職場で同一業務を担っているにもかかわらず、勤務時間や任用形態の違いによって大きな格差が生じているのは問題です。高齢層職員や会計年度任用職員の処遇を改善すべきだと考えますが、見解を伺います。

第3に、若手職員の離職についてです。

本市の中途退職者は2020年の53人から2022年には100人台へと倍増し、そのうち約4割が20から30代の若手職員です。職場では業務量が人員に見合っていない、長時間勤務で疲弊しているなど深刻な声が上がっています。勧告では、プラチナ市役所プロジェクトによる取組を紹介するだけで、長時間勤務、賃金、休日勤務手当など本質的な課題に踏み込んでいません。若手職員の離職が続くことは、本市行政の持続性にも大きな影響を及ぼすものです。職員組合等からの意見を聞くなど離職の原因を把握すべきだと考えますが、見解を伺います。

第4に、時間外勤務についてです。

2024年度の時間外勤務は、月80時間、年360時間を超えた職員が278人、月100時間を超えた職員が116人に上り、いずれも増加しています。加えて、精神疾患は、休職者123人中104人、

長期病休者215人中118人に達するなど、長時間勤務が職員の心身に深刻な影響を与えています。このままの状況が続けば、さらに病気休職者を生み出し、公務遂行に重大な支障を来すおそれがあります。

また、国の法改正、議会对応、予算、決算など他律的業務が2023年58部署、2024年51部署で推移し、災害対応、選挙実務など特例業務も2023年度113人、延べ443人から2024年度122人、延べ451人と増えています。これでは例外運用が常態化するものです。長きにわたる行革の結果、人員が著しく不足していることが大きな原因です。時間外勤務の縮減のためには人員増が不可欠と考えますが、見解を伺います。

第5に、週休日に勤務した場合の時間外勤務手当と休日勤務手当についてです。

本年の北九州市人事委員会の報告では、年次有給休暇の取得状況については、取得日数が年間5日を下回る職員が昨年度より増加していると指摘しています。武内市政の下、休日開催が盛んになり、現場からは年休も取れていないのに、振替はやめてほしいとの切実な声が上がっています。

市の条例では割り振りすることができるとしながら、原則振替にしています。実際に、2024年度と2025年度のイベントでは、バレーボールネーションズリーグ2024福岡大会、第2回F I G パルクール世界選手権・北九州、北九州マラソン、クロサキスイッチの4件だけでも動員数は758人に上っています。このうち振替が520人で、振替対象者の中で超勤手当支給者は僅か54人であることに示されています。しかも、休日勤務手当を抑制し、振替を原則にしているため、過去3年間で880件が振替不能となり、結果として超過時間外手当を支給せざるを得ませんでした。

人員不足の現状で、振替を原則とする運用は限界です。今後は、職員が振替と休日勤務手当を選択できる仕組みに改めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、議案第158号、義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置に関する条例等の一部改正について伺います。

改正給特法は、残業代ゼロ制度を温存し、定額働かせ放題を固定化するものです。以下、2点伺います。

第1に、教職員調整手当について伺います。

教職調整額は現行の4%から今後毎年1%ずつ引き上げ、2031年1月には10%となります。しかし、調整額の1%に相当する額は平均で僅か3,600円程度、最終的に月額2万円強の増額にとどまります。一方、本市教員の平均在校等時間は、令和6年度においては小学校で月約25時間、中学校で約40時間と報告されており、これを実際の超過勤務に換算すると、約5万円から9万円程度の支給が必要であり、教職調整額の引上げは極めて不十分です。働いた分を時間外勤務手当として適切に支払う仕組みに転換すべきです。

教育委員会は国への必要な要望を行い、教員が本来の職務に専念できる環境整備と質の高い

教育の実現に向けて取り組むと答弁してきましたが、長時間労働を本気で解消するためには、教員数を増やし、1人当たりの業務量そのものを減らす以外にありません。教員の多忙化の原因をどのように分析しているのか見解を伺います。

第2に、義務教育等教員特別手当について伺います。

今回の改正では、義務教育等教員特別手当の一律支給分を減額し、学級担任に月3,000円を新たに加算するとしています。市は担任の負担が大きいことを理由に一律支給を見直したと説明しています。しかし、学校は教職員が協力して教育活動を支えるチーム学校で運営されており、普通学級の担任だけを特別扱いすることに疑問の声が上がっています。東京都のように従来どおり義務教育等教員特別手当を継続している自治体もあります。本市でも現行の義務教育等教員特別手当を継続すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、議案第170号から議案第184号、指定管理者の指定について伺います。

2025年度、全254施設のうち17施設が選定予定施設となっており、そのうち13施設を選定した結果の条例議案が提出されています。また、指定期間延長4施設のうち、3施設は市政変革推進プランに基づく政策連携の見直しのため指定期間を2年延長するとしています。指定管理者制度導入から20年が経過しましたが、指定管理料の増加や職員の賃金が低水準にとどまっている現状です。そこで、市は2024年度に10項目の制度見直しを行いました。根本的な解決には至っていません。

以下2点伺います。

第1に、管理料の上限額の算定についてです。

今回の制度見直しにより、物価高騰分や賃金上昇分を指定管理料に反映するようになりました。市は、賃金上昇分の把握は否定していますが、実際はモニタリング調査で賃金を把握していると社会保険労務士による賃金の確認を認めています。であるならば、反映した賃金上昇分が労働者に確実に支払われているかどうか把握するのは市の当然の責務です。指定管理料に反映された賃金上昇分が労働者に支払われたかどうか把握すべきと考えますが、見解を伺います。

第2に、公的責任・市民サービス向上についてです。

指定管理者制度導入の目的の一つは経費削減でしたが、物価、人件費の高騰で指定管理料が大幅に増加しています。さらに、市による選定、評価、モニタリング調査等は、職員の相当な時間と労力とコストがかかっており、これらの行政コストを含めると直営より効率的とは言いきれません。我が党は、指定管理者制度は公的責任を投げ捨てて市民サービスの低下を招くとして、営利を目的とした株式会社の選定や教育施設への指定管理者制度導入に反対してきました。指定管理者制度の根本が問われている今、まずは教育施設である図書館を直営とすべきです。見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目1つ目、物価高騰対策につきまして、年末を控えた対策ということであれば、補正予算額、対象世帯数など本市独自の物価高騰対策を抜本的に見直すべきだというお尋ねがございました。

物価高の影響を受けた生活者、事業者の皆様への支援につきましては、国と地方公共団体が連携、協力を図りながら、それぞれの役割に応じた政策を効果的に実施しているところでございます。具体的には、国は全国一律の仕組みによりまして、1つに、ガソリンなどの燃料油価格の引下げや、2つに、電気・ガス料金の支援など、国民の皆様幅広く行き渡る支援策を実施しているところであります。

一方、北九州市におきましては、これまで国の重点支援地方交付金を活用しまして、その推奨事業に沿って2月補正及び当初予算におきまして、プレミアム付商品券の発行支援2.5億円、子育て世帯の負担軽減を図るための給食食材高騰支援11億円に取り組んでいるところであります。また、9月補正予算におきましては、1つに、進学等で臨時的に負担が増加する小学校6年生と中学校3年生を対象に、1月から3月分の学校給食費の保護者負担額を免除1.7億円、高齢者等を対象とした新型コロナワクチン予防接種の自己負担額を軽減5.2億円、賃上げや生産性向上に取り組む中小企業への支援0.8億円など、2月補正以降、総額32億円に上る物価高対策予算を計上し、家計の負担軽減や個人消費の喚起などにつながる独自の対策を切れ目なく講じてきているところでございます。

今回、さらに、年末を控え物価高騰による生活への影響を特に強く受ける世帯や子供に対し、フードサポートや子ども食堂を通じた迅速な支援を行うための補正予算案を提出させていただいております。

こうした中、国におきまして11月21日に閣議決定をされました強い経済を実現する総合経済対策では、今後の物価高対策として、重点支援地方交付金の拡充などが盛り込まれておりまして、北九州市としては、国の推奨メニューを参考としつつ、できる限り早く確実に必要な方々に支援が届くことを基本的な考え方とし、限られた財源をどのような形で最も有効かつ効率的に活用し得るかについて、様々な角度から検討を重ねているところでございます。重点支援地方交付金を活用いたしまして、具体的にどのような物価高対策を行うかにつきましては、成案が固まり次第、速やかにお示しさせていただきたいと考えております。

次に、大項目2つ目、市職員に関する条例の一部改正につきまして、若手職員の離職が多くなっている、職員団体等からの意見を聞くなど、離職原因を把握すべきと考えるがというお尋ねがございました。

近年、民間企業の待遇改善や働き方に関する価値観の多様化などを背景に、公務職場の人材確保、これは全国的な課題となっており、北九州市におきましても若手職員を含め、職員の中途退職者数は増加傾向にあり、国や全ての政令市でも同じ状況が見られます。こうした中、北

九州市における直近3年間の中途退職者の増加率を見ると11%と、全政令指定都市の平均の15%を下回っており、政令市の中で、増加率が低いほうから7番目の水準にとどまっているところでもございます。

中途退職の原因把握につきましては、所属や御本人への聞き取りを実施しておりまして、過去5年で見ますと、転職の割合が最も多く、ほかには婚姻等による転居など様々でございまして、業務量や長時間勤務による疲弊が直接の原因として確認された事例は見受けられませんでした。

なお、30代の転職者の中には、後継者不足に悩む地元企業の事業承継者、すなわち社長として活躍される方もいると聞いており、転職して地域経済を支えることも若者による挑戦の一つの形であり、その意思や選択は尊重すべきものと考えております。

一方で、現在市の職員の年齢構成は、構造的に50代の職員が多数を占め、今後10年にわたって退職者が集中する時期を迎える見込みとなっております。こうした中で組織の知識、技術の継承とともに、行政サービスを安定的に提供していくためには、次代の市政を担う人材の確保が不可欠と考えており、職員の満足度を高め、確実に人材の定着、育成につなげていく必要があると考えております。

そのような状況を踏まえまして、昨年度北九州市職員の満足度を見える化するため、職員のエンゲージメント調査を実施したところ、北九州市職員の満足度は民間企業の平均を上回る水準にあることも判明しております。

しかし、私としては、この結果に安住することなく、市政の持続的な発展を支える人材育成、これを重要な政策課題の一つと位置づけまして、1つに、令和7年3月に職員の育成等に関する基本的な考え方を整理した北九州市人材戦略を策定し、人材定着、育成支援の取組を明示したほか、2つ目に、本年を北九州市職員ES、エンプロイサティスファクション、ES向上元年と位置づけまして、1つ目に、オフィス空間や作業服のリニューアル、2つ目に、ノータイ・ノージャケ・ノーカラーなど軽装化の推進、3つ目に、カスハラ対策ガイドラインの策定、4つ目に、フレックスタイムの導入、5つ目に、職員クレドの作成など、職員満足度向上に向けた取組も進めているところでございます。

また、優秀な人材の確保に向けても注力をしておりまして、今年度は精力的な広報活動や新たな試験区分の導入などの結果、近年は減少傾向であった採用試験の受験者数が対前年度比で373人、約27%増加するなど、明るい兆しも見えてきているところでございます。

いずれにしましても、北九州市政のさらなる発展に向けまして、引き続き職員の人材定着、確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上となります。残りは関係局長等からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）市職員に関する条例の一部改正についてのうち、残りの4つの

質問に順次お答えいたします。

まず最初に、北九州市も国と同規模で比較調査を実施し、物価高騰を上回る賃上げを行うべきという御質問にお答えいたします。

人事委員会では、公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえまして、北九州市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、報告及び勧告を行っているところでございます。北九州市では、従前よりこの人事委員会の報告及び勧告を尊重することを基本として給与改定を行ってまいっております。

本年、人事委員会は公民給与の比較に当たりまして、1つは、人事院が行政課題の複雑化、多様化や今日の厳しい人材獲得競争等を踏まえ、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直したこと、2つ目に、国の通知で地方公共団体も国と同様に比較対象企業規模を100人以上とすることが示されたことなどを踏まえまして、比較対象とする企業規模を従来の50人以上から100人以上に見直したと承知しております。これにより、本年の人事委員会の報告及び勧告では、北九州市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を月額で1万2,301円、率にして3.03%下回っていることから、この較差を是正するため、国の改定傾向等を考慮の上、給料表の改定を行うよう勧告を受けたところでございます。

議員御指摘の国において官民較差の比較対象となる企業規模が500人以上から1,000人以上へ見直されたことにつきましては、国の本府省職員に限定した措置であると認識しておりまして、北九州市としましては、国の通知に基づいて行われました人事委員会の報告及び勧告に沿って給与改定を行うことが適切と考えております。

また、物価と給与水準との関係につきましては、民間企業において労使交渉等により、その時々の物価の動向等が民間企業の給与水準に反映される性格のものと認識しておりまして、民間準拠の考え方にに基づき、市内民間給与との均衡を図ることで、職員の給与にも物価の動向等が反映されているものと考えております。

いずれにしましても、職員の給与につきましては、人事委員会の報告及び勧告を尊重することが、広く市民の理解と納得を得られる方法であると考えておりまして、引き続きこの基本的な考え方にに基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、高齢層職員や会計年度任用職員の処遇を改善すべきではないかという御質問にお答えいたします。

地方公務員の給与は地方公務員法の均衡の原則により、民間事業の従事者及び国や他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図ることが基本とされております。

高齢層職員の給与につきましては、国におきまして、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与の状況を踏まえて制度設計されております。具体的には、55歳以上の職員の昇給については、50歳代後半層における官民の給与差を考慮いたしまして、高齢層職員の給与水準の上昇を抑制しつつ、勤務実績を給与に反映させるため、標準の勤務成績で勤務した場合は昇

給せず、特に良好な成績で勤務した場合のみ昇給する制度となっております。

定年の段階的な引上げに伴う60歳以降の職員の給与水準につきましては、民間企業における60歳を超える従業員の給与の状況を考慮しまして、60歳前の7割水準とする制度となっております。また、暫定再任用職員の給与につきましては、民間の高齢労働者の給与水準等を勘案して設定されており、その水準は俸給月額や期末勤勉手当を含めた年収ベースにおいて、民間の高齢労働者との均衡が図られております。

北九州市では、これらの高齢層職員の給与制度の改正に当たりまして、人事委員会の勧告や国の通知等を踏まえ、国と同様の給与制度としているところであり、民間との均衡も図られております。

高齢層職員の給与につきましては、国に準じて措置することが適当であり、人事委員会勧告では特段の言及がなされていない中で、北九州市独自に改正を行うことは困難でございますが、今後も引き続き国の改定等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、会計年度任用職員の勤務条件につきましては、地方公務員法等におきまして国との均衡を考慮することが求められており、国が非常勤職員の病気休暇を10日間有給化するのに合わせまして、令和7年4月より会計年度任用職員の病気休暇を10日以内の有給休暇へ改正したところでございます。

なお、会計年度任用職員の再度の任用上限につきましては、国の事務処理マニュアルでは、国の取扱いは例示として示したものであり、具体の取扱いについては、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じ適切に対応されたいと示されております。会計年度任用職員の勤務条件につきましては、引き続き当該マニュアルやこれまでの経緯、他都市の状況等を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、時間外勤務の縮減のため人員増が不可欠との御質問にお答えいたします。

職員の人員体制につきましては、地方自治法の要請である簡素で効率的な組織体制を確立するため、削るべきところは削り、強めるべきところは強めるという、選択と集中の観点で毎年度必要な見直しを行っているところでございます。

また、職員の配置に当たりましては、全体の業務量を見極めながら、きめ細やかな対応を行うことで市民サービスの維持向上を図るとともに、職員に過度な負担がかからないよう配慮することが重要であると考えております。

一方で、職員の健康管理や過度な負担の軽減等の観点から、時間外勤務の削減についても非常に重要と考えており、その削減に向けましては時間外勤務の上限規制管理の徹底、ノー残業ウィーク、一斉退庁の実施等の全庁的な取組に加えまして、業績目標管理におけます時間外勤務削減関連の目標設定の必須化、全部課長級を対象としましたマネジメント研修など、管理職による適切なマネジメントを図るための取組を実施してまいりました。

これまでの取組の結果、令和5年度におけます職員1人当たりの時間外勤務数が、政令市

20都市中3番目に低い時間数となるなど、一定の効果を感じているところがございます。今後とも職員の健康管理に留意しながら、市民サービスの維持向上に向けて適切な人員配置を行い、業務の効率化を進めること等により、時間外勤務の削減に努めてまいりたいと考えております。

最後に、振替を原則とする運営は限界であるので、振替か時間外手当を選択できる制度に改めるべきとの御質問にお答えいたします。

振替制度とは、勤務時間法の趣旨に基づきまして、土日などの週休日に勤務することを命ずる必要があるときに、その週休日と他の勤務日とを取り替えることとする仕組みでございますが、振替ではなく時間外勤務を命じざるを得ない場合は、時間外勤務手当を支給することとされております。

そもそも北九州市においては高齢化が進展し、社会情勢が大きく変化し、行政需要も複雑化する中、限りある予算、人員をできる限り効果的に活用して、市民の皆様のニーズにお応えするため、様々な事業を実施しておるところでございますが、一方で全庁的に事業の棚卸しを実施することにより、事業の最適化を進め、また、DXによる負担軽減も図ってきたところがございます。また、新たな市民ニーズへの対応や新ビジョンの推進に向けたチャレンジに取り組むことは、職員のモチベーションの維持向上に重要な要素でもありと考えております。

こうした状況の中、市職員の業務には、イベントだけではなく、町の活性化に係る事業や式典の開催など週休日に勤務が必要な場合もございます。そうした際には職員の健康維持等の観点から休日を確保する必要があり、さきに述べた法の趣旨にのっとり、原則振替対応としておるところでございます。

なお、週休日の勤務時間が、1つは、振替を行うための時間に満たない場合や超過する場合、2つ目に、業務の都合などにより振替が難しい場合等には時間外勤務手当を支給することとしており、手当を抑制しようとしているとの指摘は当たらないと考えております。

いずれにしましても、振替及び時間外等による勤務は、ともに公務運営上の必要により命令権者が勤務時間を割り振って命ずるものであることとされていることを踏まえつつ、引き続き職員の健康維持及び負担軽減と行政需要への対応の両立に最大限意を用いてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）大項目の3つ目、給特法改正について、教員の多忙化の原因をどのように分析しているのか、本市でも現行の義務教育等教員特別手当を継続すべきという2つの質問にお答えいたします。

教員の多忙化について、令和6年8月の中央教育審議会答申では、子供たちが抱える様々な課題が複雑化、困難化し、保護者や地域からの要望も多く、結果として学校や教師の負担が増大してきた実態があると示されております。

一方、北九州市では、学校における業務改善プログラムを平成29年度に策定し、教員の働き方改革に向けた取組を推進してまいりました。昨年度教育委員会が実施した調査では、主に教員が多忙と感じる要因といたしまして、成績処理やアンケート集約等の事務処理、生徒指導、特別な配慮を要する児童生徒や保護者の相談対応、授業準備等の教科指導に関する業務が上位となっております。これに対し、教育委員会では中学校の自動採点システムの導入、各種報告等のオンライン化、不登校や特別支援教育に対する補助講師の配置、小学校における専科教員や教員業務支援員の配置に取り組み、作業時間の確保や校務効率化の推進、業務分担の平準化に努めてきました。こうした取組の結果、令和6年度は平成30年度と比較しまして、勤務時間外の月平均在校等時間が約5時間削減し、ワーク・ライフ・バランスを実感する教員の割合が14ポイント改善するなど、一定の成果を上げているところでございます。

さらに、業務改善プログラム改定を進めております。この中には、教員が本来取り組むべき職務に専念できる環境を整備するため、授業時数の見直し、AIを活用した業務のDXなど、最新の教育情勢を反映した具体的な施策を盛り込むこととしております。加えまして、教職員定数については、国への改善要望を指定都市教育委員会協議会と併せまして、北九州市単独でも行っているところでございます。これらの取組を通じて、一人一人がやりがいを持ちながら子供に向き合える環境をつくり、教職員のウェルビーイングの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、義務教育等教員特別手当については、教員の職務の高度な専門性や重要性を踏まえ、処遇改善の一環として、これまで全ての教員に一律に支給されてきた手当でございまして。今回の改正において手当額を3分の2程度に見直す一方で、学級担任の職務については月3,000円の加算を行うものであり、これについては国の補助制度と同様の仕組みとなっております。このうち学級担任については、学級に関する様々な業務や保護者への連絡、相談対応などに取り組んでおり、国の調査によれば、学級担任の在校等時間は長くなっております。こうした職務の重要性や負荷を踏まえ、中教審におきまして手当額を加算する必要があると答申されたことを踏まえた対応でございまして。

今回の改正については、教職調整額の引上げなどを行い、全体として教員の手取りが増える仕組みとなっております。このため、北九州市としては今回の法改正の趣旨を尊重し、教員の処遇改善にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大項目4つ目、指定管理者の指定について、指定管理者制度の根本が問われている今、まずは教育施設である図書館を直営とすべきとの質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、民間事業者の持つノウハウや専門性を活用することにより、施設が持つポテンシャルを最大限引き出し、利用者に質の高いサービスを提供できること、効率的な業務運営等により運営コストが削減できることなどの効果が期待できるものです。こうしたことから、北九州市の図書館では、現在6つの地区館に指定管理者制度を導入しております。

制度導入に当たりましては、直営の中央図書館を中核施設、地区館を地域の拠点施設と位置づけ、直営である中央図書館では、図書館全体の運営方針の決定をはじめ、図書の選定や図書館情報システムの運用など基幹的業務を実施しております。

また、地区館では、指定管理者が各館において地域の特色に応じた取組を実施しております。例えば、門司図書館では、まちづくり団体や観光ボランティア等を講師とする門司の歴史と文化に関する講座の開催、小倉南図書館では、近隣の看護学校と連携をした健康サロンの開催や関連書籍の展示、若松図書館では、地元企業の社員等によるお勧め本を紹介するコーナーの設置といった民間のネットワークやノウハウを生かした独自の学習講座の開催や、魅力ある企画展などが行われております。

指定管理者が提供する図書館サービスについては、毎年附属機関である図書館協議会による事業評価を受けるとともに、利用者アンケートでも9割を超える高い満足度を維持しており、適正な運営が行われております。こうした図書館の運営体制については、指定管理者制度導入以来約20年にわたり安定的に実施されてきており、今後も指定管理者制度を継続し、図書館サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）最後に、指定管理者の指定についてのうち、指定管理料に反映された賃金上昇分が労働者に支払われたかどうか把握すべきではないかとの質問にお答えいたします。

公の施設の管理運営を担う指定管理者が、社会経済情勢に応じて給与をはじめとする従業員の皆様の適正な労働条件を確保できるよう、市として適切に対応することが重要と考えております。このため、これまでに行った制度の改正の中で、1つに、将来の物価や人件費の上昇を見込んで指定管理料の上限額を算定すること、2つ目、このうち人件費の上昇割合につきましては、指定管理者に賃上げの重要性を認識してもらうため、募集要項に掲載をすること、3つ目に、指定管理料の人件費相当分は、北九州市の会計年度任用職員の給与水準を算定根拠とすることなどの見直しを行ったところでございます。

この見直しの結果、令和6年度及び令和7年度における公募61件のうち、新規導入2件を除く更新59件の指定管理料上限の合計を更新前と比較いたしますと、12.7%の増加、金額で申しますと9億4,700万円となりました。将来的な人件費、物価上昇にも適切に対応したものとなっております。こうした取組によりまして、各指定管理者におかれましては必要な人材を適切に確保し、質の高いサービスが提供できるよう、従業員の人員体制や賃金をそれぞれ定めているものと考えております。

また、北九州市では、指定管理者の労働関係法令の遵守状況を確認するため、施設所管局が定期的にモニタリングを行うとともに、指定管理者の変更があった施設などにつきましては、社会保険労務士による点検調査を行っております。令和7年度につきましては11月から4件、

7施設を対象に実施中でございます。

なお、議員御指摘の指定管理施設で働く従業員の個別の労働条件につきましては、労働関係法令遵守の下、労使間で自主的に決定される事項でございます。市が直接的に関与する立場にないところでございますが、引き続き指定管理者に対しましては必要な助言を行うなど適切に対応してまいります。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）それでは、再質問します。

まず、12月補正予算の物価高騰対策について伺います。

今度の物価高騰対策の補正予算額は僅か1,000万円、市民1人当たりで換算すると僅か11円にすぎません。市長は11月17日の記者会見で、年末を控えた皆さんの物価高騰などの影響を少しでも和らげると言われました。この金額では非常に限定的で、一部の市民しか支援できません。この金額で、物価高騰で苦しむ市民を少しでも和らげることができるとお考えでしょうか。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）御質問ありましたように、今回の12月補正予算で計上させていただきましたのは1,000万円でございますが、市長の答弁にございましたように、今年の2月補正予算、当初予算から9月補正予算を経て継続的に対策を講じてきております。例えば給食費、小学校6年生、中学校3年生を対象とした給食費の減免につきましては、まさに1月から3月分までを免除する、それから、高齢者の方を対象とした新型コロナワクチンの予防接種、これは10月から始まっておりますが、これも自己負担額を減免という形で継続的に対策を打ってきている中で、さらに、年末を控えたところにきめ細かく、子ども食堂やフードバンクなどを通じた支援を行うということで、対策を講じてきたというところでございます。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）私が言っているのは、これまでのことの紹介とか国の重点支援交付金、これに対する期待、このことだけじゃなくて、現実に今苦しんでいる市民に対して年末を控えた物価高騰対策、生活者支援対策だといって、1,000万円ですべて果たして苦しんでいる市民の苦しみに応えることができるのかと、これまでの紹介だとか大規模な支援をしていくためには、本市独自の財源調整基金344億円を切り崩して、独自の予算を国の交付金に上乗せしてやるべきではないかとお尋ねしているんですけど、そのことはいかがですか。

○議長（中村義雄君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）財源調整基金のお話しございましたが、当然市民の皆様の当面の暮らしを支えるというのも重要な使命でございますが、持続可能な市民サービスを継続的に行うという意味で積み立てている基金でございますので、そこはバランスを取りながら、しっかりとした財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）いずれにしても、11月27日、21.3兆円の物価高騰を含む補正予算が閣議決定をされました。国の重点地方交付金に上乘せをして、多くの自治体がごみ袋料金の引下げや下水道料金の一定期間の減免、おこめ券の配布や商品券の配布など全市民を対象にした支援者施策を行っています。ぜひ北九州でも一部の限定的な市民だけではなくて、物価高騰に苦しむ全市民への対策、これをすべきだと求めます。

次に、人事院勧告に基づく休日勤務手当について伺います。

答弁では、振替にして賃金支出を抑制しようとしていることではないと。しかし、所属長があらかじめ振替日を指定すれば休日勤務手当は不要であり、職員が選択できるものではないと言われましたが、そもそも市の勤務時間等に関する条例の8条では、休日出勤は振替できると書いてあるわけで、どこにも原則振替とは書いていません。それにもかかわらず、市は事実上強制的に振替しているのではないのでしょうか。だから、実際に振替できる3年間に880件も超勤手当を支払わざるを得なかった、この原則振替そのものが破綻しているのではないのでしょうか。条例ではこのようなできるという規定になっている、そうであるならば、職員に超勤手当を支給するか、振替休日にするか選択させるべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）第1答弁でも申したとおり、やはり職員の健康維持というのが大変重要になってまいります。なので、まず、やはり休日に出勤された方については、まずは平日に代わりに休みを取っていただくというのが健康維持のためには大変大事だと思っております。その上で、取れない場合とかは超過勤務手当を払うという形になっておりますので、そういった健康維持も含めましてトータルの考えているところでございます。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）健康維持と言われましたけども、現実に職員不足の中で振替ができないということで、この3年間で880件も振替できずに超勤手当を支払っていますよね。この現状、どう総括されていますか。休めない、振替ができないという職場の現状があるわけでしょう。そもそも労働基準法では1日8時間、週40時間以上働かせてはならないと書いていますよね。この3年間で880件もの振替ができずに超勤手当を支払わざるを得なかった、こういう問題が根本的に総括されていますか。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今回880件追加支給をしたということですが、今回の原因の多くは制度の周知徹底がしっかりできていなかった点にあると考えております。そのため、我々としても二度とこういうことが起きないようにいろいろと手を打っているところでございます。例えば、先ほど申しましたとおり、7月からは所属長が毎月しっかり超勤手当については管理を行うこととありますとか、10月には全職員向けに通知を出したところでございます。さ

らに、うっかりしたそういったミスがないように、現在システムについても見直しを検討しているところでございます。こういった取組をしっかりと、今後二度とこういうことがないようにしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）私は、3年間で880件も超勤手当を支払わざるを得なかったと、このことについての総括ができていないのかと。これから所属長が振替ができていないかどうか確認していきますと、今後の問題を聞いているんじゃないんですよ。そもそも1日8時間、週40時間以上働かせてはならないと法の趣旨があるわけですよ。その趣旨を逸脱しているのが今の市役所です。そういう根本的なことをきちんと総括をした上で、所属長が超勤命令を出すなら出す、振替されているならされている、しっかり把握する、所属長そのものも大変な状況が続いている、根本には人員不足、これがあることだということを指摘します。

次に、高齢層職員の処遇について。民間企業では、55歳で一律昇給停止となっていません。民間では実際の仕事、役職に応じて昇給制度が主流であり、全産業の企業のうち役職定年制を導入するのは僅か16.7%、国や他都市、民間との均衡と言いながら、年齢によって給料が大幅に減らされる、こういうことが今大きな問題ではないかと指摘しているわけですよ。実際、55歳という年齢は子供さんが大学に通う方が多く、国立大学でも年間授業料が54万円、私立大学でも年間授業料が100万円から150万円、教育での負担が人生の中で最も大きい、これが55歳です。しかも、まだ10年前後ローンが残っているケースが多く、親の介護が始まる時期で、介護の手当てになる確率が最も高く、その上、自分自身の健康不安も増え、持病の治療費や健康診断の再検査など医療費負担も最も始まる年代だと、このような時期に55歳で昇給停止、60歳になって3割カット、暫定任用職員になれば半分と、収入は減る一方で支出は増えていく、これを年齢で切る、こういう制度が問題ではないかと指摘しているけど、いかがですか。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）高齢層職員の処遇につきましては、先ほども申したとおり、国において民間企業における給与の状況等を調査した上で制度設計されております。地方公務員における高齢層職員の給与の取扱いにつきましては、国家公務員の給与の取扱いに準じた措置を講じるよう国から要請されているところであり、北九州市におきましては国の取扱いに準じて措置しているところでございます。

なお、高齢層職員の給与の状況につきましては、国及び人事委員会が毎年の民間の調査結果に基づき、見直しの必要に応じて適宜勧告等がなされるものと認識しており、こうした勧告等を尊重することを基本として適切に対応していきたいと思っております。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）市役所で働く高齢層の職員の皆さんが、それを聞いただけで納得できますか、国や他都市並みだと。そもそも民間との均衡と言いながら、初任給で大卒や高卒の初任

給が低いということで高齢層職員の処遇を抑制してきた、これが今の結果でしょう。今、市役所で働いているベテラン職員の処遇を切り下げるだけではなく、本市がやるべきことは、役職や専門性を適切に評価をして、やる気が出る、こういう制度に改めていかないと、多くの職員の皆さんが局長の答弁を聞いて、ああやる気だとなりますでしょうか。これはやっぱり考えるべきだと思います。強く指摘をしておきます。

次に、教職員調整手当について、改定給特法では定額働かせ放題だと、1%ずつ10%でも上げたとしても、僅か2万円弱ですよ。本来ならば今の小・中学校の在校等時間、勤務時間で見ると、5万円から8万円払わなければいけないわけでしょう。先ほど中央教育審議会の答申だと言われましたけども、今のこういう問題については抜本的に改善していくということは非常に不十分です。全体的に増やしたと言われましたけども、システムの改修だとかやったと言われましたけども、本当に働いた分について賃金を支払うべきじゃないんですか。教育長いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）まず最初に、給特法について申し上げますけれども、昭和47年、1972年に実際に施行されまして、それから何ら改正がなされてこなかったわけですが、それを大きくやっぱり今回変えたということは、私どもとしては大変評価をしているところでございます。ただ、それは100%かということ、それはまだまだそうではないということも中央教育審議会の中では議論がなされているところでございますので、そういったものの前提として私も少し話をしたいんですけれども、そもそも教員の働き方ということで考えてまいりますと、勤務の特殊性ということがよく言われるわけですね。

一般の労働者とどこが違うのかという、例えば公務員、行政の方と比べますと、私どもが修学旅行の引率に子供たちを連れていく、こういう業務はございませんですね。その前にじゃあここは危険な箇所があるとか、あるいはこれは修学旅行に限りませんが、学校外の行事に連れていくところにトイレはどこにあるんだろうか、女子のトイレはどのくらいあるんだろうかということを先生は見に行ったりするんです。それが、普通は職務のいわゆる時間外の命令とかで行かせるというのが一般的だと思うんです。教員については裁量がありますので、自分の意思で行くということが多々あるわけですね。そういう一般のいわゆる労働者と違うような勤務の状況というものがあります。

それから、家庭訪問もそうですね。ちょっと気になるのでこの子の家に行って帰ってきます、そういうことが一般の労働者等ではほぼないと思います。非常にそういった条件として違うものがありますので、一律にそれを労働者としてということは、なかなか難しいというのがあるかと思うんですね。当然、私ども教員も労働者ですから、そこはきちっと考えていかなければならない。ですから、今そこをしっかりと国でも考えていっているということで、私は今回の教職調整額については、先ほど申し上げましたように、そこを一步踏み出したということ

で評価をしているということでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）46番 大石議員。

○46番（大石正信君）一步踏み出したといっても、先ほど指摘したように、毎年1%ずつ上がったとしても2万円強、本来ならば5万円から8万円払わなきゃいけない、るる教育長言われましたけども、この2万円出ただけでやっていくのは、まさに定額働かせ放題、根本的な今の長時間勤務、また、このことについても言及されませんでしたけども、そういう生徒指導とか授業の準備だとかというのが現状でしょう。根本的になぜこういうふうに長時間勤務が続いているか、それは教員が不足している、ここに大きな問題があるわけでしょう。そこに中央教育審議会も指摘をしていません。教育長もそういうふうな答弁をされませんでした。本当に教員の長時間勤務を解消していくならば、働いた分を払っていく、そして……。

○議長（中村義雄君）時間がなくなりました。

○46番（大石正信君）終わります。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

ただいま議題となっております議案48件については、お手元配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第50 一般質問を行います。12番 村上議員。

○12番（村上幸一君）北九州市議会自由民主党・無所属の会を代表して一般質問を行います。

まず初めに、北九州空港の旅客増に向けた取組についてお尋ねいたします。

2年後の滑走路3,000メートル化に向けた工事も順調に進む北九州空港では、昨年度の航空貨物の取扱高が過去最高を更新するなど、物流拠点としてのさらなる飛躍が期待されています。しかしながら、旅客数を見ると大変厳しい状況が続いております。読売新聞の報道によりますと、議場配付資料に資料1として記載しておりますが、九州・山口、沖縄県の2024年度の空港旅客数は過去10年で最高となっています。その一方、この資料2を見ますと、コロナ禍前と比較して旅客数が最も戻っていないのが北九州空港となっているわけでありまして。コロナ禍前の2018年度は最大で国内、国際9路線が就航していた北九州空港であります。現在では羽田便と韓国ソウル便、清州便の3路線のみとなっております。旅客増に向けた取組は重要な課題であると考えております。

私がかねてより、北九州空港の旅客増には、本市の西部地区の人にどれだけ利用していただくかが鍵だと申し上げてきました。市も、本年4月から朽網駅への特急列車の停車を実現したほか、先月22日にはイオンタウン黒崎で北九州空港のPRイベントを開催するなど、西部地区からの北九州空港の利用者増の取組に力を入れており、今後のさらなる利便性向上や認知度アップの取組に期待をしています。

市の西部地区からの旅客増については、市内だけではなく市外にも目を向ける必要があります。東京路線に係る空港利用状況から、本市及び圏域自治体に住む方の北九州空港の利用状況

を調査したデータ、議場配付資料の3であります。それを見ると、遠賀4町や宮若市、直方市や小竹町などは、福岡空港との距離やアクセスの状況から、やはり割合が低い傾向となっており、圏域自治体の利用促進を行っていくことは、今後の旅客数増加の重要なポイントになると考えています。

そこで、お尋ねします。

1点目に、北九州空港の旅客数の伸び悩みについてどのように分析し、対策を講じているのか伺います。

2点目に、本市西部地区やその周辺自治体からの北九州空港利用者の増加に向けて、圏域の自治体とどのように連携して取り組んでいるのか、見解を伺います。

次に、黒崎のまちづくりについてお尋ねいたします。

本年9月5日から10月19日の45日間にわたって開催されたクロサキスイッチは、黒崎の町に大きなにぎわいをもたらしました。黒崎96の日や餃子フェスなどの地域イベント、イルミネーションなどの彩りが連動し、いつもと違う町の風景に期間中多くの方が喜ばれたものと思います。特に、最終日に行われたスペシャルパレードには約10万人が集まったとされ、かつての黒崎の活気をほうふつさせる人の熱気と、パレードに参加した地元の小学生、中・高生たちの笑顔にあふれ、さらに、東京ディズニーリゾートのキャラクターも参加するという大変インパクトのあるイベントであったと感じています。

イベントは町のにぎわいに大きな影響を与えますが、ともすれば一過性に終わる可能性もあります。クロサキスイッチは1か月以上にわたり連続してイベントを打ったことにより、継続的なにぎわいをもたらしましたが、このにぎわいを継続させるためには、今後も様々な取組を定着させていき、黒崎の町をさらに活性化していく必要があります。

そこで、3点お尋ねします。

1点目に、今回初開催となったクロサキスイッチの狙いとその成果、そして、来年度以降の展望について見解をお尋ねします。

2点目に、黒崎は商店街を中心に多くの飲食店が立地しています。中でも焼き鳥屋は、JR九州管内の駅の乗降客に対する焼き鳥屋の数が最も多いそうです。現在、本市では、すしの都を大々的にアピールし、認知度が上がってきているようですが、黒崎を盛り上げるためには、焼き鳥選手権など焼き鳥に関するイベントで黒崎をアピールしてはいかがかと考えます。今後の活性化策としてどのような方策を検討しているのか、見解をお聞かせください。

3点目に、黒崎のにぎわいを喜ぶ声が上がると同時に聞こえてくるのが、クロサキメイト跡の再生についてです。井筒屋黒崎店が閉店し、5年が経過しました。マンションの建設ラッシュが続く黒崎において、黒崎駅横の廃きよは異様に見えます。黒崎に住む私にとって、地域の皆さんから一番多く寄せられる声は、やはりメイト黒崎を何とかしてほしいという声であります。そろそろ市が本腰を入れてクロサキメイト跡の再生に取り組むべきと思いますが、見解を

お聞かせください。

最後に、高齢者単身世帯の増加と本市の対応についてお尋ねいたします。

厚生労働省によると、世帯構成の変化により、単身世帯、高齢単身世帯ともに今後さらに増加していくことが予想されています。令和2年の国勢調査を基に本市の単身世帯を調べたところ、単身世帯の割合は全世帯の約41%に上り、そのうち約37%が65歳以上の高齢者単身世帯であることが分かりました。この数字は全国平均を上回っており、本年行われた国勢調査の結果でも、恐らく単身世帯、高齢者単身世帯ともに令和2年の数値を上回るものと予想しています。国も昨年度から身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業を開始し、増え続ける単身高齢者へのサポートを行う自治体を支援しています。本市も今年度よりモデル事業を行う都市に指定されており、現在30都市が事業を実施しています。今後も増加していくことが予想される単身高齢者へのサポートに、より一層取り組んでいくことを期待しています。

そこで、お尋ねします。

1点目に、単身高齢者の課題の一つに、日頃のちょっとしたことの手助けで頼れる人のいないことが上げられます。単身高齢者が安心して暮らしていくためには、地域との関わりを持ち続けることが重要と考えますが、地域との関わりを維持するための本市の取組についてお聞かせください。

2点目に、身寄りのない、または身寄りと関係を持ちたくない高齢者にとっては、住居や福祉施設等への入居、病院での手術の際に保証人が求められることや、亡くなった後の葬儀や埋葬、遺品の整理などの死後事務なども大きな課題であります。昨今、身元保証や死後事務を代行する民間のサービスも増えつつありますが、契約時に預ける費用が高額であること、また、お金を預かった事業者が倒産する事例もあり、適切な事業者を選ぶことは、高齢者にとって非常に高いハードルであると考えます。名古屋市では、市と名古屋市社会福祉協議会がそれぞれエンディングサポート事業として死後事務等を代行するサービスを安価で行っています。本市でも身寄りのない単身高齢者が死後事務や身元保証について、できる限り安価で利用できる仕組みを広げていくべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

以上で私の第1質問を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第2項目、黒崎のまちづくりについて、クロサキスイッチの狙いと成果、来年度以降どうするのかというお尋ねがございました。

クロサキスイッチは、9月5日から10月19日までの45日間にわたりまして、黒崎の町のにぎわいを創出いたしました。初日、96の日での2,000人の乾杯を皮切りに、開催期間中は市内外から多くの皆様に御来場いただきました。特に、最終日のディズニーパレードは約10万人の観客であふれ返るなど、黒崎の町全体が笑顔で包まれ、最高に盛り上がりを見せたところでござ

います。まずは支えてくださいました関係者の皆様、並びに御参加いただいた全ての皆様に心より感謝を申し上げたいと存じます。

クロサキスイッチの狙いは、町全体で多彩なコンテンツを展開し、今までになかったような町の風景を創出することで黒崎の未来像を示し、若者が夢や目標に向かって挑戦する心のスイッチを入れるということによりまして、次世代の担う人材の育成や、地域への誇りや愛着を醸成すること、そして、老若男女の市民の皆様や来場者の皆様の交流を促進し、町の魅力を広く発信することにあります。こうした取組を通じまして、若者の情熱や挑戦を地域の持続的な発展へとつないでいくこと、そして、黒崎の町のポテンシャルを可視化し、新たな民間投資を呼び込むための戦略的なステップでもあります。

成果といたしましては、1つに、イベントの企画から運営まで、西南女学院大学などの学生を含む多くの若者が参画をしたことにより、若者の挑戦心や意欲を引き出し、そして、地域の様々な皆さんと関わりを持つことによって人材の育成につながったこと、2つ目に、ディズニーパレードをはじめといたしました29の多彩なコンテンツと、八幡ぎょうぎなど延べ370の事業者の方々にも御参加いただいたことによりまして、市の内外から多くの皆様にお越しをいただき、新たなにぎわいと交流が生まれたところでございます。こうした動きの中で町が持つポテンシャルが広く認識され、地域への誇りや愛着の醸成につながりました。3つ目に、SNSを中心とした広報によりまして、インスタグラムの総閲覧数が約265万ビューを記録いたし、そのうち福岡市15万、大阪市15万、札幌市7万など、市外からの閲覧が247万と全国からの注目を集めました。

このような成果が得られたことは、今後のまちづくりを力強く前進させる大きな弾みにもなり得たものだと考えております。こうした成果を一過性に終わらせることなく、黒崎の魅力をさらに高め、投資につなげていくためにも、官民共に力を合わせて、クロサキスイッチのような取組は継続していきたいと考えております。

いずれにしましても、町が持つポテンシャルを最大限に引き出し、民間投資を呼び込むことで、黒崎の持続可能な発展につなげてまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）北九州空港の旅客増に向けた取組に関する2つの御質問についてまとめてお答えいたします。

稼げる町の実現に向けて、北九州空港の利用促進は、北九州市の発展に欠かすことのできない大変重要な取組であると認識してございます。北九州空港の利用者が最も少なかった令和2年度の約32万人から着実に増加しており、令和6年度は約120万人まで回復したところでございます。

さらにこれを伸ばしていくための課題といたしましては、1つ目として、旅客路線が平成

30年度の最大の9路線から、コロナ禍の影響を受け、令和6年度は2路線に減少していること、2つ目として、九州・山口、沖縄県の各空港と比べ、北九州空港はビジネス利用の割合が多く、働き方の変化による出張需要の減少の影響が大きいことなどがあり、これらに対応していくことは重要と考えてございます。

このため、路線の復便や新規路線の誘致について、国内線では、1つ目に、各空港の圏域との流動人口、2つ目に、新幹線や他空港などほかの移動ルートとの競合状況、国際線では、1つ目として、我が国と各国との間の出入国者数に関する最新データ、2つ目として、航空業界関係者への営業活動で得られたニーズなどを踏まえ、戦略を持って取り組んでいるところでございます。

また、既存路線の集客策につきましては、就航先では、1つ目としまして、旅行会社に対する旅行商品造成、販売の働きかけ、2つ目として、ウェブ広告やSNSなどを活用した情報発信、3つ目としまして、特に首都圏において企業、団体などをターゲットを絞った利用の働きかけ、さらに、北九州空港圏域におきましては、1つ目としまして、チラシ、ポスター、SNSなどによる広域的なPR、2つ目としまして、国際利用者へのパスポート取得支援や駐車場無料券の配布などに取り組んでいるところでございます。

特に、北九州市西部地区やその周辺自治体からの利用者の増加に向けて、空港アクセスの強化やプロモーションにも取り組んでございます。空港アクセスの強化につきましては、JR九州と協議を重ねた結果、今年4月に開港以来悲願であった空港最寄りの朽網駅への特急停車が実現したところでございます。また、それに合わせてエアポートバスも増便し、特急乗車券とエアポートバスがセットになった割引切符の販売も行っているところです。

次に、プロモーションにつきましては、1つ目として、折り込みチラシの各家庭への配布、2つ目として、企業、大学などへの個別訪問、3つ目として、各種イベントやJR駅前商業施設などへのPRなど、多様な施策を重点的に展開しているところでございます。

こうした路線誘致や集客に係る活動は、北九州空港圏域の自治体や商工会議所などで構成する北九州空港利用促進協議会や、北九州空港利用促進連絡会などを通じて、例えば水巻コスモスまつりにおいてPRの場を提供いただくなど、連携して取り組んでいるところでございます。

北九州空港の利用者増加には、北九州のみならず、圏域自治体における利用促進を行うことが重要と認識しており、引き続き圏域自治体の皆様と連携し、成長エンジンである北九州空港の利用促進に全力で取り組み、稼げる町の実現につなげてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）黒崎のまちづくりについてのうち、焼き鳥イベントなどで活性化方策、どのように考えているのかという御質問についてお答えいたします。

食をテーマとした町のPRは地域の魅力を最大限に引き出し、多くの方を引きつけ、地域経済の活性化につながる効果的な施策であると認識しております。黒崎地区においては、焼き鳥店をはじめ多種多様で魅力的な飲食店が軒を連ね、その質の高さは多くの方から評価され親しまれております。特に、毎年秋に行われるがんばる黒崎はしご酒大会には1,000人近くの人々が訪れ、すてきなお店を知ることができた、料理も接客もサービス精神旺盛で驚いたなど、好評の声を多くいただいております。これは黒崎地区の食の魅力と、黒崎を支える飲食店をはじめとする地域の皆様の熱意の現れだと考えております。

そこで、本年度黒崎地区の魅力をさらに高め、新たな風物詩として定着するような大規模イベントの立ち上げを一定期間支援し、その後、民間事業者の自立的な運営につなげていく黒崎地区活性化補助金を新設したところです。この補助金を活用して行われましたクロサキスイッチフードフェス&マーケットでは、約1か月間にわたり黒崎駅前ペDESTリアンデッキで食をテーマに、地域のまちづくり団体、八幡ぎょうざ協議会と連携した餃子フェスなど多彩な企画を連続開催し、大きな活気とにぎわいを創出しました。

北九州市としましては、黒崎地区の活性化におきまして、焼き鳥やギョーザなど食の魅力は大変重要な要素だと考えてございます。今後も補助金などを通じまして民間事業者の取組を後押しし、支援することで、黒崎地区のさらなる活性化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）黒崎のまちづくりについてのうち3点目、市が本腰を入れてクロサキメイト跡の再生に取り組むべきではとの御質問にお答えいたします。

クロサキメイトビルの再生は、黒崎地区のまちづくりを進める上での重要なテーマの一つでありまして、多くの市民の皆様が、その再生を望んでいると認識しております。こうした思いがある一方で、そもそも同ビルは民間が所有するものであり、その活用につきましては、関係権利者が主体となって判断することが原則であることを踏まえる必要がございます。加えまして、メイトビルのような施設の再生を図っていくためには、新たな開発事業者の参画が不可欠であります。

北九州市といたしましては、メイトビルの再生を着実に前進させるためにも、黒崎地区全体への民間投資の呼び込みが何よりも重要であると考えております。このため、現在魅力ある町並みと質の高い生活環境を官民連携により創出すべく、民間事業者が共感し投資したくなる将来の町の姿を提示する都市デザインの策定を進めているところでございます。

また、クロサキスイッチにつきましても、町のポテンシャルを可視化し、民間投資を呼び込むための戦略の一つでございます。いずれにしましても、クロサキメイトビルを含め黒崎のまちづくりにつきましては、地区のポテンシャルを最大限に引き出し、民間投資を喚起するという視点を大切にしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）最後に、高齢者単身世帯の増加と本市の対応についての2点のお尋ねに順次御答弁申し上げます。

まず、地域との関わりを維持する本市の取組でございます。

昨今の少子・高齢化を背景としまして、単身高齢者が増加するなど世帯構成が変化する中、住民同士の支え合いなど地域との関わりを維持するための支援は重要と考えております。北九州市が令和4年度に実施しました北九州市高齢者等実態調査では、困ったときに助け合える人がいると回答した高齢者は22.4%と前回調査より約8ポイント減少する結果となりました。

このような中、北九州市ではこれまでも各校区社会福祉協議会が主体となりまして、地域のボランティアである福祉協力員が単身高齢者等の見守りや日常生活のお困り事を無償で支援するふれあいネットワーク活動を推進してきました。令和6年度は単身高齢者等への支援としまして、約6,200人の福祉協力員が中心となって、ごみ出し延べ3万2,000回、買物支援延べ1万1,000回、庭掃除や草木のせん定延べ3,000回などの助け合い活動を実施していただいております。地域の支え合いの象徴的な大変ありがたい活動と認識をしております。

また、民生委員・児童委員約1,500名の皆様がそれぞれの地域で単身高齢者や支援が必要な方の相談に応じ、助言や行政サービスへの橋渡しを行っておられます。さらには、各区役所に配置しました地域支援コーディネーター17名が、地域の課題に応じて、居場所などの交流の場づくりや買物支援など、地域での助け合い活動の立ち上げを支援しているところでございます。

今後も地域に単身でお住まいの高齢者の増加が見込まれますことから、引き続き地域との関わりを維持するための取組は一層重要になると考えております。北九州市としましては、住民同士の支え合いをさらに充実させ、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続いて、身寄りのない単身高齢者の死後事務など、できる限り安価で利用できる仕組みについてでございます。

高齢化の進展とともに、今後も独り暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が安心して年を重ね、自分らしく暮らし続けられるよう支援を行うことは重要と認識をしております。

国におきましては、身寄りのない高齢者等に関する総合的な支援の取組を試行的に実施して、課題の検証などを行うため、令和6年度からモデル事業を開始しております。北九州市ではこれまでも金銭管理や契約行為を支援する事業や、成年後見制度など比較的 low cost で単身高齢者の生活を支える取組を実施してきました。

今回、これらの既存制度と死後事務などの終活事業を組み合わせ、1つの窓口で切れ目ない支援を提供する体制づくりを国に提案し、令和7年度のモデル事業に採択されました。このモデル事業の中核として、本年11月5日、ウェルとばた3階に北九州市社会福祉協議会が運営す

る終活あんしんセンターを開設いたしました。このセンターでは、終活に関する幅広い不安や疑問への総合相談、相談内容に応じた信頼できる終活支援事業者や専門機関の紹介など、市民の皆様が安心して死後事務や身元保証などの相談手続が進められるよう支援を行っております。

開設以降、相談予約や出前講演の依頼が多く入りまして、関心の高さがうかがえる一方で、終活支援事業者の登録数は12月1日現在で約10者であり、今後サービスの種類や提供内容について選択肢の幅を広げていくことが必要な状況でございます。このため、様々な相談事例を重ねていきながら、具体的なニーズや課題等を把握しつつ、今後とも多様な事業者の確保やサービス内容の充実、利用しやすい料金設定など、安心して利用できる仕組みづくりを社会福祉協議会と共に考えていきたいと思っております。引き続き、他都市の取組も参考にしながら、安心して自分らしく年を重ねることができる幸福長寿モデル都市の実現を目指してまいります。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）12番 村上議員。

○12番（村上幸一君）早口の答弁本当にありがとうございます。3分間、時間が残りましたので、ちょっと要望と質問はできないと思いますが、できたら質問したいと思っております。

まず、10月19日のディズニーのパレード、本当に多くの皆さんが黒崎にお越しいただきました。これまでにないにぎわいでありました。本当クロサキスイッチをはじめこの企画を担当していただきました皆様に、この場をお借りして感謝、御礼申し上げたいと思っております。

引き続き、黒崎のイベントにおいては、やっぱり食のイベントというのは一番年齢にかかわらず参加しやすいものですから、特に黒崎は、すし屋もあるし焼き肉屋もあります。でも、一番行くのは焼き鳥屋なんですね。高級な焼き鳥屋からリーズナブルな焼き鳥屋もたくさんありますので、ぜひとも焼き鳥をフックに黒崎の町を盛り上げていただければと思っております。

続きまして、私は総務財政委員会の委員長として、北九州都市圏域連携中枢都市の懇談会に先日参加させていただきました。現在、第2期の連携中枢都市圏のビジョンが実行されているところですが、そのビジョンを見ますと、やっぱりほとんどのものがその取組は北九州市が推進して、他の市町がそれを協力するという立場になっています。今、来年度に向けて新しい第3期のビジョンがつくられているところだと思いますけども、ぜひとも北九州空港、これはこの圏域の宝でありますので、ぜひともこのビジョンの中には北九州空港、やっぱりさっき言ったように圏域の皆さんがたくさん使っていただくということがとても大事だと思います。このPRをしていただく、そのことをぜひとも圏域の市町で連携して推進していただきたいと思っておりますので、もうこれも時間がありませんので、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

さらに、北九州空港につきましては、空港ができる前、新北九州空港推進協議会というのがありました。それは民間、商工会議所が中心となって民間の団体であるんですけども、私も北九州青年会議所の理事長としてその中に入っておりましたが、猪瀬直樹さんと呼んでシンポジ

ウムをやったりとか、米子空港のチャーター便で本当に訪れたりとか、様々な空港活性化のため、9空港であったんですけど、イベントをやりながら盛り上げていきました。そういった民間での取組もぜひさらに盛り上げていただければと思っておりますので、ぜひともこの件をお願いしたいと思っておりますが、当時企画政策室長だった片山副市長に当時の思いとかあったら、ちょっと一言だけお答えいただければありがたいなと思っております。

○議長（中村義雄君）片山副市長。

○副市長（片山憲一君）確かに、官民力をそろえてやった当時の記憶というのは物すごくあります。3,000メートルに向けて官民そろって力を入れて北九州空港をPRしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）進行いたします。4番 吉村議員。

○4番（吉村太志君）皆さんこんにちは。一日一善ごみ拾い、自民党の吉村太志でございます。今議会、また会派の皆さんから時間をいただきまして、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、ごみの落ちていない美しいまちづくりを目指して質問します。

私たちが暮らす北九州市は、豊かな自然と温かい人のつながりに恵まれています。しかし、これまでも議会でごみのないまちづくりについて質問してきましたが、単なる清掃活動の強化にとどまらず、地域の文化として美しさを守る心を育てることは、市の内外に誇れる美しい町北九州市を目指す私にとって大きな夢であり、永遠のテーマであると考えています。この夢の実現には、美しいまちづくりに取り組む地域の皆さんの力、そして、地域や企業の皆さんと協働し様々な事業を推進していく環境局をはじめとした行政の力が1つになってこそなし得るものだと考えています。日頃からまち美化に御尽力いただいている関係の皆様に改めてお礼を申し上げます。

現在、市では様々なイベントが開催され、市の内外から多くの方が訪れています。最近では1日だけのお祭りや数日間のイベントだけでなく、現在開催されているコクラBEATのように1か月以上、町なかで様々な催しを楽しめるイベントもあります。お祭りやイベントは人がにぎわい、消費も生まれる、とてもよいものですが、終わった後の会場周辺を見ると、残念ながらごみが散乱している状態を見ることが多いです。市役所周辺で開催されるイベントの翌朝、職員の皆さんがごみ拾いをしてくださっている姿を見て感謝するとともに、そもそもごみが散らからないようにイベントが終わることを目指すべきだと感じています。

そこで、伺います。

1点目に、市内で開催されるイベントにおいて、ごみの収集や分別を正しく行い、町を美しく保つための啓発はどのように行っているのか伺います。

2点目に、多くの方が集まるイベントは、町を美しくする活動に関わりや関心がなかった層を巻き込み、意識を高めていくチャンスです。市内で開催される大規模なイベントとタイアッ

プして、きれいな状態でイベントを終える取組を企画してはどうかと考えますが、見解を伺います。

次に、大学を核としたまちづくりについてお尋ねします。

北九州市立大学は、本市に複数ある大学の中でも、文系、理系にわたる幅広い学問分野を有し、大学院やMBAなど、専門性の高い研究や学位取得ができる環境を提供しています。本市は現在、高齢化や人口減少という大きな課題に直面していますが、それを乗り越えるために、より多くの市民が地域の現状を学び、未来を考えることが重要です。多様化、複雑化する地域課題を理解し解決していくため、多くの市民の方、企業の方が、大学でより専門性の高い勉強をする機会を広げていってほしいと思っており、その中心的な役割を北九州市立大学に担ってほしいと思っています。

近年、社会人の学び直しやリスキリングという言葉が話題になります。企業の生産性向上、働くためのスキルアップや技能習得という観点も重要ですが、町の課題を解決する、未来の北九州市を支えていく人材育成にも、北九州市立大学が中心となって力を入れてほしいと考えています。

そこで、伺います。

1点目に、北九州市立大学には、文系、理系の幅広い学部に加え、地域の様々な課題解決に向けて地域と密着して取り組む地域創生学群や、現在整備が進められている且過市場に開設を予定している仮称情報イノベーション学部など、本市の特色や社会情勢を捉えた学びの環境が魅力です。また、若者はもちろん、社会人や高齢者まで、学ぼうとする人の関心や、スキルアップしたい分野は様々であり、学びのニーズも多様化しています。昨今、大学間競争は厳しくなっており、各大学にはこれまで以上に魅力あるカリキュラムや学習環境が求められています。北九州市立大学の強みやこれまでの実績、今後の展望について、市としてどのように考えているか見解をお聞かせください。

2点目に、北九州市立大学の特徴を生かしながら、足りない部分を他大学と連携して補っていく仕組みも必要ではないでしょうか。市内には文系、理系10の大学があり、それぞれが特色あるカリキュラムを持っています。市内の他大学と連携して単位互換制度を創設することも有効だと思いますが、見解を伺います。

最後に、安全・安心なまちづくりについてお尋ねします。

昨年12月14日、小倉南区のファストフード店で、将来ある若者の命が奪われた卑劣極まりない、本当に胸が締めつけられる事件が発生しました。あの日から間もなく1年がたとうとしています。改めて、亡くなられた生徒さんの御冥福を心からお祈りいたします。そして、今もお深い悲しみの中にいらっしゃる御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。この1年間、どれほどつらい日々を過ごされているかと思うと、言葉になりません。容疑者は逮捕され、2度の鑑定留置を経て、今年9月26日に殺人や殺人未遂、銃刀法違反の罪でようやく起訴

されました。この事件の真相が一日も早く明らかになることを、ただただ願うばかりです。

この悲しい事件は、私たち市民に大きな不安と心の傷を残しました。何より、当たり前にあったはずの日常が一瞬にして壊されてしまう現実を目の当たりにした子供たちにとって、その衝撃は大きく、どれだけ胸を痛めただろうと考えると、改めて強い憤りを感じます。

事件の後すぐに各校区では、生活安全パトロール隊の皆さんをはじめ、地域の皆さんや保護者の皆さんが、子供たちを守るために一生懸命見守り活動をしてくださいました。そして、市役所の職員の皆さんも登下校の見守りなど、緊急の対策に力を尽くしてくださり、本当にありがとうございます。皆さんの優しい気持ちと行動が、どれだけ多くの市民に安心を届けたことか計り知れません。その後、2月議会の補正予算で、防犯を強化するための緊急対策費が盛り込まれ、市民の安全を守ろうとする市の強い姿勢は、市民の皆さんにも心強く映ったことと思います。

悲惨な事件が二度と起こらないよう、改めて徹底的な対策を取っていかなくてはなりません。事件発生以降、市が取り組んできた安全・安心対策の現状と、今後のより一層の強化に向けた考え方について見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目3つ目、安全・安心なまちづくりにつきまして、事件発生後取り組んできた安全・安心の対策の現状と今後のより一層の強化についてということでございます。

昨年末に発生をいたしました中学生殺傷事件については、将来ある若者の命が奪われた卑劣極まりない犯行であり、また、市民の皆様には大きな不安を与えました。改めて、お亡くなりになられた生徒の方の御冥福と、御家族様への心からのお悔やみを申し上げたいと存じます。

事件の発生を受けまして、子供の見守り活動などに率先して取り組んでいただいた地域の方々や保護者、そして、議員の皆様にも改めて感謝を申し上げたいと存じます。

北九州市では、事件の発生直後、市民の皆様の中に強い不安が広がったことから、市職員延べ2,600名による登下校時の見守りも行わせていただきました。また、このような凶悪事件から子供たちを守り、全ての市民の皆様が安全・安心を実感できるまちづくりを一刻も早く進めるため、令和7年2月議会におきましては緊急対策の予算を計上させていただきました。

この補正予算を活用いたしまして、これまでに、ペットの散歩を兼ねてパトロールを行っていただくわんにゃんパトロールを8月から開始し、10月末までに約180名の方が御登録、また、事業活動の中で地域を見守っていただく、ながら見守り宣言企業への参加の呼びかけも強化をいたしまして、4月から10月までの間に登録企業が約160社増加といった取組を行いまし、地域の見守り活動の輪が広がっているところでございます。

さらに、今年度中には、1つは、防犯カメラをモノレール4駅及びJR南小倉駅に計20台、

加えて、全ての北九州市立の学校に設置、2つ目に、地域団体等28団体に対し約90台分の防犯カメラ設置を補助、3つ目に、小・中学校の通学路の危険箇所を再点検し、防犯灯を約200灯設置する予定でございます。

北九州市といたしましては、今回の事件を決して風化させることなく、このような事件を二度と起こさせないという決意を新たにしなければなりません。そのため、市民や地域団体の皆様、警察等と市が一体となって、安全・安心なまちづくりに取り組んでいくという意識を共有することが重要であると考えております。その一環として、来る12月12日には、小倉南区におきまして共同パトロールを実施する予定としておりまして、私自身も参加し、地域の方々と共に安全への意識を高めていきたいと考えているところでございます。

市民の皆様お一人お一人の思いや行動が町全体の安全と安心を支える大きな力となります。これからも地域の絆をさらに強め、未来を担う子供たちが、この町に生まれ育ってよかったと実感できる、そういう北九州市を共に築いてまいりたいと考えております。以上でございます。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）ごみの落ちていない美しいまちづくりに関しまして、1つ目のイベントでの町を美しく保つための啓発はどのように行っているか、2つ目の大規模イベントとタイアップした取組を企画してはどうかという2つの質問にまとめて御答弁いたします。

イベントで町のにぎわいを創出しつつ、ごみのない美しい景観を保つことは、北九州市が掲げる彩りのある町の実現に向け重要なテーマであると認識しております。祭りやイベントで発生するイベントごみは、法令上、事業系ごみに該当し、主催者が自らの責任で適正に処理する必要があります。

そこで、北九州市では主催者などと連携し、イベントごみの適正な収集、分別、さらには減量化、資源化を促進するため、イベントごみ削減マニュアルを作成し、普及啓発に取り組んでおります。このマニュアルでは、基本的なごみ処理ルールに加えまして、1つに、一般ごみ、プラスチックなどの分類を表示した分かりやすい分別ごみ箱の設置、2つ目に、イベント開始前や休憩時間等を活用したごみ捨てマナーを呼びかけるアナウンス、3つ目に、巡回スタッフによる参加者への声かけや誘導など、参加者の協力を得る工夫を盛り込み、実効性の高い運用を求めています。

最近では、バレーボールネーションズリーグ2024福岡大会や、ワールドスケートボードストリート2025北九州グランドファイナルなどの大規模イベント開催におきましても、本マニュアルを活用した啓発を実施したところです。その結果、ネーションズリーグでは、選手によるクリーンな大会運営を呼びかけるメッセージ動画の放映、また、応援用スティックバルーンの分別回収といった取組が進み、これまで見られた会場周辺でのバルーンの散乱が見られないなどの具体的な成果が得られたところでございます。今後もイベント開催中から終了後に至るまで

町的美観が保たれるよう、関係部局や主催者と連携しながら啓発を継続してまいります。

また、イベントの場を活用したごみの分別、マナー啓発は、官民一体となって、ごみのない美しいまちづくりを進めていることを参加者に広く伝える好機でもあります。特に、大規模イベントとのタイアップは、市内外から幅広い世代が参加することから訴求効果が期待でき、環境問題への関心が高いとされる若い世代などを美化活動に巻き込む契機にもなると考えています。

現在開催中の小倉クリスマスマーケット&キャッスルでは、西日本工業大学の学生が紫川を清掃して集めたごみを用いてオブジェを制作し、会場に展示予定であります。この取組はアートとしての魅力に加え、来場者がごみの散乱について考えるきっかけになるものと期待しております。

イベント開催に当たっては、美しい町の維持はもとより、発生日ごみの抑制など、エコフレンドリーな運営が今後ますます求められるものと考えています。北九州市で開催される様々なイベントにおいて、官民が連携してこの動きを加速し、イベントを契機とした美化活動の広がりを図りながら、美しいまちづくりを一層推進してまいります。以上です。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君）それでは、最後に、大項目の2つ目、大学を核としたまちづくりにつきまして、2つのお尋ねがございました。北九州市立大学の強みと、それから、市内の他大学と連携した単位互換制度について、2つまとめてお答え申し上げます。

北九州市立大学は、文理総合大学として、5学部、1学群、4研究科を有しており、平成28年に大学が将来ビジョンで掲げた地域、環境、世界の3つの視点を重要視してまいりました。

このうち、地域につきましては、地域創生学群の学生はもとより、地域と学生をつなぐ役割を担う地域共生教育センターに約1,000人の学生が登録して地域活動に取り組んでおり、地域社会のために活躍、貢献できる人材を育成しているところでございます。

環境につきましては、SDGs未来都市である北九州市をフィールドとして、環境問題事例研究、環境ESDプログラム等の教育や、再生可能エネルギー等の研究に取り組んでいるところでございます。

世界につきましては、世界11か国2地域の29大学との間で、年間200名を超える学生が海外へ留学しており、グローバル感覚やコミュニケーション能力を育む機会を創出しているところでございます。

こういった取組によりまして、英国と日本の教育関係会社が発表し、教員や企業からの認知度も高いTHE日本大学ランキング2025におきまして、全国の公立大学の中で教育充実度が第4位に選ばれるなど、高い評価を獲得しているところでございます。

また、今年度より将来ビジョンに情報を新たに加えて、仮称情報イノベーション学部の

新設やデータサイエンス・AI教育プログラムを通じて、デジタル人材の育成を今後強化していくとしております。さらに、主に社会人を対象にした専門職大学院や、シニアや社会人の学び直しを支援する教育プログラムも展開するなど、地域に根差した大学として、その存在感を遺憾なく発揮しているところでございます。

このように、北九州市立大学は、地域、環境、世界、そして、情報を柱に、社会や時代のニーズに応じた人材の育成に強みがあると考えておりまして、北九州市としても大学の取組をしっかり支援してまいりたいと考えております。

こういった大学自らが有する強みや特色を生かす一方で、個々の学生の意欲や関心に応じた多様な学習ニーズに対応するため、市内大学と連携した単位互換制度にも取り組んでいるところでございます。

具体的には、1つに、九州国際大学、九州共立大学、西日本工業大学、下関市立大学と連携した大学コンソーシアム関門、2つ目に、九州工業大学、早稲田大学と連携し、自動車、ロボット、AIに関わる人材を育成する連携大学院、それから3つ目に、九州歯科大学、九州工業大学、産業医科大学と連携した医歯工連携教育プログラムに取り組んでいるところでございます。こういったプログラムの受講生のアンケートでは、知らない分野の知見を深めることができた、また、貴重な経験で成長できたといった声があるなど、大学の人材育成機能の向上につながっているところでございます。

北九州市といたしましては、市内大学がそれぞれの強みや特色を生かすとともに連携を図ることで、新ビジョンに掲げる彩りある町として、学生が持続可能で質の高い教育、研究を享受できる環境づくりを促進してまいりたいと思います。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）4番 吉村議員。

○4番（吉村太志君）御答弁どうもありがとうございました。その前に、質問の際、第3問目の安心・安全のときに、私も少し感情が入ってしまいまして、大変失礼いたしました。私も娘を持つ親として、非常に命あるものが奪われてしまったということは、絶対二度と、先ほど市長も答弁していただいたように、こんな惨劇がこの北九州で起きてはいけないと、強い意識を持ってこれからも防犯対策もしっかりやっていきたいなと思っておりますので、少し気を取り直して、また質問、要望させていただきたいと思います。

まず、ごみが落ちていない美しいまちづくりにおきまして、私はなぜごみが落ちていないようにしていこうかという、やはりこの町にいろいろ市内外から来た人が、ごみが落ちただけで少し嫌な気持ちになってくる、皆さんも多分そうだと思います。家の中ではなかなかごみを落としませんよね。だから、私はこの活動を通して、捨てる人より拾う人がどんどん多くなるような、そういった思いを込めて、これからごみのない美しいまちづくりをやっていきたいと思います。

その中で、なぜもう一つごみが落ちてはいけないのかというところで、割れ窓理論というも

のがあります。1つの割れたガラスがあれば、次々窓が割れるというか、また、大きな重大な犯罪につながっていくという、1つのごみが重大な事件、犯罪も起きてくる、だからこそ美しい町を目指していく、そして、未来につなげていく、この北九州市は心豊かなすばらしい皆さんが生活している町だということを、どんどん市内外に発信をしていきながら、ごみのない美しいまちづくりを目指していきたいなと思いますので、そこで、少し質問させていただきたいのですが、今イベントが終わった後、会場を見るとごみが散乱しているのは非常に残念な光景です。市内で開催するイベントにおいて、ごみのポイ捨てゼロ宣言など共通の何かキャッチコピーの下、町が散らかさない取組として広げてはどうかと思います、質問したいと思います。どうぞお願いいたします。

○議長（中村義雄君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）そうですね、今官民挙げてまち美化のキャンペーンをやっております。クリーン北九州まち美化キャンペーンでは2万人の参加をいただいております。あと10月の市民いっせいまち美化の日でも5万6,000人以上の市民の方の協力をいただいております。こういった中でイベント、キャッチコピーを使うというのは、イベントを使って、その集客力、発信力を使うというのは大変重要な取組だと考えております。統一したメッセージが伝えられるように、御提案の趣旨も含めまして効果的な方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）ちょうど10日ぐらい、8日ぐらい前ですかね、北九州市クリーンタウンプロジェクトというのを発表いたしました、その中のまち美化でポイ捨てをなくしていこうというところも官民一体となってやっっていこうと、やはり子供たちや女性から、ごみが落ちているのは悲しいとか、ポイ捨てが目立つという話があったので、その部分で、もちろんモラル・マナーも大事ですが、おっしゃるような、そういった何か皆さんの官民あるいは各世代が一体となる、求心力となるような、それはキャッチフレーズなのか何かを考えないといけませんけれども、そういったみんなが一体となれるような、そういうプラットフォーム的なものというのはしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（中村義雄君）4番 吉村議員。

○4番（吉村太志君）ありがとうございました。市長、また、環境局の局長、ありがとうございました。ぜひこのごみのポイ捨てゼロ宣言、これを北九州が主催するイベントには一緒になってやっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、今市長が言われました北九州クリーンタウンプロジェクト、まち美化に加えて客引き防止、雑草対策が一体となったものであり、これは私が目指す美しいまちづくりとまさに合致するものです。9月議会の決算特別委員会市長質疑でも質問しました。客引き防止の取組も含めて、みんなが歩く町が誰もが安心して快適な空間になることは市民にとっても、また、市外から訪れる方にとっても大変重要なことだと思います。町を美しく、ごみは正しくごみ箱へ、

人が不快に感じることはしないという当たり前のことですが、これをいかに実現していくかということが、詳細はまたこれからだと思いますが、私もしっかり応援していきたいと思いません。

また、いろんな何かポイ捨ての取組があって、有料のごみ箱を置いたらどうかとか、いろんな何か各都市でも実証実験もやっております。いろんなことをして、また、イベントの際、例えば食事などを提供する側の店側の協力も必要だと思うんですね、一緒になって。今後そういった知恵を出し合って、ぜひこの町にポイ捨てがなくなるようなイベント、そしてまた、まちづくりをしていただけたら非常にありがたいなと思います。

続きまして、2番目の大学を核としたまちづくり、これは私らの会派の中でも話をしたときに、地域創生学群というものがある、非常に素晴らしいと、この生徒さんたちが、私は南区ですけど、南区の各イベントに行けば、毎回地域創生学群の生徒さんが来ています。そして、性格もよく、明るく私たちを迎え入れていただき、そして、地域の人たちともなじんで、みんなかわいがっていただき、地域の人たちも学生が来ることが楽しみになっている、これは非常に私は素晴らしいことですので、これからもそういったことをどんどん深めていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、学校間、これは今北九州には10も大学がありますので、まずは北九州市立大学が旗振り役となって、そして、各大学といろいろなものを連携していく。今も連携しているという事例もいただきました。この事例をもっともって、北九州の人材育成、そして、まちづくり、いろいろなものにつなげていただきたいと思います。また、新しい学部もこれらどんどん時代に合った学部もつくっていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、最後に、安全・安心なまちづくりについてですが、今度南区でも共同パトロールがあるということで、市長も参加をしていただくということです。ぜひこれは、私は地域の力、そして、行政の力、企業の力が一緒になって、私たちの町を安全・安心な町にみんなで一緒に守っていく、これが非常に僕には大切なことだと思います。どうかこの町、誰もが安心して、この町に住んでよかったと思えるような、そんなまちづくりを関係局、そしてまた、ここに座られている行政の職員の皆さんが一体になって守っていただきたいと思います。もちろん我々市民も一緒になって、地域力としてこのような事件がないように力を入れ、守っていききたいと思います。

その中で、御答弁いただいた中で、防犯カメラについて、犯罪者にとっては見られているという意識を与え、犯行を思いとどまらせる効果があることや、警察の捜査において複数の防犯カメラ映像を追跡するリレー捜査が容疑者の早期検挙に有効であるなど、一定の効果が期待できます。市民にとっても見守られているという安心感に直結します。市民の安全・安心のためにも引き続き一定の予算を確保していただきたいと思いますので、どうか最後に総務市民局の

局長、また、安全対策のほうをよろしくお願ひしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）議員おっしゃるとおり、市民の安全・安心を守っていくというのは我々の大きな使命の一つではあると思いますので、今言われた防犯カメラをはじめ様々な手を打って官民協働、あるいは地域も協働して安全・安心なまちづくりを進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）4番 吉村議員。

○4番（吉村太志君）ありがとうございました。以上、よろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（中村義雄君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時19分休憩

午後1時30分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）市民とともに北九州、中村じゅん子です。今日は寒い中、傍聴にお越しいただきました皆様、そして、ケーブルテレビ、インターネット中継で御覧いただいている皆様、本当にありがとうございます。

私は保健福祉子ども委員会に所属していまして、10月20日から22日まで3日間にわたり、静岡市、千葉市、東京都大田区、そして、川崎市へ調査研究に行かせていただきました。その中で、先進的な取組を行っている他都市の調査は大変参考になりました。

そこで、その内容を踏まえて本日は質問させていただきます。

まず、ひきこもり支援についてお伺ひいたします。

千葉市では、千葉市こころの健康センター、北九州市における精神保健福祉センターですが、その中の同一フロアの中に千葉市ひきこもり地域支援センターと、そして、千葉市子ども・若者総合相談センターを設置し、同一のNPO法人が運営しています。ひきこもり地域支援センターへの相談はハードルが高いと感じる市民の方が、同一フロアにある子ども・若者総合相談センターであれば相談しやすいとのことで、子ども・若者総合相談センターでもひきこもり支援の相談を受けているとのことです。

私は、千葉市は関係機関同士のネットワーク構築に力を注ぎ、不登校やひきこもりの方が相談しやすく、切れ目のない支援が行われるよう課題の共有ができていたと感じました。特に、私が高い関心を持ったのは、個別ケース会議の開催です。ひきこもり地域支援センター、子ども・若者総合相談センター、こころの健康センターの職員による原則月1回の個別ケース会議の開催、また、本庁レベルで子ども未来局、教育委員会など本庁レベルの関係部署が出席する不登校・ひきこもりに関する連携会議が隔月開催され、その場では個別の案件についても協議

がなされているとのことでした。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、本市において北九州市ひきこもり地域支援センターすてっぷ、北九州市子ども・若者応援センターYELL、そして、精神保健福祉センターなど、ひきこもりや不登校を支援する関係機関がどのような連携を行っているのか、お伺いいたします。

2点目に、千葉市のような本庁レベルでの個別ケース検討会議の実施状況についてお伺いいたします。

次に、子育て世帯への訪問型の食の支援についてお伺いいたします。

東京都大田区社会福祉協議会では、令和2年に区内で3歳の女の子が家庭内で1週間放置され亡くなる大変痛ましい虐待事件が発生したことを受け、子育て世帯が孤立しないよう、食をきっかけにして、おうちに笑顔と食料品を届けるほほえみごはん事業に同年11月から取り組んでいます。事業内容をお伺いすると、月に1回程度、地域の無償ボランティアである絆サポーターが子育て世帯に日もちのする食料を無料でお届けし、顔の見える関係性を構築する事業とのことでした。絆サポーターは、事前に子供や子育て世帯が抱えやすい困り事、地域からの孤立などの研修を受講しており、月に1回の訪問を重ねることで、食の確保だけでなく交流が深まり、子育てに関する相談を受けたり、地域行事に出てくるようになったなど、具体的な効果も現れているとのことでした。本市議会でも従前より、子ども食堂だけではなく、このような訪問型の支援が必要ではないかとの質問が会派を超えて上がっているところです。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、市内のNPOなど民間の団体等では、以前より必要性を感じ訪問型の食の支援を実施されています。市として把握している活動をお伺いいたします。また、それらの団体に活動費などの支援は行われているのか、併せてお伺いします。

2点目に、大田区は、このほほえみごはん事業をこども家庭庁の児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助金を活用して行っています。

そこで、本市においても子育て世帯が孤立しないよう、この補助金を活用するなどして、大田区のような訪問型の事業を行ってはどうかと考えますが、見解を伺います。

最後に、北九州市子ども基本条例の周知、広報についてお伺いいたします。

北九州市子ども基本条例は、令和6年12月議会において議員提出議案として提案、可決され、本年4月に施行された条例です。この北九州市子ども基本条例は子供の権利について明文化した条例で、条例案を研究する際は、先進的に取り組まれている川崎市の事例を参考にされたとお伺いしています。

川崎市では平成13年4月、川崎市子どもの権利に関する条例が施行され、市の様々な施策はこの条例にのっとって実施されています。特に、周知、広報については条例第6条にのっとり、子供の権利に対する市民の理解を深めるため、パンフレットや子供向けのリーフレット、

動画などを作成し、効果的な広報を継続して実施しているところです。小学校1年生から中学校3年生までの9年間、毎年学校を通じてリーフレットを配布し、子供、親へ継続的に周知することにより、認知度は大人が3割、子供は5割という水準になっています。加えて、川崎市のこども未来局は、これでも周知が不十分と考え、子供に人気のうんこドリルと子供の権利がコラボして、日本一やさしい子どもの権利に関するドリルを作成し配布しています。

一方で、本市の北九州市子ども基本条例が施行されたことについての周知、広報について見ると、川崎市の取組や平成31年に施行された北九州市子どもを虐待から守る条例に関する周知、広報と比べても不十分であると感じています。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、市として本市の子供の権利を守る、子供に一人一人幸せになる権利があるという北九州市子ども基本条例の意味合いをどのように考えているのか見解を伺います。

2点目に、本市においても川崎市のように条例に基づき、子供の権利について広く周知、広報すべきと考えますが、現在までの周知、広報の実績と併せて見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目3つ目、子ども基本条例の周知、広報につきまして、子供の権利について定めた子ども基本条例の意味合いなどについてお尋ねがございました。

北九州市子ども基本条例が子供にまつわる様々な主体の責務と、子供にとって大切な権利を明らかにするとともに、子供の権利の保障等を定めることにより、全ての子供が心豊かに生活を送ることができる町の実現を図ることなどを目的として、令和7年4月1日に施行されたところでございます。

この条例は、世界中、全ての子供たちが持つ人権を定めた子どもの権利条約を踏まえ、子供にとって大切な権利として安心して生きる権利、自分を守り、自分が守られる権利、自分らしく生きる権利、心豊かに育つ権利、社会に参加し、意見を表明する権利をうたっております。これらの権利は子供が一人の人間として尊重され、心身ともに健康で安全に成長する上で非常に大切なものであると認識をしております。

子供は心身の発達過程にあり、体力的、精神的、経済的に弱い存在でもあるからこそ、子供の目線に合わせて、その意見に耳を傾け、リスペクトすることが重要であると考えております。子供が未来に向かって成長していけるよう、周りの大人が温かく見守り、子供の新しい発想や価値観を否定するのではなく、応援していく、このような、こどもまんなかcityの実現に向けて、より一層子ども・子育て施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）次に、ひきこもり支援について2点お尋ねいただいております。

す。ひきこもりや不登校を支援する関係機関の連携についてと、また、本庁レベルでの個別ケース検討会議の実施状況について、この2点にまとめて御答弁申し上げます。

ひきこもりや不登校の状態にある方への支援につきましては、当事者の状況やニーズが個々に異なり、様々な面からの支援が必要であるため、関係する部署が連携して支援を行うことが重要であると認識をしております。

北九州市では、ひきこもりに特化した相談窓口として、ひきこもり地域支援センターすてっぷを設置しており、面接や電話、訪問などによる相談支援のほか、交流や居場所づくりを目的としたグループ活動や、フリースペースの開催などに取り組んでおります。

また、様々な困難を抱える子供や若者を総合的にサポートしていく相談窓口として、子ども・若者応援センターYELLを設置し、若者一人一人の相談に応じるとともに、保護者の面接相談、仕事体験などの自立支援プログラムなどを実施しております。

すてっぷは、ひきこもり支援、YELLは、若者の総合相談窓口として支援を進めていく中で、当事者の状況やニーズに応じて相互に連携し、個別ケースの情報共有や支援を行っているところでございます。さらに、すてっぷにつきましては、YELLのほか、精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、当事者の方や御家族などを対象にした、ひきこもりを考える集いの開催ですとか、ひきこもり家族教室の参加者との意見交換、また、企業との協働による引き籠もりがちな方と不登校傾向にある方を対象にした社会体験プログラムの実施などの取組も行っております。令和6年度の関係機関との連携は333件でございました。

また、不登校支援に関しましては、不登校等支援センターにおいて、不登校児童生徒へ適切な支援を行うため、子ども総合センターと連絡会議を毎月開催し、支援状況等に関する情報共有を行っております。今後もひきこもりや不登校状態にある方や御家族のニーズを踏まえながら、関係機関の連携、協働による取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、本庁レベルの検討会議につきましては、北九州市では子供・若者、孤独・孤立、生活困窮など、ひきこもりに関係する部署によりますひきこもり関係課長会議において、ひきこもりや不登校の実態に関する情報共有などを行っております。また、複数の関係機関での連携が必要となるケースや、複雑な課題を抱えるケースにつきましては、不登校等支援センターと子ども総合センターとの不登校児童生徒の支援に関する連絡会議など、本庁部門も含め関係部署間で情報共有を行い、必要に応じて個別ケース会議を開催しております。引き続き、子ども家庭局、教育委員会、保健福祉局のひきこもりや不登校の関連部署がしっかり連携し、当事者や御家族を支援する体制を強化してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 最後に、子供の関係で2点御質問いただいておりますので、順次御答弁させていただきます。

まず1点目、子育て世帯への訪問型の食の支援につきまして、こちらの2点、市内における

民間の訪問型の食の支援について把握している活動についての御質問と、あと、本市において子育て世帯が孤立しないよう、大田区のような訪問事業を実施すべきではないかという御質問についてお答えさせていただきます。

まず、大田区のほほえみごはん事業は、令和2年、大田区内で3歳の女の子が家庭内に1週間放置されて亡くなるという虐待事件が発生したことを契機に、同年11月から開始されたもので、食料を届けるだけでなく、一人一人の家庭の気持ちに寄り添い、つながりづくりのきっかけとなることを目的とした事業と承知をしております。

お尋ねの北九州市における民間の活動につきましては、子ども食堂の連携ネットワーク化を図ることを目的としております子ども食堂ネットワーク北九州に参画する団体の一部が、訪問型の食の支援を実施していると承知しております。例えば、ある団体では企業に対しまして寄附を呼びかけて、希望する子育て世帯へ食料を届けるというプロジェクトを実施しております。訪問型の食の支援を行う団体に対して、北九州市から活動費等の支援を行っておりませんが、食をきっかけとしたつながりづくりの支援といたしましては、子ども食堂に対しまして開設時の施設整備や備品購入などに関する運営補助等を行っておるところでございます。

次に、子育て世帯の孤立を防ぐ取組として、北九州市では子育て世帯訪問支援事業を実施しております。この事業は、要保護児童のいる家庭、ネグレクト状態にある家庭及び虐待のおそれのある家庭をはじめとした家事や子育ての不安や負担を抱える御家庭に対しまして、所定の研修を受けた支援員が訪問をし、家庭が抱える不安や悩みについて傾聴するとともに、食事の準備、洗濯、清掃、買物、授乳、おむつ交換、入浴などの様々な支援を実施しております。この事業によりまして生活を立て直すとともに、児童養護施設等で実施しているショートステイなど、他の支援事業の活用につなげていただき、虐待のリスクの低減でございますとか、家庭の孤立の解消を図ることができたという事例もございます。

また、虐待のリスクが高い世帯など見守りが必要な世帯に対しましては、児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、地域のネットワーク構築を目的として設置されました要保護児童対策地域協議会の構成機関でございます学校や保育園、幼稚園、医療機関、民生委員・児童委員等の方々に連携して見守りを実施していただいております。

児童虐待や子育て世帯の孤立を防ぐ上で、様々な形で見守りの目が増えるということは重要なことであると考えております。議員御提案の大田区の訪問型の事業についても一つの方策と考えておりますけれども、現在北九州市が実施しておりますこの子育て世帯訪問支援事業も、大田区の事業と同様に、子育て世帯の孤立の防止等を図るとともに、さらに生活の立て直しなどにもつながっておりますことから、北九州市としてはこの事業の推進にまずはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、子供の権利条例の周知、広報につきまして、さらにより広く周知、広報すべきと考えるが、これまでの取組と今後の動向についての見解について御答弁させていただきます。

全ての子供は、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られることが重要と認識をしております。このため、北九州市では令和7年3月に北九州市子どもプランを策定いたしまして、子供の目線に合わせて子供の最善を考え、子供を社会の構成する存在として尊重することができる、こどもまんなかcityの実現を目指して、子ども・子育て施策を進めております。

このような中、令和7年4月に施行されました北九州市子ども基本条例では、第4条から第9条にわたって子供にとって大切な権利が規定されており、第12条では、市は子供の権利について周知啓発等の実施に努めるものとする規定をされております。この子供の権利につきましては、一人の人間として権利を持つ権利の主体という考え方の下、これまで小学校6年生を対象に、子供の権利等を掲載した下敷きの配布ですとか、子育てに役立つ情報をまとめた冊子、北九州市こそだて情報への掲載、市のホームページへの子どもの権利条約等の掲載など、広くその周知啓発に取り組んでまいりました。さらに、令和7年度には、このような周知啓発に当たりまして、北九州市子ども基本条例についても併せて掲載させていただいております。

いずれにしても、この子供の権利につきましては、先ほど市長からの御答弁でもありましたように、非常に重要なものであると認識をしておりますので、北九州市としても、今後より効果的な周知、広報に取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）御答弁ありがとうございました。では、順番に第2質問をさせていただきます。

まず、不登校やひきこもり支援のところで、現在の取組を詳細に御答弁いただきました。ありがとうございます。ただ、私は個々の取組が不足しているんじゃないかと言っているのではなく、不登校や閉じ籠もりの方をちゃんと伴走的支援のように切れ目なく、漏れなく支援するための連携の仕組みが必要なんじゃないかとお聞きをしています。

私自身、不登校や閉じ籠もっていた経験のある方、それから、今現在子供さんが閉じ籠もり状態にある親御さん、そしてまた、ドクター、医師や保育士、ソーシャルワーカーなど子供たちの成長を見守っている方々に個別にお話を聞いてまいりました。その中で、保育園、幼稚園から小学校、中学校、義務教育後のフォローなど生きづらさを感じている子供、若者へのいわゆる先ほど申しました伴走的支援が必要という話が必ずお話の中で出てきます。行政は、制度や法律などにのっとってお仕事をするので、どうしても縦割りになりがちだと思います。だからこそ、千葉市のように一人一人の情報をちゃんと共有して横串を刺すように連携する仕組みが必要だと考えます。見解を求めます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）保健福祉局のほうで主に所管しておりますひきこもり地域支援センターすてっぷでございます。様々相談を受けながら、関係機関としっかりと連携をして、できる限り御本人、御家族と必要な支援をさせていただくための方策を様々取り組んでいるところでございます。先ほどの幼少期の頃から学童とかそういったところですね、そこに関しましては、やはり子ども・若者応援センターYELLですとか、それから、不登校等支援センターとの連携というところが非常に大事であろうと思っております。

また、議員のおっしゃられたいろいろな職種の方にお尋ねされたということで、そういった方々の御支援といいますか、参画というところも非常に大事だと思っておりますので、また、その議員のおっしゃられるような連携のやり方ということはしっかりと考えながら、すてっぷの取組を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）ありがとうございました。先ほども申しました個別ケース検討会議を、先ほどの答弁では必要に応じてというような感じだったんですけども、やっぱり定期的に個別ケース検討会議を行って、その個人の問題ではなくて、仕組みがどこかおかしいんじゃないとか、制度というか、何かを変えないといけないんじゃないかという元になるのがケース会議だと千葉市の方もおっしゃっていましたので、ぜひ今おっしゃったような局を超えて、しっかり閉じ籠もりの親御さんとか、長期間長い年数をかけてずっと子供さんを見守っていて、親もだんだん疲弊してくるという話も聞きますので、こちら要望しておきます。よろしくをお願いします。

次に、続きまして、2番目の子育て世帯への訪問型の食の支援についてです。この問題は、保健福祉子ども委員会の中で、私だけでなく、会派を問わず問題提起をしてきたと思います。本日の答弁も変わりはありませんが、私たちは虐待の本当におそれがある世帯への対応の問題ではなく、子育て世帯を地域から孤立させないという予防型というか、予防的な取組のためにこういう事業を、訪問型を進めてはどうかという提案をしています。

大田区では、先ほども少し触れましたが、買物に行くのも大変な時期、出産後1年間ですね、の子育て世帯に私たちも視察に行かせていただいて、物を実際に運んでいるものを見せていただいたんですが、お弁当とかではなくて、お米とかパスタとか、あと子供さんのおやつとか、フルーチェみたいなのとか、そういう日もちがする食品を持参して月1回訪問をして、玄関先ですけど関係性をつくって、だんだん悩みを聞いたり地域行事への参加に出てきたり、中には、私も子育て少し落ち着いたので、支える側になりたいという、すごくうれしい効果も現れているということでございます。

なので、本市でもぜひ何らかの形でこのような地域にどうしても孤立しがちな子育て世帯の御家庭に、これ手挙げなんです、大田区は別に強制的に配分しているわけではなくて、私は

欲しいですということなので、別に虐待とか全く関係ない、収入とか所得とかも関係なく、私のところに届けてくださいという方に絆サポーターさんが配布しているということなので、このような事業をぜひ検討していただきたいと思います。ここは要望で終わらせていただきます。

最後に、子ども基本条例の周知、広報でございます。武内市長、御答弁ありがとうございます。おっしゃったとおり、こどもまんなかcityを目指す本市で、子供にとって大切な権利をはじめ、子供の権利の保障や子供の健康、成長、発達のための取組について定められたこの条例ができたこと、私は議員になる前でしたけれども、すごい議論が行われているんだなというのに関心を持って見ておりました。せっかくそういう大事な子供にとっての権利で、命の大切さみたいなのをちゃんと定めたこの条例ができたこと、まずはこの4月にできたんだよということを子供たちや保護者、学校の先生など幅広くお知らせすることから始めるべきだと思います。

先ほども第1質問で言いましたが、毎年毎年学年に応じてですけど、低学年、中学年、高学年、中学生とちょっと違うリーフレットを配布されているということですが、毎年1回先生からその話を聞くんですね。もう20何年たっているのに、御家庭に持って帰ったら、親御さんが、これ私も見たよと、私たちのときからあったよみたいなことで、先ほどの周知ですね、浸透がなされているんだと思います。ですから、取組は、先ほど御答弁いただいた周知、広報の取組は今の取組で十分だとお考えですか、見解をお伺いします。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 取組について十分かという御質問でございますけれども、当然子供の権利、非常に重要ということは認識しております、これに満足せずに引き続き、よりよい広報の仕方についてはしっかりと考えて、子供の権利について、お子様の皆様が認識してもらえるような取組は考えてまいりたいと思います。

○副議長（村上直樹君） 36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君） ありがとうございます。我々議会でもこの子ども基本条例検証プロジェクトチームを継続して立ち上げ、私もメンバーに入っております。この条例をまたブラッシュアップするところがあればブラッシュアップしますし、私たち議会も子供たち、親たちに皆さんは一人一人人間としてかけがえのない存在ですと、皆さんの命は大切なものです、皆さんの尊厳は尊重され、その権利と自由は大切に守られますと条例の中にうたっている、この大切な大切な言葉を、この条例を皆さんにお知らせすることで、北九州市にこんな条例ができたんだよということをぜひ執行部、そして、議会両輪となって周知、広報していければと思います。何か見解がありましたら、お願いいたします。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 議会の皆様におかれましても、この子供の権利を定めている

子ども基本条例について、今後周知について御検討いただけるともお聞きしました。今後の議論につきまして我々も拝見させていただきつつ、先ほども申し上げましたように、子供の権利のPRについては……。

○副議長（村上直樹君）時間がなくなりました。進行いたします。39番 宇都宮議員。

○39番（宇都宮亮君）皆さんこんにちは。市民とともに北九州の宇都宮亮です。まずは、傍聴にお越しの皆様、そして、中継を御覧の皆様ありがとうございます。

それでは、早速第1質問に移ります。

1点目に、客引き行為等の適正化に関する条例に基づく取組強化についてお伺いします。

度々議題の焦点に上げられるキャッチ、いわゆる客引きについて、いま一度現状を確認します。客引きは通行人に声をかけて、飲食店、風俗店、バー、カラオケ等へ誘導する行為を指します。いわゆる風営適正化法や都道府県が策定する迷惑防止条例等において、客引きは不当な誘引として扱われ、禁止または規制の対象となっています。しかしながら、頻繁にその行為が行われ、ぼったくり被害などが治安を悪化させ、地域住民や観光客の安全・安心を損なうものとなっている現状があります。

そのような中、令和7年8月現在、全国で50の自治体が客引き行為等を規制する趣旨を含む条例を制定しています。本市においても、令和4年12月に北九州市客引き行為等の適正化に関する条例が全面施行され、指定の区域では全ての業種を対象に客引き行為等を全面的に禁止しており、違反者には5万円以下の過料が科されます。さらに、悪質な客引き行為と判断された場合、氏名や店舗名等をインターネット上で公表する措置もあり、対象者の就職や社会的信用に影響を及ぼすリスクを示唆しています。

北九州市では条例施行後、令和7年5月末時点で勧告件数91件、命令件数42件、過料件数21件、公表件数8件となっています。なお、指導等各種件数が最も多いのは岐阜市で、指導件数420件、勧告件数196件、命令件数170件、過料件数92件、公表件数39件となっており、その本気度がうかがえます。一方、この結果で見えてくるのは、指導等を厳しくしても依然として客引きは存在するという事実です。

また、私が小倉を含む全国の繁華街で見た客引きに従事する者の特徴として、おおむね10代後半から20代前半の方が多く、学生、フリーター層が中心となっています。雇用形態は、日雇、歩合制、非正規が多く、店と口約束で働くケースや仲介業者を介するケースがあります。そして、客引きに従事する動機として、即金性や短期で稼ぎたい者、既存の仲間関係、新規仲間関係の構築や居場所を求める者、対人スキルを生かしたい者などが上げられます。自分としては、これらの特徴の中に客引き行為を減少させる糸口があると考えます。

そこで、客引き行為等の適正化に関する条例に基づく現在の取組状況と今後の取組について見解を伺います。

次に、北九州市立新門司老人福祉センターの充実、活性化についてお伺いします。

北九州市は、高齢化率が政令指定都市の中で最も高くなっており、令和2年の国勢調査において31.8%となっております。多くの高齢者を抱える北九州市において、高齢者が健康で生き生きと過ごす環境を整えることは決して目を背けることができない至上命題だと考えます。高齢者が生き生きと暮らすためには、地域に活動の場があることが欠かせません。私は、地域に活動の場があることで、高齢者にとって個人レベル、地域レベル、行政コストの3方向で大きな改善を見込むことができると考えています。具体的には、個人レベルでは、虚弱、フレイル予防や認知症予防、生活習慣病の抑制、孤独死リスクの低下、抑鬱の改善などへの効果が期待されます。

地域レベルにおいては、高齢者の方々が集うことがきっかけで地域ボランティアなどの活動が生まれ、地域コミュニティが活性化することなどが期待できます。行政コストについては、高齢者が外出することで健康に過ごせる期間が長くなれば、社会保障費の抑制につながることも期待できます。なお、サロン参加者は不参加者と比べて、要介護認定を受ける人が半減する可能性があるとも言われています。

そこで、本市において高齢者の方が健康で生き生きと暮らすためにどのような対策を行っているのか、見解を伺います。

2点目に、福岡市では令和6年7月より、各区に設置している老人福祉センターを福岡100プラザにリニューアルし、人生100年時代における高齢者の社会参加の拠点として位置づけ、高齢期の社会参加、元気な活躍を応援する拠点として機能強化を図ることとしています。本市では北九州市立新門司老人福祉センターがあり、昭和53年に設置されて以降、平成7年には入館者が100万人を突破するなど、長年にわたり高齢者の憩いの場として地域の方々に親しまれています。

しかし、設置から47年が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、イベント数の減少、交通アクセスの不便さにより来場者数が年々減少傾向となっているのが現状です。私は、高齢者の方が低額な料金で健康の増進や教養の向上等の活動を行うことができる新門司老人福祉センターが、高齢者の地域拠点のモデルケースとして様々な取組を行える施設になるよう強化してはどうかと考えます。

そこで、新門司老人福祉センターの現状と今後の展望について見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目1つ目、客引き行為等の適正化に関する条例に基づく取組の強化ということでお尋ねがございました。

北九州市では、これまで令和4年10月に施行いたしました北九州市客引き行為等の適正化に関する条例に基づき、魚町、京町の一部を客引き行為等禁止区域に指定をいたしまして、令和7年10月末現在で220件の指導、処分等を行ってきたほか、地元との協働で実施するパトロー

ルやチラシの配布、繁華街の人出が増えるゴールデンウィークなどに行う県警察との合同巡視、取締りなどにも取り組んできたところでございます。これらの取組の結果、禁止区域内の客引き人数は、条例施行前に比べまして令和6年度には約65%減少するなど、一定の効果を上げてきたと考えております。

一方、悪質な客引き行為は今もなお存在しており、各種イベントや国際大会の開催など、新たなにぎわいが生まれている北九州市におきまして、市民や訪れる皆様方に安全で快適に楽しめる夜の空間を提供することは、大変重要かつ喫緊の課題であると考えております。

そこで、北九州市ではこれまでの政策をさらに強化、推進するため、先月28日に商工会議所などの事業者、県警察、行政による客引きゼロパートナーシップ北九州を発足いたしました。この3者がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、取締りのみならず、事業者自らが制定したルールを普及させるなどの取組を強化することとしております。

さらに、客引きゼロに加えまして、まち美化、除草、防草の3つを柱とする北九州市「クリーンタウン」プロジェクトを進めることといたしました。その中でも、この3者によるパートナーシップは客引きゼロの中核を担う取組であり、クリーンな北九州市を実現するための第一歩でもございます。

引き続き、条例に違反する客引き行為に対しては、県警察と連携して厳しい姿勢で臨むとともに、今後はAI防犯カメラ等の活用、客引きをしない、利用もしない店舗を増やすための施策を検討するなど、関係機関との連携、協働による新たな取組を進め、安心して楽しめる夜の町北九州を実現してまいります。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）北九州市立新門司老人福祉センターの充実活性化について、2点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず1点目が、高齢者の方が健康で生き生きと暮らすための対策についてでございます。

人生100年時代を迎えようとする中、高齢者の皆様が生涯現役を目指し、自分らしく生き生きと安心して暮らすためには、健康づくりや社会参加を通じて、日常的な居場所や活動の場を持つことが重要と考えております。昨年策定しました北九州市しあわせ長寿プランでは、目指そう活力ある100年を目標の一つとしまして、人や社会とつながり続け、役割を持って活躍できる機会の創出、また、生涯を通じた健康づくり、介護予防を掲げ、幸福長寿モデル都市の実現に取り組むこととしております。

高齢者の社会参加につきましては、現在市が助成しているものを含め、体操や音楽などの趣味活動などを行っている通いの場が市内に3,741ありまして、約3万7,000人が参加をされております。北九州市ではこのような自主的な通いの場に専門職を派遣し、フレイルチェックなど参加者の健康状態を把握した上で、必要に応じて様々な講座を御紹介するなど、健康づくりや介護予防を支援しております。

また、地域において健康づくりを主体的に行っていただくために、健康づくりや介護予防活動をリードする人材の養成や、サロン活動の充実に向けた相談支援も行っております。さらに、生涯現役での活動を応援するため、生きがい、健康、仲間づくりの場である年長者研修大学校や、情報発信や活動のマッチング等を行ういきがい活動ステーションを運営するほか、老人クラブの支援などを行っております。

このような高齢者の社会参加や健康づくりは、個人の幸せはもちろん、地域活動の活性化や持続可能なまちづくりに欠かせないものと考えております。今後も市民の皆様が健康で生き生きと心豊かに暮らし、長寿の幸せを実感できる豊かな社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の新門司老人福祉センターの現状と今後の展望についてお答えいたします。

新門司老人福祉センター、通称まつがえ荘は、昭和53年の開設以来、高齢者の健康増進やレクリエーションの場として長きにわたり地域に親しまれております。施設内には入浴設備、食堂、囲碁・将棋室、トレーニングコーナー、グラウンドゴルフ場などを備え、多様なレクリエーションの場を提供するとともに、各種相談にも対応しております。

施設の魅力向上のため、これまでも季節のお風呂の実施や歌謡ショー、演奏会の開催や、スマートフォン、終活に関する講座、また、認知症予防運動などの取組を行ってきました。しかしながら、利用者数は近年高齢化の進展とともに減少傾向にありましたことから、令和7年度に利用対象を、これまでの60歳以上から、年齢にかかわらず御利用いただけるよう拡大したところであります。この機会を捉えまして、子供向けの夏休みイベントやクリスマス会など、若い世代にも施設を身近に感じてもらえる新たな取組に着手しましたほか、小・中学生も参加する将棋大会など、今後は世代を超えた交流のきっかけづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、高齢者の地域拠点につきましては、北九州市ではまつがえ荘に限らず、市民センターや憩いの家など、身近な場所で高齢者が生き生きと活動できるよう、多様な拠点や仕組みを整えております。こうした活動が相互に連携し、人と人とのつながりや高齢者の社会参加を生み出す循環が築かれているところが北九州市らしさであると認識をしております。今後も新門司老人福祉センターを含め、様々な場所で多様な社会活動を後押しし、高齢者の皆様が生涯を通じて活躍できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）39番 宇都宮議員。

○39番（宇都宮亮君）御答弁ありがとうございます。また、市長ありがとうございます。

客引き行為等の適正化に関する取組強化及び取締りに寄与して下さっている皆様には大変感謝しております。ありがとうございます。また、先日大々的に報道されました客引きゼロパートナーシップ北九州の発足後の取組についても今後注目が集まると思いますし、私自身も注

視していきたい所存です。

そこで、こちらから客引き従事者に対する新たな取組を提案させていただきます。第1質問で申し上げました客引き従事者の特徴を前提としての提案です。私がこれまで度々質問でも取り上げております。北九州市の現在の強力な方策としてスタートアップ支援があります。客引きに従事する若者はバイタリティーにあふれており、現状に満足していないからこそ、自分のスキルを試す熱量の行き場として客引きを選んだ者がいると推察できます。この熱量の行き場を正しい場所に導く支援を行うことで、北九州市の発展に大きく寄与しつつ、客引きの減少と景観の回復や安心・安全の強化を行えると考えます。

最も簡易的に行える施策として、現在行っている夜間巡視員との連携で相談カードの配布を行うことを提案します。スタートアップや起業を考えてみませんかなどといった文言をタイトルとした名刺サイズの相談カードを作成し、相談場所としてコンパス小倉の窓口や、このたび客引きゼロパートナーシップを交わした北九州商工会議所の窓口を記載、相談カードを持ってきていただいた方専用の窓口を開設できればベストです。コンパス小倉や北九州商工会議所では日常的にセミナーが行われており、相談者に対する適切なセミナー参加を促すことができると考えます。

ここで大事なのは、相談カードを配布した者からの相談件数をはかることができるということです。ほかにも相談カード配布枚数、現場での口頭相談件数、行動変容をしっかりと分析し、その数字を持って効果測定を行うことができ、今後の対策会議の検討材料にすることで、客引き行為等の適正化に関する条例への取組内容のブラッシュアップや、その他施策を考えることが可能となると考えます。ぜひこの提案に対する見解をお聞かせ願います。

○副議長（村上直樹君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）通常ではなかなか考えつかない斬新な御提案だと思います。今、議員おっしゃられたとおり、客引き行為を行っている方、若い方が中心になっております。やっぱり学生であったり、恐らく正式な調査は我々やっておりますが、学生であったりフリーターの方が多いんだろうと思っております。我々としてもそういった方を客引きに持たないよう、今後若者対策として市内大学等を通じまして、学生に向けた啓発を行う準備を今進めているところです。今、議員おっしゃられた提案も一つの方策かなと、今初めて聞いて思いましたので、今後そういった客引きに従事させないような取組、どういった形がいいのかというのは、今の御提案も含めていろいろ考えていきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）39番 宇都宮議員。

○39番（宇都宮亮君）ありがとうございます。この相談カードの件といい、いろいろと方策をしっかりと練っていただきたいのはもちろんですが、やはり若者を対象にしたところというのが糸口があると自分は思っています。スタートアップ、しっかり力を入れているのに、なぜ客引きを選んでしまったのか、多分客引きをすぐやっぱりどこでも見かけるからこ

そ、そこに行ってしまう若者が多いという現状がやっぱり負の循環を生んでいると考えるので、スタートアップ支援、こんなにやっているよ、起業ってこんなふうにできるんだよというのを、しっかりと巡視員の方とか北九州商工会議所と、コンパス小倉と、いろんなところと連携してちゃんと知ってほしいとか、その場をちゃんとつくってほしいとか、そういうところに関してもしっかりと対策を練って行ってほしいなと思っています。これは要望です。

次に、客引きゼロパートナーシップについてなんですけれども、加盟事業者の見える化について伺います。

飲食店や風俗店等がどれだけゼロパートナーシップに加盟しているのか、そして、その加盟事業者の割合や店舗名の公開は、市民に対しての安心・安全の目線として必要だと考えます。また、加盟事業者目線としては、喫煙可能店舗だと分かるステッカーがあると思いますけど、あるように、ゼロパートナー加盟店認定ロゴステッカーを発行して貼ってもらうことで、間接的に北九州市への安全・安心に貢献している店舗だと市民に対して認識してもらうことができると考えます。さらに、加盟事業所の公開により、加盟後に規則を遵守しているかどうか、状況のリアルなモニタリングを市民全体と連携して行えるメリットがあると考えます。今後の客引きゼロパートナーシップの取組として、加盟事業店舗の見える化はどこまで検討され、進めていくのか、現在の見解を伺います。

○副議長（村上直樹君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）客引きゼロパートナーシップ北九州は、先月の28日にまだ発足したばかりでございます。事業者、警察、行政が、それぞれが主体的に活動しつつ、連携した取組を行うことを目的に発足したものでありまして、まず、今御提案のお店のステッカーとかは、事業者部会が中心となって検討していくことになるだろうと思います。まだ恐らく発足したばかりで、まだ検討されていないと思いますので、今の御提案は我々のほうからもしっかり事業者部会には伝えていきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）39番 宇都宮議員。

○39番（宇都宮亮君）ありがとうございます。本当に発足して間もないという状態なので、これからどんどん検討は加速していくと思うんですけれども、もう一点だけ質問させていただきます。

報道では、発足式に50人程度が出席したとあります。出席者の中での加盟事業者数は不明瞭となっているんですけれども、恐らく半数が事業者の方なのではないかなと推測します。発足現在ではまだまだ少ないであろう加盟事業者数を増やすために今後どのような施策を考えているのか、そして、最終的な目標加盟店数を教えてください。

○副議長（村上直樹君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今議員おっしゃられるとおり、これは加盟事業者が多ければ多いほど効果を発すると思っております。今現在は小倉中心に16団体が加盟していただいているところ

でございますが、それが全て網羅しているかということ、決してそうではありませんので、今後商工会議所等とも連携しながら、そういった加盟事業者数を増やしていく取組を進めていきたいとは思っています。

先ほど申されたステッカーにつきましても、併せて加盟店舗を増やすのと同時に事業者部会に諮って、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（村上直樹君）39番 宇都宮議員。

○39番（宇都宮亮君）ありがとうございます。本当に三方よしといいますか、市民目線と事業者目線と、そして、行政目線と全てが押さえつけるんじゃないかと、しっかりとみんなで盛り上げていきたいと思いますというスタンスで、ぜひゼロパートナーシップ北九州、盛り上げていってほしいなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、2点目の第2質問のほうなんですけれども、高齢者支援や新門司老人福祉センターについても御答弁ありがとうございます。幸福長寿プランや各種助成支援等ありましたけれども、北九州市のさらなる発展のために、北九州市立新門司老人福祉センターの活性化とモデルケースの確立を図る手段を提案させていただきます。

企業版ふるさと納税の活用を主軸とした、北九州市立新門司老人福祉センター地方創生高齢者支援プロジェクトの提案です。北九州市は、地方創生に資する事業に対して企業が寄附できるという制度案内となっていると思います。この制度に対して、骨盤補正ベルトやEMS機器、足踏み運動器具等を販売主軸としている企業と、北九州市内に存在する高齢者支援に特化したNPO団体が協働して行う公益事業として、器具販売企業からのふるさと納税出資を前提としたプロジェクトを北九州市立新門司老人福祉センターで行うというものです。

器具販売企業はプロジェクト実行のために、ふるさと納税を前提とした販売器具のギフトングを新門司老人福祉センターに行う、ギフトングされた健康器具をもって器具の無料体験や貸出しを常時行い、NPOが主として姿勢測定会や歩行改善教室、介護予防、運動指導講座等を行い、新門司老人福祉センターと連携して参加者の姿勢改善率や転倒リスク評価、生きがい活動の参加率向上等のデータをはかり、プロジェクト評価を行う、このプロジェクトの結果が良好だった場合、行政、企業、NPOが連携する介護予防モデルを北九州市立新門司老人福祉センターから創出し、北九州市の各市民センターへこのモデルケースの横展開を図ることができます。

このプロジェクトにより市民の健康データの蓄積が可能となり、学術機関との連携やヘルスケア政策精度が向上、さらに、民間企業と地元NPOと連携することで、行政単独では難しい専門的支援が可能になり、北九州市として協働まちづくりの実績を積むことができると考えます。そして、このプロジェクトが広がった先に新門司老人福祉センターや市民センターにとっては利用者の増加とセンターの機能強化やサービスの向上、生きがいづくりの拠点確立、利用者にとっては転倒リスクの低下や要介護リスクの低下、健康寿命の延伸を図ることができ、北

九州市としては要介護認定率、医療費、介護給付費の削減や財政負担なしで行える新しい福祉施策の実現、地方創生計画の評価向上、そして、全国へのブランド価値向上を目的としたPR効果等が見込めると考えます。ぜひこのプロジェクトの実現、そして、推進ができるよう、この提案に対する見解を伺います。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほどの高齢者が生き生きと暮らすための対策についての御答弁と、それから、新門司老人福祉センターの現状についてお答えさせていただきましたが、議員の今回御提案をいただきました企業版ふるさと納税を活用しながら、民間の事業者の販売される運動器具等を寄附していただいて、それをNPO団体と連携して協働で健康づくりや介護予防に取り組んでいただくというような御提案かと思えます。

そうですね。民間の皆様のノウハウとか資金を活用しながらこういった介護予防、健康づくりを進めていくということはありがたいことかなと思えますが、企業版ふるさと納税のスキームがうまく使うことができるのかというようなこともあるかと思えますので、そのあたりは所管局とかと相談が必要なのではないかなと思っております。実際にそのような御寄附をいただける事業者様が具体的にいらっしゃるのかなというところは、なかなか簡単ではないのかなということも想像いたします。

また、新門司老人福祉センターをはじめ、そういった公共の施設で企業の皆様から御寄附いただいた器具を設置して市民の皆様に使っていただくというところに関しましては、スペースの確保であったり安全性の確保であったり、それから、それを維持していくところなど様々な課題があるかなと思っております。ひとえに介護予防、健康づくりがうまく進めばというところでは、議員の御提案も一つの御意見として今後参考にさせていただければと思っております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）39番 宇都宮議員。

○39番（宇都宮亮君）御答弁いただきましてありがとうございます。答弁の内容から察するに、実現不可能ではないと思っております。自分も議員の立場としてこの販売企業とNPO団体と働きかけ、呼びかけというのはできますので、しっかりと北九州市の発展に寄与ができるように僕も動いていきますので、今後ともぜひ注力させていただきますと幸いです。以上です。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）皆様こんにちは。公明党北九州市議団を代表いたしまして質問させていただきます。公明党、金子秀一でございます。本日は多くの方に傍聴いただきましてありがとうございます。

早速質問に移らせていただきます。

初めに、本市における物価高騰対策についてお伺いいたします。

政府は11月21日に、物価高騰対策などを柱に21兆3,000億円規模の総合経済対策を閣議決定しました。現在開会中の臨時国会において成立に向けた議論が行われております。今回の経済対策においては、18歳以下の子供たちに対する1人当たり2万円の給付や、公明党が拡充を求めてきました重点支援地方交付金の2兆円などが計上されております。

交付金の中身について、政府が提示する推奨メニューには、生活者支援としてプレミアム付商品券や電子クーポン、地域ポイントやおこめ券の発行などが盛り込まれております。また、11月11日の予算委員会におきまして、公明党の岡本政調会長が東京都が実施した水道基本料金の無償化を上げ提案をした水道料金への支援が反映をされております。さらに、事業者支援として、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備への支援、医療・介護、保育施設、学校施設、公衆浴場に対する物価高騰支援、農林水産業者に対する飼料や水利施設の電気料金支援など物価高騰対策支援などが盛り込まれています。

先日、公明党北九州総支部におきまして、市内の各種団体の皆様と意見交換を行う政策要望懇談会を行わせていただきました。様々な御要望をお聞きする中で皆様より、特に企業、団体、福祉施設を運営される方々から、物価高騰の波が直撃し、現状は大変に厳しく、施設利用者にそのしわ寄せが行かないよう必死であるとのお訴えをいただきました。さらには、今回の総合経済対策には、参院選での民意が得られなかったとの理由から、国民全体に向けた給付金の実施の計画は盛り込まれておらず、多くの市民の皆様から生活への御不安の声が届けられるようになりました。

そこで、本市の物価高騰対策について2点質問をさせていただきます。

1点目は、政府が年内成立を目指しています物価高騰対策、特に重点支援地方交付金について、その追記において、地方公共団体が上記の推奨事業メニューよりもさらに効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能とあり、さらに、地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた契約単価の引上げなど、価格転嫁の円滑化のための活用も可能とあります。これらを受けて、一歩先の価値観を体現するグローバル挑戦都市北九州市らしい独自の経済対策を行っていただきたいと考えますが、見解を伺います。

2点目に、その上で、重点支援地方交付金の活用にあたっては、物価高騰に対して不安やお困りの市民の皆様の声をいただいている我々議員や会派の意見、提案も聞いていただき、市民生活を支えるために早急かつ的確な対策を行っていただきたいと考えますが、見解を伺います。

次に、5歳児健康診査のモデル実施について見解を伺います。

5歳児健診は、これまでも導入を求めてきました我が会派より何度も質問をさせていただいておりますが、本年6月に福岡市においてモデル事業として5歳児健康診査が導入され、希望者500名程度を対象に、各区の保健福祉センターで健診が実施されています。5歳児健診につ

いて、2024年1月の公明新聞において、当時の国立成育医療研究センターの小枝達也副院長は、落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子供たちは、小学校への就学後に環境に適応できず、不登校になったり問題行動を起こしてしまったりすることが少なくない。そして、5歳児健診によってそうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題なく学べるようになると、その重要性を述べられております。

また、こども家庭庁において、5歳児健診を行うことで特別な配慮が必要な子供に対して早期介入を実施することができ、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性が指摘されていることや、5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もあるとされています。子供の成長に不安を感じているが、相談できる場がなく、1人で抱えてしまう保護者も多いのが実情です。我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診と実施後のフォローアップ体制の充実は重要と考えます。

そこで、5歳児健診を実施する自治体への国の2分の1助成も始まった今、本市においてもまずはモデル実施からスタートすべきと考えますが、見解を伺います。

また、その際に、保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健康診査と実施後のフォローアップ体制の充実が重要と考えますが、併せて見解を伺います。

最後に、地域の宝である文化財の保存と活用について伺います。

本市には、先人たちが長い歴史の中で育んできた多くの遺産が存在しています。具体的には、各地に伝わる祭りや建造物、また、自然豊かな平尾台などの天然記念物など、数多くの有形無形の文化財を有しています。これらは地域の記憶であり、私たちが未来へ引き継ぐべき大切な資源だと考えます。地域の文化財を大切にし、郷土の歴史を学ぶことは、私たち市民一人一人が自分の町に対して誇りを持ち、より深く愛着を抱くための重要な契機となります。

また、文化財には指定文化財以外のいわゆる未指定の文化財についても、地域の宝として大切に守り伝えられているものがあります。例えば、小倉南区の貫校区においても、校区に所在する貫氏の墓所について、地域でつくられた豪族貫氏の歴史研究会が清掃活動や勉強会、供養を行うなど、地元で愛着を持って守り続けられています。こうした未指定の文化財について地域が積極的に関わることで、地域の歴史や先人の営みへの理解は大きく深まり、世代を超えた継承が可能となります。

子供たちが自分の住む地域の成り立ちや文化を知ることは、将来のまちづくりの担い手を育てる上で大きな意味を持ちます。さらに、文化財は単に保存するだけではなく、観光振興や町のにぎわいづくりなど、様々な場面で活用されることによって、その価値はさらに高まり、地域の魅力を市内外に発信する力ともなります。

そこで、お伺いします。

地域の歴史と風土の中で培われてきた文化財を将来に守り伝えるとともに、町のにぎわいづくり等にも生かせるよう、今後どのように保存と活用のバランスを図っていくのか、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第1項目、物価高対策につきまして、北九州らしい独自の経済対策、それから、重点支援地方交付金の活用にあたって市民生活を支えるため、早急かつ的確な対策をというお尋ねがございました。

国において今年6月に閣議決定をされました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針におきましては、賃上げこそが成長戦略の要との考え方の下、物価上昇を安定的に上回る賃上げの定着を図り、国民の所得と経済全体の生産性の向上を目指す、賃上げを起点とした成長型経済の実現の方針が示されております。

北九州市におきましても、新ビジョンにおいては稼げるまちづくりを進め、そこで得た果実を彩りある町、安らぐ町に還元していくという、成長と幸福の好循環の実現を目指しており、これは国が目指す方向性とも軌を一にしているものと認識をしております。

こうした基本認識の下、足元の経済状況を見ると、勤労世帯の賃金は上昇しているものの、物価高は依然として市民生活に大きく影響を与えており、また、企業活動においても人材不足や仕入価格の上昇など、中小企業を中心に厳しい経営環境が続いている状況でございます。

北九州市といたしましては、市民生活や企業活動をしっかり下支えしつつ、成長軌道へ移行させることが重要な役割であると認識をしており、生活者、事業者の支援について国と地方公共団体が連携、協力を図りながら、それぞれの役割に応じた政策を効果的に実施してきたところでございます。

こうした中、10月21日に発足した高市内閣においては、国民が直面をしている物価高に最優先で取り組むこととされ、強い経済を実現する総合経済対策が11月21日に閣議決定されたところであります。具体的には、全国一律の仕組みで実施する冬季の電気・ガス代の支援、ガソリンなどの燃料油価格の暫定税率廃止と同水準までの引下げ、18歳までの子供1人当たり2万円の支給に加え、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者、事業者支援を行うことを目的として、重点支援地方交付金の拡充などが盛り込まれたところであります。

特に、重点支援地方交付金につきましては、国から新たに食料品の物価高騰による生活者の負担軽減に係る市区町村向けの特別加算、交付金の交付限度額の目安、令和6年12月限度額通知のおおむね330%以上などが示され、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただきたい旨の要請があったところでございます。

このため、北九州市といたしましては国の推奨メニューを参考としつつ、できる限り早く確実に必要な方々に支援が届くことを基本的な考え方とし、限られた財源をどのような形で最も

有効かつ効率的に活用し得るかについて、様々な角度から検討を重ねているところでございます。

現在、年末を迎えた臨時的な生活者支援などの補正予算案を上程させていただいているところでございますが、国の経済対策に対応した物価高対策としてどのような事業を行うかについては、成案が固まり次第、速やかにお示しさせていただきたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 5歳児健診モデル実施につきまして、モデル実施からスタートすべきとのこと、また、実施後のフォローアップ体制の充実が重要とのことについての見解についての御質問にお答えさせていただきます。

乳幼児健康診査については、母子保健法によりまして市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられているところでございます。こうした中、幼児の健全やかな発達を確保する観点から、5歳児健診におきまして子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うことは重要であると考えております。

北九州市においては、乳幼児健診を従来からかかりつけ医による個別健診方式で実施しておりますが、5歳児健診は発達面の評価、発達障害とのスクリーニングを目的としておりまして、国は集団健診を推奨しております。このため、今後北九州市での実施を検討する際には、他都市の情報収集を行うとともに、どのような形態で行うかの議論を深めていく必要があると考えております。

また、5歳児健診の実施について検討する際には、この支援が必要な子供のフォローアップ体制の拡大、充実が不可欠でございまして、小児科医師が所属する北九州市医師会や、5歳児の多くが通園いたします保育園、幼稚園等の関係団体と協議を行っていく必要がございます。今後とも子供の育ちを見守るための取組について進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君） 最後に、地域の宝である文化財の保存と活用についてどのようにバランスを図っていくのかとの御質問にお答えいたします。

文化財とは、議員御意見のとおり、歴史の中で生まれ、育まれてきた史跡や建造物、伝統行事など有形無形のものでございまして、今日まで大切に守り伝えられてきた財産でございます。また、議員御紹介の貫氏墓所のように地域で愛着を持って守り続けられている文化財もあり、これらは地域と共に育み、未来へつないでいくものであると考えております。

今年4月にスタートいたしました北九州市文化芸術推進プランにおきましても、文化芸術の力で町に彩りを生む方向性の一つといたしまして、地域の魅力的な文化資源の磨き上げを掲げ、文化財の保存継承に取り組むこととしております。また、これに加えまして、文化財を町

のにぎわいづくりなどに活用していくこととしております。

こうした中、文化財の保存と活用を総合的に推進するため、現在北九州市文化財保存活用地域計画の策定に向けて準備を進めております。この計画は、市内に点在する文化財について、その指定、未指定を問わず、総合的に調査し把握することにより、文化財の保存や活用に関する北九州市の方針を示す基本的な計画となるものでございます。

計画の策定に当たりましては、新たに立ち上げる協議会や文化財保護審議会、市民の皆様から広く御意見をお聞きしながら策定作業を着実に進めていくこととしております。今後、この地域計画を通じまして、文化財の適切な保存、継承に取り組むことで、地域への愛着を深めることや文化財を大切に守る力へとつなげてまいりたいと考えております。あわせて、文化財を地域コミュニティーやまちづくり、観光等に積極的に活用することで、保存と活用のバランスを取りつつ、それらを両輪で進めながら、その価値をさらに高めるよう取り組んでまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）御答弁ありがとうございます。大変経済対策につきましては、まだ臨時国会があっている中で精いっぱい御答弁であったんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

まず、第2質問といたしまして、文化財の保存につきまして質問させていただきます。

第1質問でも述べました貫氏墓所については、地元の愛着が非常に強い文化財で、今日も豪族貫氏の歴史研究会の皆さんに傍聴にお越しいただいております。一方で、福岡県文化財保護課や本市の文化企画課にも現地を見ていただきましたが、貫氏との関わりが地元の伝承にとどまるなど、文化財としての学術的な評価を行う段階にはいまだ至っていないということから、指定文化財となるにはまだ道のりが遠いとお伺いしております。

貫氏墓所については、文献調査に加えまして、測量調査や発掘調査などを行う必要があると考えますが、市として今後どのように関わっていくのか、地元と共に遺跡を守るためにどのようなことができるのかを見解をお伺いさせていただきます。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）ただいまの貫氏墓所についての御質問でございますけれども、やはりこの貫氏墓所が地域の皆様から大切に守られて、清掃ですとか勉強会といった活動が行われているということは大変心強いことだと思っております。一方で、議員おっしゃいましたように、この貫氏墓所については貫氏のものであるという言い伝えは地元に残されているんですけれども、その根拠となる資料が非常に少なく、貫氏との関連について確証を得る段階にないというのが現状ということもございます。

こうした中、市といたしましても現在策定を進めております地域計画の中でも、貫氏墓所について、他の未指定の文化財とともに現状と課題を整理していきたいと考えているところでご

ございます。

また、博物館におきましても貫氏関連部署、文献調査を進めておりました、昨年9月には貫の歴史と文化財と題した企画展を開催いたしました、好評をいただいたところでございます。こういった貫氏墓所に関する文献調査がさらに進展があった場合には、その次のステップに進むということが具体的に考えてこられるのではないかと考えております。その際には、やはり具体的にどのようなことができるのかということについて、引き続き考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）ありがとうございます。文献調査を引き続きというお話でありましたが、やはり今の地元の皆さんがしっかりと草刈りとか、ほっとくとすぐ竹が生えるようなところですので、そういったものを維持していただいております。発掘調査とは言わず、測量をまずぜひひしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。要望とさせていただきます。

2点目の5歳児健診につきまして再質問させていただきます。

この5歳児の健康診査につきましては、子ども家庭局長御答弁をいただきました。委員会に教育委員会の方は出席されないの、ちょっとこの本会議を借りて教育委員会の御答弁をいただきたいんですが、私は保護者の皆さんや先生からよくお話をお聞きしますが、小学校に入学後、やはりお子さんたちが学校になじめないとか、どうしても学校の授業についていけない、また、友達となじめない、そういったことで、その相談として就学相談や教育相談などを受けた際に、やはりこのお子さんについては、特別支援クラスとか特別支援学校とかで少し様子を見たほうがいいのかという御判断がなされる場合があると聞いております。これ1年生から入った場合に、2年次からそういったところへの転校とかクラスが替わったりする場合というのは何月までに面談が必要なんでしょうか。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）今の御質問に対してお答えしたいと思います。

基本的には7月までに申込みをいただくということにしております。というのは、やはり受け入れる側がでございますので、このお子さんに合った学級というのを探さることが必要になってまいります。例えば自分の学校なのか、それとも隣あるいは離れた学校なのかというようなところもございまして、受入れに当たってどういう準備が必要なのかということもしっかりと考えていかなければならないということから、そういうふうになっております。

それから、じゃあ過ぎたらどうなるんだということだと思っておりますけれども、基本的にはやっぱりそういった準備がありますので、期限を守っていただくということがベースになりますけれども、事故であるとか病気等で急きょ障害を負われたとか、あるいは他都市から転校してきたとか、そういった様々な事情があるかと思っておりますので、転籍の約束はできませんけれど

も、まずは御相談いただいて、個別に判断をさせていただくということになるかと思えます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）個別の相談というお話がありましたけれども、私が聞いた話では、6月に相談を受けて7月に面談の予約をし、そして、その判断が2年生についての判断を行うということでありましたが、やはり親御さんとしては1学期は様子を見ようと思われると思うんですね。1学期様子を見ていたら、実はその相談期間が終わっていて、本格的に相談した際には3年次からの対応になってしまうという、だから、本当に1年生で苦しんでいるのに、その対応が3年生になってしまうという状況があるとお聞きをいたしております。

その上で教育長、やっぱり5歳児健診は教育の現場から必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）他都市では、実際に5歳児健診をやって、先ほどから話は聞いておりましたけれども、小学校に入学するときにそういった5歳児健診での状況を参考に、特別支援学級であるとか、あるいは特別配慮を要するというような事前のトレーニングを含めて準備をするというようなことは聞いたことがございますけれども、本市においてはまた状況等がそれぞれあるかと思えますので、教育の点からだけ申し上げておきたいと思えます。以上です。

○副議長（村上直樹君）17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）教員の皆さんからも5歳児健康診断をやったほうがいいのではないかという御意見をいただいております。その上で、子ども家庭局長、ぜひ来年度からモデル実施で結構ですので、情報も様々今聞かれているのではないかなと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思えますが、これは答弁するとまた酷になるかもしれませんので、ここは要望とさせていただきますので、ぜひよろしく願いをいたします。

最後に、物価高騰対策について、残りの時間お聞きさせていただきます。

物価高騰対策については、現在検討を行っているという御答弁でありましたが、昨今の社会情勢におきましては、やはり分断と対立が進んでいるなと思っております。今回の地方重点支援交付金においても市民の皆さんが合意と納得、公平感と納得感、こういったものをぜひ打ち出していきたいと思っております。

これ私は最も適した施策は、第1質問でも申し上げましたとおり、やはり水道料金というのは市民の皆様に広く関係しているところであろうかと思えます。この水道料金の基本料金への助成など、こういったことが検討もされるのかどうか、ちょっとお聞かせいただければと思えます。

○副議長（村上直樹君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）今御質問がございました水道料金の件につきましては、この

たび明確に国の推奨事業メニューの中に盛り込まれておりますので、予断なく様々なメニューを比較検討し、どれが一番我が町にとって効果的かということを考えてまいりたいと思います。

○副議長（村上直樹君）17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）ありがとうございます。最後の時間に、これまで行われてきました物価高騰、経済対策も含めまして、多分恐らく皆様とも一緒のお声が届いているのではないかと思いますので、御紹介させていただきたいと思います。されていることは否定はしませんが、プレミアム商品券につきましては、コロナ禍ではプレミアム率20%のプレミアム商品券が行われましたが、それ以後、10%のプレミアム率が続いていて、このプレミアム率の引上げをぜひお願いしたいというお声をいただいております。

また、1万円というのは、やはり結構準備するのが大変なお金でございます。購入金額につきましても5,000円から購入することができないのかというお声もいただいております。

また、商品券については、本当にこの商品券、魅力的ではあるんですけども、購入のために並ばないといけないということで、その体力がないので、並ばなくても購入できるような施策をぜひ考えていただきたいというふうにいただいております。

あと、この経済対策では、よく非課税世帯への給付というのを聞くんですけども、ぎりぎりの課税世帯となっているため、本当に苦しい生活をしているという状況の皆さんから、非課税世帯じゃなくて、ぎりぎりで生活している我々には何かないのかというお声をたくさん頂戴します。ぜひ検討していただきたいと思っております。

今回、この総合経済対策で公明党の提案から、子供1人当たり2万円の給付が決まったとお聞きした方から、一番お金がかかる進学とか新学期の準備などに間に合うようにぜひ給付していただきたいというお声、このエネルギー・光熱費補助につきましては、我が家では冬場に暖房用に灯油をたくさん使います。灯油への補助等をぜひしていただきたいということ、ガソリン税減税に関しましても、高齢に伴い免許返納を行ったと、なので、ガソリン税減税の恩恵に恐らく受けていないだろうということで、北九州市のモノレールのシルバーパスや市営バスふれあい定期、また、西鉄バスの北九州グランドパス制度など、こういった高齢者が買えるシルバーパスの購入についても安く購入できるようにしてほしいということでもあります。

あと、施設の経営の方からは、物価高騰の影響により、利用者に提供する食事について何とか早く新米を食べていただけるように、市のほうで何らかの補助がないかという切実なお声も頂戴いたしております。こういった声、恐らくこの議場にいる議員皆さん同じような話を聞かれていると思います。今回、重点支援地方交付金、市の裁量が大きいものでありますので、どうか議員の皆様の声も聞いていただきながら、市民の皆様に納得と公平感、こういった施策をぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私から以上です。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。23番 渡辺議員。

○23番（渡辺修一君） 皆さんこんにちは。公明党の渡辺修一です。まずは、本日お忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様、大変にありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、会派を代表して一般質問を行います。

初めに、保育士の就労環境の改善についてお伺いいたします。

1点目は、保育現場でのカスタマーハラスメントへの対応についてです。

近年、全国的に保育現場でも保護者から寄せられる相談や要望が多様化しています。そのような中で、まれではありますが、保育士の方が心身の負担を感じてしまうケースが報告されております。保護者の多くは、子供の成長を願って真摯に園と向き合ってくださいっていますが、一方で、御家庭の不安や子育ての悩みから対応が難しいケースになってしまいうこともあったと伺っています。こうしたケースが重なると、保育士の皆さんの負担が大きくなり、子供たちへの関わりにも影響が出てしまうことが懸念されます。

国においても、今年労働施策総合推進法の改正により、いわゆるカスタマーハラスメントについての考え方が整理され、働く人を守るという方向性が明確に示されました。子供たちを大切に育てていくためには、その子供を支える保育士の皆さんが安心して誇りを持って働ける環境が欠かせません。本市としても現場の声に寄り添いながら、考え方の整理、実態の把握、相談支援体制の充実が重要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

今年の法改正で国はカスタマーハラスメントについて、社会通念上許容される範囲を超え、職員の就業環境を害する言動という考え方を示しましたが、本市では、保育所、認定こども園等における不適切な要求や強い言動についてどのような定義、考え方として整理され、その内容を現場の皆様にもどのように周知されているのか、お聞かせください。

また、カスタマーハラスメントについて、園からの報告体制の整備や、件数や傾向の把握が行われているのか、保育士の皆さんが1人で抱え込まないように相談窓口の周知や対応マニュアルの整備、メンタルケアの支援などが行われているのか、お聞かせください。

2点目は、保育士不足への対応についてです。

全国的に保育士不足が深刻化し、本市でも保育施設の運営に影響を及ぼしかねない状況です。保育士の安定的な確保は喫緊の課題であり、我が党でもこれまで保育士の離職防止や定着促進について要望をしてきました。本市でも、保育士の処遇改善や潜在保育士の復帰支援などに取り組んでおられますが、保育士確保の課題解決には至っておらず、依然として保育士の皆さんの身体的、精神的な負担は大きい状況です。

具体的には、清掃、配膳や書類作成などに多くの時間が割かれ、子供と向き合う時間が十分に確保できないとの声をお聞きします。また、多くの保育所が延長保育も含め午前7時から午後7時までの12時間体制で保育を行っており、その間の保育士のシフト調整に苦勞しているという声も多く、保育士の数が限られている現状の中で、無理なく運営を続けていくための工夫

が求められています。保育士の皆さんが保育業務に集中できる環境を整えることは、保育の質の向上だけでなく、保育士の離職防止にもつながると考えます。

保育施設が持続可能な施設運営を行っていくために、保育士の安定的な確保策の一つとして保育士の負担軽減が重要だと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、見解をお聞かせください。

次に、子ども食堂の機能拡充に関する行政の役割についてお伺いいたします。

先日、小倉南区で子ども食堂を運営されている方とお話する機会がありました。その方は1年ほど前に子ども食堂を始められ、現在は毎月1回程度の頻度で子ども食堂を開催されています。開催日には毎回50人前後の親子が集まり、子供たち同士やスタッフの方と会話をしながら食事を楽しんでいるそうです。運営者の方のお話では、子ども食堂というと貧困対策で生活が苦しい家庭の子供のための場所と思われがちだが、自分としてはもっと多くの子供たちに参加してもらい、子供の居場所として、食事だけでなく、一緒に勉強したり体験活動をしたりできる場所にしたいとのことでした。

しかし、実際には運営資金や食材の確保だけでも大変で、月1回の食事の提供を行うだけで精いっぱいになってしまっているとのことでした。運営資金や食材の確保のために地域のお店や企業に協力をお願いしたり、他の団体と連携して活動内容を広げたりされたいようですが、企業や団体との接点がなく、どのようにお願いしたらよいのかも分からないため、子ども食堂の活動を広げられず困っているとのことでした。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、今回の補正予算案に子ども食堂を通じた支援として500万円が計上されていますが、物価高騰対策という時限的なものであり、また、子ども食堂が何年も長く安定して運営を続けていくためには、運営資金や食材の確保などに多くの方の協力が欠かせません。しかし、お店や企業に協力をお願いしたくてもノウハウがなく、御苦労されている子ども食堂もあります。

そこで、お店や企業などともつながりがあり、また、市役所ということで信用度も高い行政が、子ども食堂とお店や企業等とのつなぎ役として、子ども食堂の方と一緒に支援のお願いをするなどのサポートをしていただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、私は市内でキャンプ場を運営されている方ともお話しする機会がありましたが、その方は、子ども食堂の本来の意義は食事の提供にとどまらず、自然体験や人との関わりを通して生きる力を育てることにあると話されていました。子ども食堂が子供の居場所としてさらに機能していくためには、外遊び、体験活動、地域交流など、子供たちの成長につながる活動をもっと積極的に支援していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、本市では現在子ども食堂の立ち上げや運営費の補助金に加えて、学習支援を行う場合にも補助制度を設けていますが、この制度を拡充し、子供の居場所づくりを目的とした多様

な活動についても補助の対象に加えることを検討していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、食料支援体制の抜本的強化とフードバンクへの公的支援についてお伺いいたします。

長引く物価高騰が市民の日々の食卓を直撃しています。食費を切り詰めざるを得ず、今日の食事さえ確保できないという御家庭も少なくありません。厳しい状況が表面化していないケースも多く、実際にはさらに深刻な実態が広がっていると考えられます。市内では、NPO法人フードバンク北九州ライフアゲインが10年以上にわたり、食の不安を抱える方への支援を続けてこられております。令和6年度の相談件数は250件に上り、子育て世帯への継続的な食料支援も月150から170世帯と増加傾向にあるそうです。食料支援のニーズは明らかに拡大しております。

一方で、本来行政が担うべき区役所経由の食料支援件数も令和5年度は323件、令和6年度は313件に上っており、これらもフードバンクを通じて食料支援が行われております。こうした状況を踏まえると、行政として主体的に食料支援体制を強化する必要があると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、令和7年2月定例会の答弁において、区役所はいのちをつなぐネットワークを相談窓口として、フードバンクと双方向で連携し、独自の体制を構築しているとの御説明がありました。確かに、区役所は生活困窮者からの世帯状況やアレルギーの有無を聞き取る役割を担っている点は理解しております。しかし、一方で、実際の食料品の調達や保管、配送、緊急対応といった支援の核心部分は、全てフードバンクが担っているのが現状です。特に、食料支援が相談支援や自立支援へとつながる入り口として極めて重要になっている現在、フードバンクにつなぐだけの体制では、増大する支援ニーズに応え切れない状況が懸念されます。

そのため、つなぐだけの体制から一歩進め、食料支援をいのちをつなぐネットワークの正式な機能として制度的に位置づけ、行政として責任ある運用体制を構築すべきと考えますが、見解を伺います。

2点目に、フードバンクでは、寄附食品の仕分、衛生管理、倉庫や冷蔵設備の維持、配送など、食料支援に必要な幅広い業務を限られた人数と財源で行っておられますが、これらの人件費や維持管理費が大きな負担となっており、安定した活動継続が難しくなっています。実際に、令和5年度に約400万円、令和6年度には約500万円の赤字が生じており、民間の努力だけでは限界が見えております。

一方で、フードバンクの取組は、先ほど述べたように本市の食料支援を実質的に支えており、また、食料支援だけでなく、生活困窮者の自立支援や子育て家庭などへの相談対応、要支援者と支援機関とのつなぎなど、多方面において大変重要な社会的役割を果たしています。こうした重要な取組が財源基盤の弱さにより縮小したり、継続が困難になったりすることは市民

にとって大きな損失で、本市の重要な地域資源が失われることとなります。

今回の補正予算案で、フードバンクを通じて物価高の影響を受ける世帯を支援するとして、食料支援を通じた生活者支援の500万円が計上されていますが、そのような方々を支援するためにも、フードバンク自体が安定して活動を継続できるような支援も必要です。

そこで、専門スタッフの人件費、倉庫費用、配送費などフードバンクの運営に必要な基盤的な経費を支えるため、補助制度の創設や一部業務の委託など、本市として一步踏み込んだ支援を行うべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

**○副議長（村上直樹君）** 市長。

**○市長（武内和久君）** まず、大項目1つ目の保育士の就労環境の改善について、保育士の負担軽減についてお尋ねがございました。

北九州市では新ビジョンの重点戦略である安らぐ町の実現に向け、質の高い幼児教育、保育サービスの提供を目指すこととしております。その上で、議員御指摘のように、保育人材の確保と定着、保育士が働きやすい環境整備をすることは重要な課題であると認識をしております。

このため、北九州市では、これまでも保育士の皆様の負担軽減に向けた様々な取組を進めてまいりました。具体的には、年度当初から配置基準を超えて保育士を確保した保育所に対しまして、その人件費の一部を補助しております。加えまして、保育所等がDXを推進するために業務システムを導入した場合に費用の一部を補助させていただいております。

さらに、令和7年度からは保育士の皆様が子供と向き合う時間を十分に確保するため、保育所等が保育士資格を持たない保育補助者を雇用する際に、その費用を助成する取組を始めました。保育補助者が清掃や配膳業務、保育士との連携による子供の見守りなどのサポート業務を行うことで、業務支援体制の強化が図られ、保育士の負担が軽減されると考えております。

なお、保育補助者につきましては、全国的な専門研修である子育て支援員研修の修了を要件とすることとしており、これにより保育の安全と質を確保しているところでございます。

こうした中、今後とも保育現場におきまして、保育補助者にさらに活躍していただけるような方策についての検討を進めるということも含め、保育の質を保ちつつ、安定的な保育士の確保と持続可能な保育所等の運営の支援に取り組んでまいりたいと考えます。

保育所等には、子育て世代を支え、子供の健やかな成長を支える大切な使命を担っていただいております。今後も保育関係者等とも連携させていただきながら、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいります。以上です。残りは担当局長からお答えします。

**○副議長（村上直樹君）** 子ども家庭局長。

**○子ども家庭局長（小林亮介君）** 2点御答弁させていただきます。

まず、保育士の就労環境の改善について、保育現場におけるカスタマーハラスメントへの対

応に関して、市の取組等についての御質問に答弁させていただきます。

保育所、認定こども園は、未来を担う子供の保育を提供するとともに、保護者への支援を行う大切な施設でございます。このため、保育現場で働く保育士が安心して業務に専念できる環境を整えるということは重要であると認識をしております。

北九州市では、保育士を対象といたしまして、保護者の方との適切なコミュニケーションや困難事例への対応に関する研修を行うとともに、各施設からの相談等にも丁寧に対応しているところでございます。また、保育士・保育所支援センターでは、職場や保護者の方に関する相談も受け付けておりまして、保育士の方々のメンタルケアに努めておるところでございます。さらに、保育所に対しましては、保護者との間で問題や行き違いが生じた場合に適切に対応できるよう、民生委員・児童委員等の第三者委員を交えて協議する仕組みの構築を求めています。

一方、国においては、本年6月に改正されました労働施策総合推進法により、カスタマーハラスメントを防止するために、国、事業主、労働者及び顧客等の責務が明確化されまして、令和8年10月に施行される案が検討されております。今後は、国の動向を注視していくとともに、現在取り組んでおります苦情解決の仕組みを活用することや、各施設からの相談等に引き続き丁寧に対応していくことによりまして、保育現場の皆様が働きやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子ども食堂の機能拡充に関する行政の役割について、行政が企業、団体とのつなぎ役となり、子ども食堂をサポートすべきであるとの御質問と、子供の居場所づくりを目的とした多様な活動についても補助の対象に加えるべきとの御質問につきまして、併せて御答弁させていただきます。

子ども食堂とは、子供に無料または低額で食事を提供する取組でございます。北九州市では、平成28年度から孤食の防止や地域の子供と大人がコミュニケーションを図りながら安心して過ごすことのできる子供の居場所の一つとしてその活動を支援しており、現在市内で95か所に拡大をしております。子ども食堂に対しましては、これまで子ども食堂開設等支援事業費補助金として、食堂開設や運営に要する費用の補助を行ってまいりました。このほか、北九州市社会福祉協議会が個人や企業等からの寄附金を原資に子どもの居場所づくり応援基金を設置しており、希望する子ども食堂に対して毎年10万円程度分配しております。

また、平成29年度に市内で子ども食堂の事業を行っております個人、団体を中心に子ども食堂ネットワーク北九州を立ち上げまして、子ども食堂の開設、運営支援、子ども食堂ネットワーク及びフードバンク北九州からの食材提供、ボランティアの情報提供や派遣調整、助成金や寄附金の受け取りサポートなど、子ども食堂の活動を支援しております。

また、子ども食堂ネットワーク北九州は、学校や企業と連携協定を締結し、ボランティアの派遣や食材等の提供など子ども食堂の活動を支援しており、子ども食堂を運営する方と行政や

企業、団体とをつなぐ役割を果たしております。今後も企業や団体等と子ども食堂がつながり、連携、協力をするにより、子ども食堂の安定した運営が継続できるように支援してまいりたいと考えております。

次に、北九州市では令和7年度から子ども食堂における学習支援等に関する補助を開始いたしました。具体的には、学習支援や子供同士の遊び体験など、子供の居場所づくりにつながる活動を対象に年額3万円を補助するものであり、議員が御提案の多様な活動についても支援の対象としております。これまで、子ども食堂には企業や民間団体などからの寄附金や助成金を活用しながら、学習支援や体験活動を実施していただいたところでございますが、それに加えて、この市の補助制度も御活用いただきながら、多様な子供の居場所づくりを進めていただきたいと思いますと考えております。

子ども食堂が単なる食事の場ではなく、様々な体験ができる場所になることは、子供の成長にとって非常に大きな意義があると考えております。今後、より多くの子ども食堂の方々に取り組んでいただけるよう、制度のさらなる周知を図るとともに、充実した食堂運営につながる支援を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）最後に、食料支援体制の抜本的強化とフードバンクへの公的支援について、2点のお尋ねにまとめて御答弁いたします。

お尋ねとしましては、食料支援をフードバンクにつなぐだけでなく、いのちネットの正式な機能として位置づけるべきというお尋ねと、また、フードバンクの活動が継続できるような補助制度や継続的な支援の仕組みを検討してほしいというお尋ねでございます。

物価高騰などの影響を受けました生活困窮者への必要な支援が届くよう、民間の皆様と連携した支援体制の構築は重要であると考えております。北九州市では区役所いのちをつなぐネットワークコーナーを相談窓口としまして、就労や家計、住まいなどに関する包括的な支援のほか、議員御指摘のNPO法人フードバンク北九州ライフアゲインと連携した食料支援を実施しております。

この支援は、区役所で生活に困り事を抱える御家庭の相談を受ける中で、緊急的に食料支援が必要である場合に、次の支援までの間の生活を支えるため、一時的な生活支援として実施しております。フードバンクからの申出により平成28年度から開始したものでございます。具体的には、区役所窓口において緊急的に食料支援の必要があればフードバンクに支援を依頼する、逆にフードバンクによる食料支援の中で、行政支援の必要があれば区役所窓口につなぐなど、双方向で連携する北九州市独自の食料支援体制を構築しております。

この取組の中で、家庭状況に課題があり、行政の関わりが必要なケースには区役所がアウトリーチで自宅を訪問し、食料支援を行うなど柔軟に対応しております。また、一部の市民の方からは、行政は敷居が高くフードバンクに直接相談ができてよかったとの声もあり、行政以外

の窓口が存在することにも意義がございます。この食料支援の取組につきましては、現在でも区役所とフードバンクがそれぞれの役割の下、双方向で連携することで効果的に機能が発揮されており、引き続き現在の連携体制を継続したいと考えております。

次に、議員お尋ねのフードバンクへの補助や委託などの支援につきましては、現在でも生活に困窮する方への食料配布つき相談会でありますフードサポート北九州の実施に当たり、活動の中心でありますフードバンクに対して必要な人件費、倉庫賃借料、光熱費相当額を市が負担しております。このほか、旧槻田児童館の一部を子ども食堂に提供する食材の保管庫として貸出しをしているほか、企業や地域団体のフードドライブ活動により集められた食品を提供するなど、フードバンクの活動に協力しております。

なお、議員御指摘の今議会に補正予算案を提出いたしました、食料支援を通じた生活者支援事業におきましても、フードバンクに対し必要な経費を負担する予定でありまして、今後も適切な費用負担を行ってまいりたいと考えております。

今後もNPO法人や様々な団体と連携して、生活困窮などでお困り事を抱える方に必要な制度、サービスをつなぎ、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）23番 渡辺議員。

○23番（渡辺修一君）御答弁ありがとうございます。それでは、まず初めの保育士の就労環境の改善について、市長御答弁ありがとうございます。保育士不足、この保育士不足の解消には確保策と同時に、現在働いている保育士の負担を確実に軽減していく、離職者を防ぐ取組が欠かせないと思っております。これからさらに保育士の補助員の助成等、しっかりと行っていただけるということですので、しっかりと保育士が子供と向き合う時間を十分に確保できるようなさらなる取組、職場環境の実現に向けて継続的かつ実効性のある取組を強く期待し、要望させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それとまた、カスタマーハラスメント対策についてなんですけれども、私もこの前、ある保育園に保育士体験に行っていました。その折に、園長先生とも様々話さず、現場の声をお聞きしますと、このカスタマーハラスメントについて、保育士の皆さんからは、保護者からですね、どこまで通常の要望で、どこからがカスタマーハラスメントに該当するのかわかっている、なかなかそれを保護者に対して線引きを伝えることが難しいんですというお話もお聞きさせていただきました。結果として現場が抱え込んでしまうといった声もあると。

そこで、時間もないんですけれども、東京都の日野市では、市立保育園においてカスハラ防止の啓発ポスターを掲示して、明確な基本方針を公表しているほか、また、民間の保育運営法人では専用ポスターを作成し、保護者への周知に取り組んでいる自治体もございます。国の定義を踏まえた本市としての考え方を分かりやすく整理し、保護者の皆様にも理解していただけるような、こういった啓発ポスターやリーフレットの取組について見解をお聞かせいただければ

ばと思います。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、現場の方もなかなか悩まれるという話もありましたように、なかなかどこまでをカスタマーハラスメントと扱うかということにつきましては、いろいろ議論があるのかと思いますけれども、御提案いただいたような他都市の状況も含めながら研究させていただいて、まず、現場で困っている方々にしっかりと相談をすることによって、丁寧に現場の対応を改善していくように我々としても努めたいと思います。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 23番 渡辺議員。

○23番（渡辺修一君） ありがとうございます。もちろん保護者との信頼関係を構築していくことが重要でありますけれども、保育士の皆さんが感じている精神的な負担の背景には、体制そのものは整いつつあるものの、現場では線引きを伝えにくい、結果として抱え込んでしまうという実態が大きな要因でありますので、感じているということでもありますので、安心して子供たちに向き合える職場環境の整備を引き続きよろしくお願い申し上げます。要望です。

続いて、子ども食堂の機能拡充に関する行政の役割についてなんですけれども、これも質問に掲げさせていただきました、子ども食堂を実施されている方が11月に開催した子ども食堂にて、これ御礼なんですけれども、市の方が支援の物資を実際に持ってきていただいて、この11月の開催していただいた当日もお手伝いをしていただいたと、様々お話を聞いていただいて、大変に喜んでおられました。大変にありがとうございます。

子ども食堂は、今や食事の提供にとどまらず、子供たちの孤立を防ぎ、学びや体験、人とつながりを生む地域の居場所として極めて重要な役割を担っています。本市においても既にこの流れを先取りする取組が始まっていることは、大変に心強い働きであると思います。既に大学、学校、企業、地域が子ども食堂を支える土壌も、実際に動いている実績も両方が備わっているこの北九州市の取組でありますけれども、だからこそ今後はこうした芽生えた取組を個別事例で終わるのではなくて、市全体で着実に広げていくことが極めて重要であると思っております。どの地域に住んでいても、子供たちが安心して集える居場所が確保される北九州市の実現に向けて、今後も力強く取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思っております。

最後に、食料支援体制の抜本強化とフードバンクへの公的支援なんですけれども、すみません。2月の答弁とあまり変わらぬ答弁であって、大変残念であるんですけれども、本市の食料支援も、本当にフードバンクが頑張っていて、成り立っている状況でありますし、公明党としましてもそういったフードバンクに対して政策要望懇談会を行わせていただいて、様々御要望を聞かせていただきました。その内容を反映しての今回の質問なんですけれども、現場の実態と、今回局長が答弁いただいた答弁には、ちょっと大きなかい離があるのではないかなと指摘せざるを得ません。実際には食料の調達、保管、仕分がフードバンクに要は委ねら

れているということであります。ぜひともこのフードバンクの現場が今どのような課題を掲げ、市が最も切実な支援ニーズであるのかというのを丁寧に聞き取っていただきたいと思えますけれども、局長、御答弁をお願いいたします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほどの御答弁にも申し上げましたとおり、フードサポート等で担っていただいている部分もございますので、フードバンクさんとよくお話をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）23番 渡辺議員。

○23番（渡辺修一君）ありがとうございます。本当に生活者困窮支援ですね、民間の善意と献身に過度に依存するのではなくて、行政が責任を持って支える仕組みへと一歩踏み出すことが、市民の命と暮らしを守ることに直結すると考えます。これからはしっかりと支援をお願いして、私の質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）ここで15分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時46分再開

○議長（中村義雄君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）皆さんこんにちは。日本共産党の宇土浩一郎です。会派を代表して一般質問を行います。

最初に、高齢者福祉乗車券についてです。

高齢化が進んでいる本市では、高齢者の足をいかに確保するか大きな課題となっています。高齢者の方にお話を聞くと、バス停まで歩くのが大変、バス路線の廃止、減便によって歩く距離が長くなった、雨降りや体調不良のときはタクシーを使いたいと、特にタクシーのニーズが高まっています。高齢者の方々が安心してスーパー、病院、銀行、郵便局などに行ける公共交通が今こそ必要です。

我が党が求めてきた高齢者福祉乗車券は、JR、バス、モノレール、タクシー等にも使えるもので、公共交通の存続、維持に資する取組であると同時に、行きたいときに行きたいところに行ける市民の移動の権利の保障にもつながります。多くの高齢者の方々に喜ばれるでしょう。

そこで、質問します。

6月議会で市長は私に対する答弁で、全ての市民が安心して移動できる町を目指す取組を進めると答弁しました。高齢者福祉乗車券を拒否し続ける態度と矛盾しています。タクシーはドア・ツー・ドアで高齢者も安心して使えます。本市で2023年6月に実施したプレミアム付タクシー券は、3万冊の乗車券が数日でほぼ完売するほどタクシーのニーズの多さが証明されまし

た。福岡市ではタクシーにも使える高齢者乗車券が交付されています。本市でも同様の高齢者福祉乗車券を導入すべきです。答弁を求めます。

次に、補聴器購入助成制度についてです。

体温計のピピッという測定音が聞こえず、しばらくわきに挟んでいると家族から指摘されることが増えた、聞こえの悩みが増え、日常生活で不安を感じるようになったという声が寄せられています。我が党は、加齢性難聴の高齢者の生活の質を維持し、社会的な孤立にならないように支援することは人権を守ることだと捉え、議会で繰り返し補聴器購入助成制度の創設を求めてきました。社会に参加し、権利を行使できるようにするために市長は決断すべきです。

全国では補聴器購入助成制度が広がっています。2021年は36自治体でしたが、2025年11月には512自治体まで広がっています。4年間で14倍に広がっています。しかし、本市は制度の創設はおろか、早期発見の重要性から特定健診の検査項目に聴力検査を追加することすら、特定健診の目的からなじまないとして拒否し続けています。

そこで、2点質問します。

第1に、本市は補聴器購入助成については、市独自の助成制度は考えていないが、継続して行われる研究の成果を早期に取りまとめること、補聴器に認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設することについて、全国市長会や大都市民生主管局長会議など、様々な機会を捉えて要望を行っているかと答弁しています。

しかし、先日我が党が厚生労働省に補聴器に関して交渉を行ったところ、民間の研究施設である国立長寿医療研究センターにおいて、補聴器装用の有無による認知機能の有無に関する調査というのを継続的に実施されている、しかし、国の事業ではないので、いつ出るのか直接研究者とやり取りしているわけではない、国の事業でお金を出しているわけではないので、把握していないと答弁しています。国の動向を見守るだけでは進まないのは明らかです。高齢化が進む北九州市においては重要な課題であり、高齢者の社会参加を促進し、活躍の場を広げていくためにも、多くの自治体で広がる補聴器購入助成制度を本市にも創設すべきです。答弁を求めます。

第2に、市が発行した早期受診を促す啓発チラシには、聞こえにくいと感じたら早めに医療機関、耳鼻咽喉科に受診しましょうとあります。専門医に受診するのは大切なことですが、2025年10月1日から後期高齢者の窓口負担2割の経過措置が終了し、さらに継続する物価高の中では、耳鼻咽喉科への受診抑制になるのは当然です。

私が本年6月議会に提案した、各地域にある市民センターでの聴力検査の実施について、本市は外部の騒音を受けない環境、迅速に難聴の原因に応じた対応につながるということが重要として否定しました。しかし、私が聞き取りをした耳鼻科関係の医療従事者からの話では、市民センターでも医師や認定補聴器技能者、小部屋と聴力検査の機械がそろえば、スクリーニング検査として十分可能だと聞きました。市民センターは高齢者が行きやすい場所です。早期発見、早

期対応を進めるために、身近な市民センターで実施できるようにすべきです。答弁を求めます。

次に、選挙の投票所についてです。

選挙のたびに話題となるのが、投票率の低さや政治への関心の低さについてです。有権者の投票率が低い主な理由は、政治への関心の薄さや選挙制度への理解不足、そして、自身の1票が政治に反映されないという意識などと言われていています。OECD加盟国の国政選挙における投票率は平均70%です。しかし、2025年参議院選挙は全国で58.51%であり、本市は51.90%と平均以下です。

2016年6月には選挙年齢を満18歳以上に引き下げる法令改正も行われ、高校生に対する政治や選挙等に関する学習指導も行われています。若年層の投票率は2025年7月の参議院選挙で18歳から19歳が45.29%、20歳から24歳が42.60%と改善されているものの、80歳以上の投票率の低下も注目されます。80歳以上の投票率は2025年7月の参議院選挙においては、本市の70歳代の62.81%に比べ、80歳以上は41.03%となっており、半分以上の有権者が投票されていない状況は続いています。

超高齢未来観測所所長の斉藤徹氏は、投票率が低くなる原因は、加齢に伴う体力や足腰の衰えで投票所に行くことが困難となること、健康状態の低下、認知機能の衰えが考えられると指摘しています。本市は、政令指定都市の中で高齢化率がトップです。投票所まで歩いて行くのが困難な方が多くいる状況です。

私は小倉南区の高齢の市民に今回投票に行きますかと聞くと、最近足が悪くて行くのが困難で行っていない。投票所が遠いし、坂もありなかなか難しい。足が悪くないときは必ず投票に行っていた、横代小学校、志徳中学校、守恒小学校など長い坂や階段があり、足が悪い方や高齢者の方とはとても困難でどうにかならないか、投開票日に投票所が設置されていない横代市民センターや企救丘市民センターでも投票ができるように改善してほしいという声も聞いてきました。高齢者をはじめ市民が気軽に投票に行っていくためにも改善が求められます。

そこで、3点質問します。

第1に、小倉南区の投票所を見ると、急な坂があるところが10か所程度あります。このような投票所に歩いて行くのはとても困難です。上記で紹介した市民の方の声にもあるように、近隣住民が投票しやすい場所で投票できるようにすべきです。答弁を求めます。

第2に、現在小倉南区役所、曾根出張所、東谷出張所、両谷出張所、サンリブシティ小倉において期日前投票ができますが、これでは少な過ぎます。各地域にある市民センターでもできるようにしたらどうでしょうか。答弁を求めます。

第3に、現状、投票する場合、各区内の区域ごとに指定された投票所でしか投票できない仕組みとなっています。区内のどの投票所でもできるようにしたらどうでしょうか。答弁を求めます。

最後に、自衛隊に関する市民への情報提供についてです。

2021年6月23日公布の重要土地等調査法によって、陸上自衛隊小倉駐屯地と富野弾薬支処の1キロ圏内が注視区域に指定されました。区域内の土地所有者や利用実態を調査するために、自治体に利用者の個人情報を提供させ、軍事施設などの機能を阻害する行為があれば、政府が機能を阻害する利用の中止を勧告、命令することができるとしており、従わないときは拘禁刑や罰金刑が科されます。住民のプライバシー権や財産権、思想、信条、良心の自由が侵害されたとの懸念があります。

注視区域の指定に当たり、内閣府から本市への意見聴取で丁寧な説明の実施を要望したが、国は内閣府のホームページとコールセンターで地域住民や事業者の質問に対応できるとして、住民説明会は考えていない、市は法に基づく措置は国に責任があるとするなど、国も市も住民説明の責任を放棄していることは明らかです。陸上自衛隊小倉駐屯地の1キロ周辺は公共施設が多くある住宅密集地です。ところが、私が地元市民に重要土地等調査法の話をする、誰一人知りませんでした。住民説明会は考えていないとしている国に対し、市は法に基づく措置は国に責任があるとするばかりで、国に対して抗議をすることも、改めて説明を求めることも何もしません。市長には市民の命と財産を守る責任があります。

6月議会で私は危機管理監に、行橋市は基地対策室を設けているのを知っているかと尋ねたところ、危機管理監は現在その情報については承知していないという答弁でした。これまで繰り返し、我が党は委員会等で行橋市が基地対策室を設け、対策を取っていると指摘してきたにもかかわらず、不誠実な答弁です。行橋市ホームページでは、200平方メートル以上の土地、建物を売買等する際には届出が必要とまで書かれています。本市のように内閣府のホームページを見れば十分影響というのは分かるという姿勢では、市民の皆さんが理解できるとは到底思えません。

そこで、2点質問します。

第1に、本市のホームページにおいて、この法律が市民にどのような影響をもたらすか、行橋市並みの掲載をするべきです。答弁を求めます。

第2に、注視区域指定に当たっては、市民や議会には何も知らされていません。さらに、2024年4月に北九州空港が特定利用空港に選定されました。オスプレイの夜間飛行訓練も行われようとしています。本市も基地対策室を設けるべきです。答弁を求めます。

以上で第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目1つ目、高齢者福祉乗車券について、高齢者福祉乗車券を導入すべきというお尋ねがございました。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して続けていくために、地域の実情に応じ外出しやすい環境を整えることは重要な政策課題であると考えております。このため、

北九州市におきましては、日常生活圏域での高齢者の皆様の生活支援や社会参加などが図られるよう、地域が主体となって買物支援を行う買物応援ネットワークや、ボランティアが送迎を行う市の社会福祉協議会のシルバーひまわりサービスへの支援など、様々な事業に取り組んできているところでございます。

また、鉄道駅やバス停から一定程度離れた公共交通空白地域における高齢者等の皆様の生活交通を確保するため、おでかけ交通に取り組んでおります。導入に当たりましては、スーパーや公共施設に行く先に設定するなど、地域の方々の御意見を反映しながら進めさせていただいております。加えまして、市営バスにおきましては、75歳以上の市内乗り放題、高割引定期券であるふれあい定期券や、大手バスが運行できない高台地区の方々の買物や通院の手段を確保するためのお買い物バスを運行しているところでございます。

こうした中、行政だけでなく、交通事業者、医療・介護などの事業者とも連携をし、地域に存在するあらゆる輸送手段を総動員して、公共交通の利便性と持続可能性を高める公共交際リ・デザインに取り組むこととしており、既に高齢者の皆様の移動に関して、庁内での課題の整理や情報の収集、共有などを始めているところでございます。

一方、タクシーにも使える議員御提案の高齢者福祉乗車券については、多額の事業費を要することになる上、さらに同様の事業を導入している他の政令指定都市におきましても、縮小に向けた見直しが進められている状況にもございます。こうしたことから、今後とも北九州市におきましては地域における生活支援の充実を図るということとともに、多様な主体による持続可能な公共交通ネットワーク全体を構築することで、高齢者をはじめ全ての市民の皆様が安心して移動できる町を目指す取組を進めてまいりたいと考えております。

大手バスが運行できないと申し上げましたが、大型バスが運行できない高台地区ということで訂正をさせていただきます。

そして、大項目2つ目の補聴器購入助成制度というものにつきまして創設すべき、身近な市民センターでの聴力検査の実施をというお尋ねがございました。

高齢者の皆様の難聴につきましては、聞こえづらさから人とのコミュニケーションが難しくなり、ひきこもりや鬱の要因となり得るなど、健康寿命の延伸や介護予防の観点からも重要な課題であると認識をしております。

他方、補聴器と認知症の関係につきましては、国立長寿医療研究センターにおいて令和2年度から研究が継続されている状況にございますが、現時点では科学的なエビデンスが明確になっていない現状にございます。また、加齢による身体の衰えは多岐にわたることから、公的支援の在り方につきましては、その効果や方法を慎重に見極めていく必要もございます。

このため、市が独自で補聴器購入助成制度を創設することは考えておりませんが、全国市長会や大都市民生主管局長会議等を通じて、国に対し研究成果を早期に取りまとめ、認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設することを要望しているところ

であります。

次に、高齢者の皆様の難聴の検査と治療につきましては、福岡県耳鼻咽喉科専門医会のホームページで、聞こえの状態は個人によって異なるため、耳鼻咽喉科での評価が必要、耳あかや中耳炎など難聴の原因を知り、補聴器以外の治療方法について相談することも重要などと示されているところがございます。

また、国における難聴高齢者の早期発見・早期介入等に関する調査研究を通じまして、自治体に向けた手引が示されており、北九州市といたしましてもこの手引に沿った取組を進めているところがございます。具体的には、高齢者の皆様が難聴への関心を高め、早期発見、早期受診につながるよう、聞こえのセルフチェックや医療機関への受診の大切さを掲載した啓発のチラシを昨年度作成し、配布を開始いたしました。これまでに約2万8,000部を配布しておりまして、今後も関係機関と連携をしながら、地域での周知を一層強化していく考えでございます。

このような取組や専門医の知見を踏まえますと、高齢者の皆様が聴力を検査する際には、1つに、外部騒音の影響を受けない適切な検査環境を整えること、2つに、難聴の原因に応じた対応に迅速につなげることが重要であり、専門の医療機関で受診していただくことが望ましいと考えております。

なお、難聴の基礎知識や早期発見、早期受診の大切さ、日常生活での予防方法などを専門職が広くお伝えしていくことも重要と考えており、市の言語聴覚士による市民センター等での出前講演も開催しているところがございます。今年度は既に14回のお申込みをいただいております。聞こえのセルフチェックから、必要に応じて医療機関への受診を勧めるなど、丁寧に啓発を進めているところであります。

引き続きこれらの取組を進め、国の動向や科学的エビデンスも注視しながら、難聴への理解の促進と早期発見、早期受診に向けた啓発に取り組み、高齢者の皆様が生き生きと活躍できるまちづくりを着実に推進してまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（兼尾明利君）投票所に関する3つの御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、急な坂があり、歩いて行くのが困難という市民の声を踏まえ、近隣住民が投票しやすい場所で投票できるようにすべきであるとの御質問についてお答えいたします。

投票区域の設置の基準につきましては、1つ目に、選挙人の住所から投票所までの距離が3キロメートル以内の範囲とすること、2つ目に、投票区域内に投票所となる施設と代替施設があること、3つ目に、地勢、生活圏、交通の利便性を考慮しながら、町、丁目、街区番号等を境とすることなどとしております。

また、投票所の選定に当たりましては、1つ目に、投票所として有権者数に応じた十分なスペースや駐車場の有無、2つ目に、投票区域内での位置や地域の形状、3つ目に、スロープなどバリアフリーへの対応などを考慮し、地域の意見を伺いながら行っているところであります。

市民センターを例に、近隣住民が投票しやすい場所を投票所にすべきという議員の御提案につきましては、より行きやすく坂道が少ないなど適切な施設があれば、各区の選挙管理委員会におきまして個別に地域と協議しながら、適宜投票所の見直しを行っております。これまでも小・中学校から、空調設備があり、ふだんから利用の機会の多い市民センターへの変更を進めてきており、直近の令和7年参議院議員選挙では、市民センター全136館のうち86館を投票所として活用しております。

その一方で、市民センターによっては投票区域内での位置が偏っていたり、投票スペースが2階であったり駐車場が狭いなどの問題があり、投票所として使いづらい場合もございます。今後とも投票所の選定に当たりましては、有権者の利便性が向上するよう、個別の案件ごと丁寧に対応し、投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、小倉南区の期日前投票所は少な過ぎる、各地域の市民センターにも期日前投票所を設置できないかという御質問にお答えさせていただきます。

北九州市では、期日前投票所を各区の拠点となる区役所や出張所に設置することを基本としつつも、平成31年の市長選挙からは、人が集まりやすい町なかにも期日前投票所を増設してまいりました。小倉南区におきましても、直近の参議院議員選挙では、区役所と3つの出張所、サンリブシティ小倉と市内で最も多い5か所に設置したところでございます。

議員御提案の小倉南区内の市民センターに期日前投票所を設置する場合、1つ目に、既存の期日前投票所と同様に二重投票を防止するためのシステムの導入や人員の配置など多額の経費を要すること、2つ目に、期日前投票の期間、市民センターの本来的な利用ができず、地域の方々に不便をおかけすること、3つ目に、他の区とのバランスも考慮する必要があることなどの課題があり、現時点において市民センターを活用した期日前投票所の設置は考えていないところでございます。

続きまして、当日投票する場合、指定された投票所ではなく、区内のどの投票所でも投票できるようにできないかという御質問にお答えさせていただきます。

投票日当日、選挙区内の有権者であれば、区内のどこの投票区の有権者でも投票できる共通投票所につきましては、平成28年の公職選挙法の改正により設置が可能となっております。現在、北九州市の当日投票所では、投票所ごとに紙媒体の選挙人名簿で有権者の本人確認と投票日前日までの投票状況の確認をすることで、二重投票を防止させていただいております。仮に、共通投票所を設置する場合、複数の投票所で投票する二重投票を防止するため、全ての投票所をネットワークで結んで、リアルタイムに投票状況を確認できるシステムの導入に多額の

費用が必要となります。また、一部の利便性が高い共通投票所に有権者が偏り、混雑が発生する懸念もございます。こういったことから現時点では課題が多いと考えており、他の政令指定都市においても実施されていない状況です。

北九州市の投票環境につきましては、238か所の当日投票所に加え、期日前投票所を区役所、出張所、各区の拠点となる町なかの商業施設に配置するなど、順次期日前投票所の拡充に努めてまいりました。その結果、近年の選挙での期日前投票者は増加傾向にあり、全投票者の4割以上となっております。当日投票に行くことが難しい方は、通勤や通学、買物の際などに期日前投票所を積極的に活用していただきたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）最後に、大項目4つ目の自衛隊に関する市民への情報提供につきまして、重要土地等調査法について、市のホームページを行橋市並みの掲載にすべき、それから、本市も基地対策室を設けるべき、この2点についてまとめて御答弁いたします。

国は重要土地等調査法に基づき、安全保障上、自衛隊の基地など重要施設等の機能を阻害する土地、建物の利用を防止するため、その重要施設等の周囲おおむね1キロメートルの範囲内で注視区域、特別注視区域を指定しております。また、この法におきまして、その区域内の土地等の利用状況などの調査を行い、重要施設等の機能を阻害する行為が認められた場合には、利用者に対する勧告等を行うことができると定められております。

この指定区域のうち特別注視区域につきましては、重要施設等のうち機能が特に重要な施設等の周辺区域を指定するものであり、その区域内における土地、建物の売買等に当たっては、国への届出が必要になることなどが規定されております。議員御案内の行橋市は、築城基地等の周辺が特別注視区域に指定されたことから、同市のホームページには、当該区域内におきまして、土地、建物の売買等をする際には届出が必要となる旨の情報を掲載しているものと認識しております。

一方、北九州市におきましては、自衛隊関連施設である小倉駐屯地、富野弾薬支処、この2か所の周囲が注視区域として指定をされております。北九州市内には特別注視区域の指定はなかったため、注視区域の情報のみをホームページに掲載し、あわせて、特別注視区域の情報につきましては内閣府のホームページで閲覧できるようリンクを掲載しております。このように、現状におきましては各自治体の判断で、国による区域指定の状況に基づき市民に必要な情報を適切に提供しているものと認識しております。

なお、市民への情報発信につきましては、分かりやすいものとなるよう、他都市の取組も参考にしつつ、適切に行ってまいりたいと考えております。

また、議員御質問の基地対策室の設置について、行橋市からは、築城基地が市内に所在していることから、基地に係る交付金の業務や基地との連絡調整などの業務が恒常的に発生していると聞いております。一方、北九州市におきましては、こうした恒常的な業務は発生していな

いため、新たに基地対策室を設置する考えはございません。

いずれにしましても、新たな部署の設置に当たりましては、各自治体の行政需要に応じまして適切に判断するものと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）それでは、第2質問を行います。

それでは、自衛隊に関する市民への情報提供について深めていきます。本市危機管理室のホームページには、訓練情報が2つ掲載されています。航空自衛隊小牧基地は輸送機1機について、そして、築城基地がF2戦闘機2機と中等練習機1機のタッチ・アンド・ゴーの訓練が掲載されています。

そこで、お尋ねします。

この2つの訓練は、2つの基地からの情報提供ですか。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）国からの情報提供をいただくように我々からお願いをしております。いただいた情報を我々としても市のホームページに掲載をしているという状況でございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）そこで、次の質問は、第1質問でオスプレイの夜間低空飛行訓練も行われようとしていると紹介しました。防衛省は8月12日、木更津駐屯地から佐賀空港に全17機のオスプレイ、V22の配備を完了し、それを受けて我が党は現地調査を行い、爆音を響かせ飛び立つ瞬間や、住民から、両翼を広げると体育館くらいの大きさになり、非常に恐ろしいという報告も聞きました。その後、我が党は9月9日には市長に対し北九州市でのオスプレイ飛行の中止を国に求める申入れを行ってきました。

最初の質問で、6月議会で私が危機管理監に、行橋市は基地対策室を設けているのを知っているかと尋ね、危機管理監は、現在その情報については承知していないという答弁をされたことを指摘しました。これまで繰り返し我が党は委員会等で、行橋市が基地対策室を設け、対策を取っていると指摘してきたにもかかわらずです。我が党の行橋市議の話では、行橋市は築城基地で軍事訓練があれば議会や市民にすぐに知らせる、市民目線で動いているのが特徴とのことです。本市として市民の命と財産を守るために、国に対し正面から物を言っていくことはもちろん、行橋市並みの基地対策室を設置すべきと考えます。再度答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）先ほども答弁いたしました。行橋市は築城基地が所在する自治体ということであることから、基地対策室は国からの基地関連交付金の調整、それから、申請、そういった業務を担当していると聞いております。北九州市としましては、これまで同様に現行の体制におきまして関連関係部署と連携しながら、適宜適切に情報収集、情報提供を行

ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）しかし、やはり北九州市も特定利用空港とか、あと重要土地等調査法とか、そういうもう戦争する国づくりとか、そういうふうにだんだんなっているんですよね。だから、やっぱり市民の安心、暮らしを守っていくには、ここの北九州市にも基地対策室は必要だと私は思います。

次に参ります。私は、佐賀駐屯地に2度調査に行き、欠陥機と言われているオスプレイを見てきました。着陸の爆音は衝撃と恐怖を感じました。市長は、オスプレイそのものや飛行する姿を見たことがありますか。答弁をお願いします。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）北九州市におきまして上空を飛んでいるとか、そういった情報も市民の方から聞いたことがあります。目視ですが、見ている方がいるというのは聞いたことがありますけど、直接私は見たという経験はありません。以上でございます。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）私は、個人的には見たことはあります。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）市長は見たことがあるということで、危機管理監も仕事上、やっぱり見るべきだと思います。本当に、今さっきも言ったように、小学校の体育館ぐらいの大きさがあるんです。それが墜落したりすると本当に甚大な被害が出るのは明らかです。ぜひとも見に行ってみて実感してもらいたいです。佐賀空港に行けば見れます。

次に行きます。第1質問でも紹介しましたが、北九州市では住宅地周辺の小倉駐屯地、曾根訓練場、富野弾薬支処上空での夜間飛行や高度300メートル以下の低空飛行訓練が計画され、隣接する空自芦屋基地、空自築城基地は佐賀空港との飛行慣熟訓練ルートとされています。防衛省は住宅地、市街地や病院等の上空の飛行は制限すると言いながら、最終判断はパイロットの判断に委ねるとしており、墜落の危険性や騒音、低周波被害による市民の生命、財産及び安心・安全が大きく損なわれることが懸念されます。

私の活動する小倉地域において、陸上自衛隊小倉駐屯地の周辺は多くの公共施設や住宅地が密集しています。市民からも、富野弾薬支処の上を飛ぶのは大変怖い、墜落でもしたら甚大な被害が出るのは明らかという声もあります。危機管理監は先ほどの答弁で基地対策室を設ける予定はないと答弁しましたが、不安を感じる市民がいることは事実です。北九州市上空を飛行することは絶対にやめるべきです。防衛省に申入れすべきです。答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）こうしたオスプレイの飛行、それから、様々な訓練、これにつきましては国防に関することだと我々は認識しておりまして、国の専管事項として考えておりま

す。国において適切な判断がなされるものと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）本市は繰り返し防衛問題は国の専管事項という答弁に終始していますが、地方自治法では第1条の2に、地方公共団体の役割と国の役割が記載されていますが、どちらを優先しているのですか、答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）地方自治法上の第1条の2の第2項のお話だと思うんですけど、ここは市と、市というか地方自治体と国の役割、これを分担するということが書かれていると認識しております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）私は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的、かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとうたわれているように、北九州市として市民が不安を感じている以上は、説明責任を果たすべきと考えます。

我が党は先日、40項目にわたる項目について各省庁へ直接交渉に行ってきました。先ほどの危機管理監が繰り返し答弁される国の専管事項についてや特定利用空港について、基地の強じん化計画について、オスプレイの低空飛行訓練についてなどなどです。内閣府に対し、北九州市は防衛問題については国の管轄なので、北九州市は何も言えないと言っていると尋ねたところ、内閣府の答弁は、各自治体の判断でその意見や要望といったものを国に表明する例はあるので、住民の福祉の増進を図る役割を担う自治体が、国に対してどのような意見、要望を行うといったことについては、各自治体の判断に委ねると答えています。

特定利用空港に関しても、政府としては地域を代表する自治体への説明を丁寧にし、その上で地元の議会や協議会、住民に対する説明については、自治体の判断でそれぞれの自治体から行っていただくことを原則としていると答弁して、本市は国に対し意見が言えることはもちろん、議会や市民に対する説明は市の責任であるということです。この現実、住民が不安に思っている状況は問題はないんですか。答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）地方自治法上の地方自治法第1条の2の第2項のこの役割分担というのは、国がやること、それから、地方自治体に任せられていること、これをそれぞれ明確にするために、国として明確にこれを分けてやるために行政、自治体にその分担を分かりやすくするという、国が考えているものだと私は認識しております。そういった中で、改めてこの国防というのは、平成31年3月15日に参議院の予算委員会におきまして、当時の総務大臣が国家としての存立に関わる事務の具体例といたしまして、外交、防衛、こういったものは国の専管事項と答弁していると我々は認識しております。そういった中での国の役割であるということで答弁させていただいております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）私が言っているのは、国は、市が指摘できるんですよと言っているんですよ。だから、ここの上空をオスプレイが飛ぶなということも北九州市が言えるということなんです。だから、特定利用空港だって、特定利用空港にするな、そういうことも言っていけるんですよ。向こうは、国が何と言うか分かりませんが、言っていけるんです。だから、やっぱり市民の命を守る責任が北九州市にあるから、私はそう言っているんです。国もそういうふうに、私が政府交渉に行ったときにそういうふうに使われていました。そのことについてどう思いますか。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）我々のほうに国から情報が、連絡があります。こういった訓練があるとか、そういった際に我々として、市としての立場として安全運航に努めてくださいという内容の趣旨のことを国のほうには伝えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）最後、この問題について再度市長に尋ねます。

高市首相が国会で、台湾海峡での米中の武力衝突がどう考えても存立危機事態になり得るといふ答弁は、日本に対する武力攻撃がなくても、米軍を守るために自衛隊が中国に対する武力行使を行う、戦争を行うことがあり得ると宣言したことになります。これは日中両国関係正常化の土台を壊す発言であり、日中の対立と緊張が起こり、少なくない市民が不安を感じています。私がこれまで述べてきたオスプレイの飛行や特定利用空港の選定などについて、国に対して説明会を求めるなど要請すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）危機管理監。

○危機管理監（柏井宏之君）繰り返しの答弁になりますが、国防に関しては国の専管事項であり、国が適切に判断するものと認識をしております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）住民が不満に思っているにもかかわらず、基地対策室を設置することを検討することもない、問題意識がない姿勢が明らかになりました。国がそれだけ言ってもいいと言っているんだから、やっぱり北九州市としても独自の考えで主張していったほうが私はいいのではないかと思います。

では、次に移ります。補聴器購入助成制度についてです。

我が党は、加齢性難聴に悩む高齢者の生活の質を維持し、社会的な孤立にならないように支援することは人権を守ることだと捉え、議会で繰り返し補聴器購入助成制度の創設を求めてきました。

そこで、市長に伺います。

市長は令和7年7月1日号の市政だよりにて、人権とは誰か別な人のためのものではなく、

私たち一人一人が生きていくための土台です。でも、その土台は気づかぬうちに傷ついたり揺らいだりしてしまうことがあります。だからこそ、今の時代、改めて人権は何だろうと考えてみませんか。大切なのは正しさより優しさ、誰かの痛みに目を向けることから始めていきましようとのメッセージがされています。

市長はこの問題、難聴によって日常生活ですら不安を感じるようになった高齢者の痛みについて、生活の質を維持し、社会的な孤立にならないように支援することは、人権を守るという認識は持たれていますか。答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）宇土議員のおっしゃられました人権を大切にするというところは、もちろん市としてもしっかりと考えながらやっているところではございます。ですが、補聴器購入助成制度に関しましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、難聴について早期発見、早期対応していただくことは非常に大事だとは思っておりますので、それに関しての周知啓発ですとか様々な取組をしております。そういう中で高齢者の方々がしっかりと難聴に対する理解をしていただくこと、それから、早期発見、早期受診につながっていただくこと、こういったことをしっかり取り組む中で、高齢者が生き生きと活躍できるまちづくりを進めているものと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）市長に聞いたんですけど、市長の答弁は。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）様々な政策、理念として人権をしっかりと守っていく、これは大事なことでございます。しかしながら、現実の中で全ての政策を網羅的に行うということが最適解とは限りません。そうした中で、現実的に私たちは責任ある行政、市政を運営していく中で、人員、財源、様々なリソースの制約のある中で、どのような政策に優先順位をつけてやっていくのか、それをしっかりと選択していく、優先順位をつけていく、また、検証しながらやっていくという、そういうスタンス、姿勢というのが大事だと思います。なので、もちろん様々な市民の皆さんのニーズ、また、それに関する御要望や御意見、これはしっかりと受け止めながら、私たちが誠実にそういったものをしっかりと一つ一つ検討、また、精査をしていくということでございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）この補聴器購入助成制度、私たちも各団体と署名運動も今も行っています。そういうこともあり、みんなの要望がかなり高まってきていますので、ぜひ市長、決断をお願いします。

全国では補聴器購入助成制度がつくられた自治体は、2021年は36自治体でしたが、2025年11月には512自治体まで広がり、4年間で14倍にも広がっています。実施した自治体の中に

は、国の調査結果はそれとして、制度が必要だという声広がったから制度をつくったという事例を我が党市議団は紹介してきました。

本市は、これまで加齢性難聴は聞こえづらさから社会的孤立や認知機能低下の要因になると言いつつ、自ら助成をしようとせず、国の動向任せの姿勢を取ってきました。最初の質問でも紹介しましたが、我が党が厚生労働省に補聴器に関して交渉を行った結果、民間の研究施設である国立長寿医療研究センターにおいて、補聴器装用の有無による認知機能の有無に関する調査というのが継続的に実施されている、しかし、国の事業ではないので、いつ出るのかを直接研究者とやり取りをしているわけではない、国の事業でお金を出しているわけではないので、把握していないと答弁しています。昨年10月24日の保健福祉委員会において当局の答弁は、はっきり示されていないが、令和9年度ぐらいまでは行われるというような情報はもらっているという曖昧なものです。国の動向を見守るだけでは進まないのは明らかです。

そこで、市長に伺いますが、市長就任時の発言で、私の信念の中核には、国の言うことを聞くだけではこれからの地域はやっていけない、そういう思いがありますとおっしゃっています。先ほどの防衛問題と同様ですが、住民の福祉の増進を図ることを基本とするならば、この国待ちの姿勢では市長の政治スタンスと逆行していませんか。北九州市は政令市の中で高齢化率がトップであり、本市の集計で何らか聴覚に障害のある方は約11万6,000人、それとはまた別に、令和4年に日本補聴器工業会が行った調査では、自分が難聴だと思っている方、要は自覚症状がある方は約7.5万人という推計がされています。私は、この問題は市長の決断次第だと思います。本市においても補聴器購入助成制度をつくるべきです。答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、国のエビデンスが明らかになっていないというところがありますので、国の答えを待つ、エビデンスを求めるところで、国立長寿医療研究センターの研究の継続状況を見ているというところがございます。それ以外にも、先ほどの市長の答弁にもありましたように、政策には様々な選択肢がございます。その中で限られた財源、資源でどのように対応していくのかというところを市として、市が主体的に考えている、その中では加齢による身体の衰えに関する公的支援の在り方については慎重に見極めていく必要があると考えており、市が独自で補聴器購入助成制度を創設することは考えていないわけでございます。

しかしながら、大都市を通じて国に対して、認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設することを要望しているというところでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）私は議員になる前、議事録を読んだり議会傍聴を繰り返し行ってきました。私が感じたのは、これまでの市政において、局長の皆さんの答弁が冷たいものだと感じ

てきました。最後には、市長がこれは重要だというのは、リーダーシップを持って答弁に立ち、その後の市の取組に反映させてきたということです。今日これまでの議論で市長に決断を迫る質問をしてきましたが、できる限り高齢者福祉乗車券、そして、補聴器購入助成制度、その実現を訴えて、私の質問を終わります。

○議長（中村義雄君）本日の日程は以上で終了し、次回は12月5日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時46分散会

議員派遣変更報告一覧表(令和7年9月定例会議決分)

変更後			変更前				
派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間	派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間
保健福祉子ども委員会 金子秀一、森本由美、中村義雄、 西田一、小松みさ子、 中村じゅん子、伊藤淳一、 柳井誠、小宮良彦	終活支援、ひきこも り支援、ほほえみご はん事業、及び川崎 市子どもへの権利に 関する条例に関する 調査研究	静岡市、千葉 市、東京都大 田区、川崎市	令和7年 10月20日 ～22日	保健福祉委員会 金子秀一、森本由美、中村義雄、 西田一、小松みさ子、 松岡裕一郎、中村じゅん子、 伊藤淳一、柳井誠、小宮良彦	終活支援、ひきこも り支援、ほほえみご はん事業、及び川崎 市子どもへの権利に 関する条例に関する 調査研究	静岡市、千葉 市、東京都大 田区、川崎市	令和7年 10月20日 ～22日
経済港湾委員会 渡辺修一、三宅まゆみ、 菊地公平、上野照弘、 富士川厚子、大石正信、 井上しんご、松尾和也	ポートレースパー ク化及び地域貢献 の取組、クルーズ船 の誘致施策につい ての取組、福岡空港 の取組、及び航空機 整備事業及び路線 誘致の取組に関す る調査研究	長崎県大村 市、鹿児島県、 福岡市、沖縄 県	令和7年 10月28日 ～30日	経済港湾委員会 渡辺修一、三宅まゆみ、 菊地公平、上野照弘、香月耕治、 富士川厚子、大石正信、 井上しんご、松尾和也	ポートレースパー ク化及び地域貢献 の取組、クルーズ船 の誘致施策につい ての取組、及び航空 機整備事業及び路 線誘致の取組に関 する調査研究	長崎県大村 市、鹿児島県、 沖縄県	令和7年 10月28日 ～30日
都市戦略整備委員会 森結実子、中島隆治、佐藤栄作 田仲常郎、成重正丈、山崎英樹、 山内涼成、井上純子	まちの緑化と街路 樹の維持管理に関 する取組、Park -PFIの活用によ る公園整備の取 組、公民連携による まちづくりの取組、 及び市営住宅の有 効活用とマネジメ ントの取組に関す る調査研究	名古屋市、堺 市、大阪府大 東市、京都市	令和7年 10月29日 ～31日	建設建築委員会 森結実子、中島隆治、佐藤栄作 田仲常郎、片山尹、成重正丈、 山崎英樹、山内涼成、井上純子	まちの緑化と街路 樹の維持管理に関 する取組、Park -PFIの活用によ る公園整備の取 組、公民連携による まちづくりの取組、 及び市営住宅の有 効活用とマネジメ ントの取組に関す る調査研究	名古屋市、堺 市、大阪府大 東市、京都市	令和7年 10月29日 ～31日

変更後				変更前			
派遣議員 (団体名等)	目的	場所	期間	派遣議員 (団体名等)	目的	場所	期間
総務財政委員会 村上直樹	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (公明党)	令和 7 年 11 月 19 日	総務財政委員会 村上直樹	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (公明党)	令和 7 年 11 月中の 1 日間
総務財政委員会 村上幸一	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (自由民主党)	令和 7 年 11 月 20 日	総務財政委員会 村上幸一	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (自由民主党)	令和 7 年 11 月中の 1 日間
総務財政委員会 永井佑	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (日本共産党)	令和 7 年 11 月 25 日	総務財政委員会 永井佑	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (日本共産党)	令和 7 年 11 月中の 1 日間
総務財政委員会 宇都宣亮	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (国民民主党)	令和 7 年 11 月 26 日	総務財政委員会 大久保無我	大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する政令指定都市税財政関係特別委員会による要望運動	東京都千代田区 (国民民主党)	令和 7 年 11 月中の 1 日間

## 議員派遣報告一覧表

(北九州市議会会議規則第157条第1項ただし書きを適用した派遣)

派遣議員(団体名等)	目的	場所	期間
北九州空港機能強化・利用促進等 調査特別委員会 上野照弘、渡辺修一	北九州空港の機能強化 及び利用促進等に関する 県議会への要望活動	福岡市(福岡県議会 )	令和7年10月 9日
北九州空港機能強化・利用促進等 調査特別委員会 上野照弘、渡辺修一	北九州空港の機能強化 及び利用促進等に関する 国への要望活動	東京都千代田区(国 土交通省)	令和7年11月 11日～12日



北九行調第420号  
令和7年12月3日

北九州市議会議長  
中村義雄様

北九州市人事委員会  
委員長 高橋直人

人事委員会の意見の申出について

令和7年11月27日付け北九議議第350号をもって意見を求められた下記の議案については、当委員会として異議はありません。

記

- 議案第145号 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第146号 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第147号 北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第148号 北九州市旅費条例の一部改正について
- 議案第158号 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について
- 議案第159号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第160号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援教育の教職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第161号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

# 議案付託表

令和7年12月定例会

## 総務財政委員会

議案番号	件名
第144号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
第145号	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第146号	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について
第147号	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について
第148号	北九州市旅費条例の一部改正について
第149号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第164号	公有水面埋立てによる土地確認について
第165号	町の区域の変更について
第166号	当せん金付証票の発売について
第170号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立男女共同参画センター）
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分

## 経済港湾委員会

議案番号	件名
第157号	北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正について
第168号	市有地の処分について
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分
第187号	令和7年度北九州市渡船特別会計補正予算（第1号）

## 都市ブランド教育委員会

議案番号	件名
第152号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第158号	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について
第159号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について
第160号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正について
第161号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第183号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市旧九州鉄道本社）

### 都市ブランド教育委員会（続き）

議案番号	件名
第184号	指定管理者の指定について（北九州市立思永中学校温水プール）
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分

### 保健福祉子ども委員会

議案番号	件名
第150号	北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について
第151号	児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
第171号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
第172号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
第173号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
第174号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
第175号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
第176号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
第177号	指定管理者の指定について（北九州市立特別養護老人ホームかざし園等）
第178号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立到津ひまわり学園等）
第179号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）
第180号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）
第181号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）
第182号	指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分
第186号	令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第190号	令和7年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

### 環境水道防災委員会

議案番号	件名
第155号	北九州市火災予防条例の一部改正について
第169号	芦屋町の公共下水道事業に係る事務の受託及び代替執行に関する協議について
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分

### 都市戦略整備委員会

議案番号	件名
第153号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

都市戦略整備委員会（続き）

議案番号	件名
第154号	北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について
第156号	北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について
第162号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更について
第163号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約締結について
第167号	市道路線の認定及び廃止について
第185号	令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分
第188号	令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第1号）
第189号	令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）
第191号	令和7年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）